

第3 包括外部監査の結果

I 個別案件に関する統制活動に係る監査結果（総論）

令和5年度包括外部監査における監査結果は以下のとおりである。

なお、抽出したサンプルのうち、発見事項がなかったものについては省略している。

y	サンプル 番号	種別	工事名	所属	結果	タイトル
1	1	道路	国道道路改築工事（笹曾根地区外道路改良工） （国）126号	海匠土木 事務所	意見3	①下請負人の社会保険の加入について（意見） ②工期の設定方法について（意見） ③不備のある請求書を受領した際の事務について（意見）
2	2	道路	社会資本整備総合交付金 工事（八木拡幅道路改良 工その2）（国）126号	銚子土木 事務所	意見1	①下請負人の社会保険の加入について（意見）
3	—	道路	県単舗装道路修繕工事他	印旛土木 事務所	指摘1	①契約変更の時期について（指摘）
3-ア	4	道路	県単舗装道路修繕工事 （八街に道路打換え工） （主）八日市場八街線 八街市八街に	印旛土木 事務所		
3-イ	6	道路	県単舗装道路修繕及び県 単道路維持合併工事 （点々修繕その5）	印旛土木 事務所		
3-ウ	7	道路	県単舗装道路修繕及び県 単道路維持合併工事 （点々修繕その7）	印旛土木 事務所		
4	5	道路	県単道路改良工事（田町 事業地管理工）	印旛土木 事務所	意見1	①施工計画書の誤記について（意見）
5	8	道路	県単道路改良工事（銚子 BP整備工）	銚子土木 事務所	意見1	①当初設計の合理性に対する疑義について（意見）
6	11	橋梁	道路受託及び県単道路改 良（一般）合併工事（（仮 称）三郷流山橋取付高架 橋上部工その4）（主） 越谷流山線	東葛飾土 木事務所	意見1	①期跨ぎの工期変更契約の締結について（意見）

y	サンプル 番号	種別	工事名	所属	結果	タイトル
7	18	トンネル	道路メンテナンス（トンネル）工事（天神峰トンネル補修工）（主）成田小見川鹿島港線 成田市天神峰	成田土木事務所	指摘1 意見1	①設計変更契約について（指摘） ②トンネル台帳記載事項更新について（意見）
8	—	用地取得	県土整備部所管の公共事業に係る用地事務について	県土整備部用地課	指摘2 意見4	①土地の収用手続における、検討会や推進会議の開催について（指摘） ②収用手続の活用案件の要件である「重点施策」の事業課の判断基準のガイドラインについて（意見） ③「候補案件」の選択の判断基準、審査資料、推進会議の審査について（意見） ④「推進要綱」等に従った用地取得の進捗状況等の公表について（指摘） ⑤公表対象事業の要件である「重点施策」の事業課の判断基準について（意見） ⑥土地売買契約書の作成時における収入印紙の負担関係について（意見）
8-ア	21	用地取得	国道道路改築事業 一般国道 126 号 山武東総道路（銚子連絡道）二期	海匠土木事務所		
8-イ	22	用地取得	社会資本整備総合交付金事業 一般国道 126 号 八木拡幅 第 1 工区	銚子土木事務所		
8-ウ	23	用地取得	公共街路事業・社会資本整備総合交付金事業（街路整備）野田都市計画道路 3・4・20 号今上木野崎線外 2 線	東葛飾土木事務所		
8-エ	24	用地取得	社会資本整備総合交付金事業（交付金街路）工事 野田都市計画道路 3・4・10 号清水上花輪線	東葛飾土木事務所		
8-オ	25	用地取得	社会資本整備総合交付金事業 主要地方道成田小見川鹿島港線	成田土木事務所		
9	26	上水道（管路）	千葉市美浜区真砂 4 丁目 2 番地先配水管整備工事	千葉水道事務所	意見 3	①再委託先に対する反社会的勢力への該当の有無の検討について（意見） ②未完成工事報告書の後関処理について（意見） ③請負工事設計変更施行何の後関処理について（意見）
10	27	上水道	千葉市美浜区高洲 4 丁目	千葉水道事務所	指摘 1	①未完成工事報告書の後関処理につい

y	サンプル 番号	種別	工事名	所属	結果	タイトル
		(管路)	5番地先配水管整備工事	事務所	意見5	て(意見) ②再委託先に対する反社会的勢力への 該当の有無の検討について(意見) ③工事完成報告書における押印漏れに ついて(意見) ④契約書に添付する設計書の日付につ いて(意見) ⑤設計業務委託金額の按分について (指摘:1件、意見:1件)
11	28	上水道 (管路)	千葉県美浜区豊砂5番地 先配水管整備工事	千葉水 道事務 所	指摘1 意見3	①再委託先に対する反社会的勢力への 該当の有無の検討について(意見) ②設計業務委託金額の按分について (指摘:1件、意見:1件) ③設計業務の工事延期伺の後関処理に ついて(意見)
12	29	上水道 (管路)	千葉県中央区中央港1丁 目23番地先配水管整備 工事	千葉水 道事務 所	指摘1 意見2	①再委託先に対する反社会的勢力への 該当の有無の検討について(意見) ②設計業務委託金額の按分について (指摘:1件、意見:1件)
13	—	上水道 (浄水 場)	柏井浄水場・ちば野菊の 里浄水場	施設整備 センター	意見2	①一者応札の工事について(意見) ②固定資産の計上単位について(意見)
13- ア	30	上水道 (浄水 場)	柏井浄水場西側汚水池設 備更新工事(R1~R3年工 事)	施設整 備セン ター		
13- イ	31	上水道 (浄水 場)	柏井浄水場西側薬品注入 設備更新工事(R1~R3年 工事)	施設整 備セン ター		
13- ウ	34	上水道 (浄水 場)	柏井浄水場東側施設二次 ろ過棟建築工事	施設整 備セン ター		
13-	36	上水道	柏井浄水場東側二次ろ過	施設整		

y	サンプル 番号	種別	工事名	所属	結果	タイトル
エ		(浄水場)	施設機械設備工事	備センター		
13-オ	37	上水道 (浄水場)	柏井浄水場東側二次ろ過 施設電気設備工事	施設整備 センター		
13-カ	32	上水道 (浄水場)	ちば野菊の里浄水場(第 2期)急速ろ過池機械設 備工事	施設整備 センター		
13-キ	33	上水道 (浄水場)	ちば野菊の里浄水場(第 2期)活性炭吸着池機械 設備工事	施設整備 センター		
13-ク	35	上水道 (浄水場)	ちば野菊の里浄水場(第 2期)場内連絡管布設工 事(その6)	施設整備 センター		
14	37	工業用 水道	南八幡浄水場3・4号沈殿 池設備更新工事 市川市 南八幡2-23-1	葛南工 業用水 道事務 所	指摘1 意見1	①建設廃棄物処理業者について(指摘) ②一者応札の工事について(意見)
15	—	固定資産 台帳	企業局工業用水道事業に おける固定資産台帳の管 理方法	管理部 経理課	意見1	①固定資産台帳へのデータ入力につい て(意見)
16	—	伝票処 理	工事等の債務負担行為に 係る伝票処理(工業用水 部)	管理部 経理課	指摘1	①工事等の債務負担行為に係る伝票処 理について(指摘)

各論としての監査結果にて明らかにした指摘事項及び意見の概要は次のようになる。

1 県土整備部

(1) 道路

受注者は社会保険の加入をしていない業者を下請負人にしてはならない、としているが県は確認していない。(意見)

工期末が年度末に近い工事を翌期に繰り越すには、県議会の承認を得られる年度末に一旦延長しなければならないのは非効率である。(意見)

記載事項に不備のある請求書の再発行を要求していない。(意見)
設計変更額 20 パーセントガイドラインが遵守されていない。(指摘)
施工計画書に一次下請業者と異なる業者が記載されている。(意見)
随意契約の限度額 250 万円に近い金額の随意契約の工数見積り根拠を明らかにする必要がある。(意見)

(2) 橋梁

工期末が年度末に近い工事を翌期に繰り越すには、県議会の承認を得られる年度末に一旦延長しなければならないのは非効率である。(意見)

(3) トンネル

設計変更額 20 パーセントガイドラインが遵守されていない。(指摘)
トンネル台帳の更新漏れ。(意見)

(4) 用地取得

土地の収用手続きにおける、検討会や推進会議を適切に開催していない。(指摘)
収用手続きの活用案件の要件である「重点施策」の事業課の判断基準には明確なガイドラインがない。(意見)

「候補案件」について、その選定の判断基準を始めとする審査資料を作成せず、推進会議で審査していない。(意見)

「土地収用制度活用推進要綱」等に従った用地取得の進捗状況等の公表がない。(指摘)

公表対象の要件である「重点施策」の事業課の判断基準には明確なガイドラインがない。(意見)

土地売買契約書の作成時に収入印紙の負担関係について承認を得ていない。(意見)

2 資産経営課

なし

3 企業局

(1) 上水道事業

下請業者が反社会的勢力でないことを県所管課が確認していない。(意見)

未完成工事報告書(ほかにも請負工事設計変更施工伺)においては、後閲となっているものが、決裁後、担当者に回付されていない。また、書類保管をする際に、形式的な不備も含め書類に不備が無いかを確認していない。(意見)

回付した際の設計書及び契約書に添付している設計書が相違している。(意見)

複数工事に係る設計委託の場合の設計額を按分していない。(指摘)

複数工事に係る設計委託に要した費用を配賦する方法を統一していない。(意

見)

一者応札の工事について公正な競争環境にあるのか十分な検討をしていない。

(意見)

固定資産の計上単位を集約ないし適宜分割されているが、案件によって基準にばらつきが生じている。(意見)

(2) 工業用水道事業

「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第 13 条に基づく書面（建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等（土木工事等）の場合）」における施設の名称と「建設副産物に関する特記仕様書」における処分先が異なる。最終的に記載のない会社が処分先となっている。(指摘)

一者応札の工事について公正な競争環境にあるのか十分な検討をしていない。

(意見)

(3) 固定資産台帳等

固定資産台帳データ登録とチェックが分離していない。(意見)

完成前の年度における未払金に対応する建設仮勘定計上額は仮払消費税等の金額だけ過大に計上されている。(指摘)

II 監査の総括的意見

(1) 監査において確認されたリスクについて

令和 5 年度に選定した特定の事件は、道路、橋梁、トンネル、上水道、工業用水道の整備、維持管理に係る財務事務であり、これらの社会インフラについては、常に適切な状態で、計画的に管理されることが必要とされる。そのため、各事務手続は計画に基づいて、毎年繰り返して行われるものであり、準拠すべき基準やガイドラインが整備されている。

しかしながら、監査結果における指摘事項及び意見を総括して見ると、事務の煩雑さの軽減の観点から設けられた例外的な緩和策について、本来適用できない案件にまで適用してしまうなど、基準やガイドライン等の本来の目的や原則的なルールを十分に確認しないまま、前例踏襲的に適用しているという状況が散見された。これは、基準やガイドライン等の本来の目的を軽んずる対応である。

(2) リスクへの対応方針（改善を希望する方針）について

行政機関における事務処理の手続は、年々多様化、複雑化していることから、社会インフラ管理を効率的に行うという観点からすると、簡略化できる手続は簡略化し、事務の煩雑さを軽減するという取組自体は有効であると考えますが、その際には、事務手続として規定している基準やガイドライン等の本来の目的や趣旨を再度確認した上で、効率的かつ適切な社会インフラ管理を行っていくことが求

められる。

また、契約変更の時期の遅れや、査閲漏れのような不適切な事務処理を防止するという観点でも、基準やガイドライン等を運用時における留意事項として周知することが求められる。

(3) 問題の根本原因と改善方向について

指摘事項や意見の根本原因としては、基準やガイドライン等の本来の目的や趣旨を十分に確認することなく、前例踏襲的に事務処理を行ってきたことによる職員の「慣れ」によるものが大きいと考える。

したがって、改善方向としては、事務手続を「慣れ」によって行うのではなく、(2)で述べたように、事務手続においては、必要な統制活動を行い、適切な事務手続となっているか、例外的な緩和策を適用できる事案にあたるか等を確認することが求められる。また、制度はあるものの形骸化しているような形式的かつ不必要な統制活動が存在することで、事務の煩雑さが増してしまい、事務負担の煩雑さを回避しようとするために安易に例外的な処理に走るといった心理に繋がることがあることから、各職員が、今一度基準やガイドラインの本来の目的や趣旨、原則的な対応に立ち返り、事務処理を行っていくことが求められる。加えて、基準やガイドライン等についても、経年により社会情勢や業務の実態との間に乖離が生じてくることも考えられるため、社会情勢等に合致しているか、検討することも有益と考える。

例えば、消費税は、地方自治法制定時にはなかった税目であり、その処理に関する事務手続は施行前に検討され、統制活動に修正を加えてきているはずである。同様の見直しは、社会の変化に応じて求められるものと考えられる。

Ⅲ 各論としての監査結果

個別の事業案件について監査手続を実施した結果を以下に記載するが、発見事項がなかったものについては省略する。

1 国道道路改築工事（笹曽根地区外道路改良工）（国）126号

(1) 概要

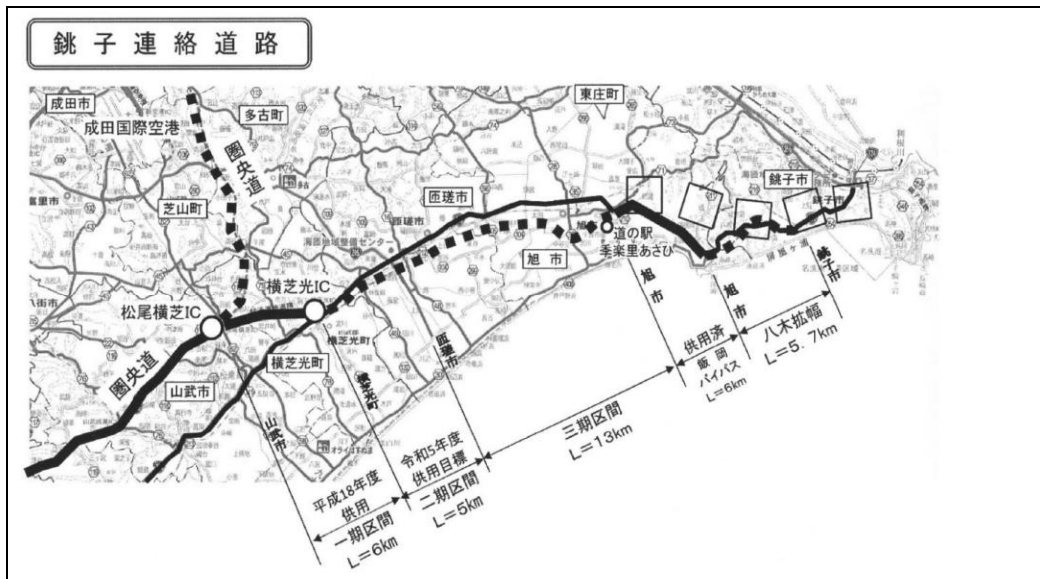
① 事業の必要性

銚子連絡道路は、東京湾アクアラインや首都圏中央連絡自動車道等の高規格幹線道路と一体となって、山武・東総地域の活性化に大きく貢献する延長約30kmの地域高規格道路である。

一般国道126号山武東総道路二期・三期は、銚子連絡道路の一部を構成し、圏央道の整備効果を山武・東総地域へ広く波及させ、県内外との交流・連携を強化し、地域の活性化や防災力の向上、国道126号の交通混雑の緩和と沿道環境の改善を目的とした2車線のバイパス整備事業である。

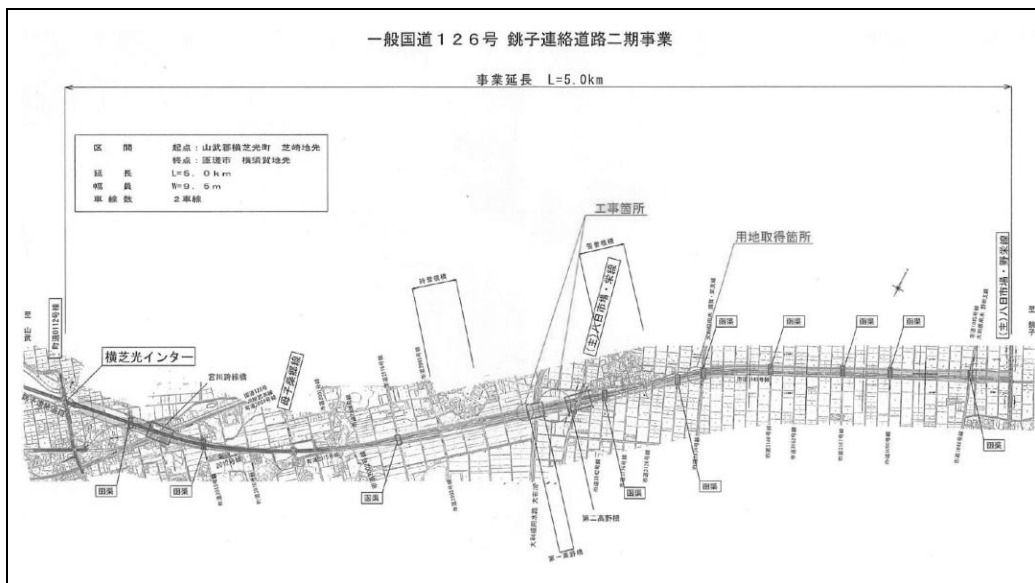
国道道路改築工事（笹曽根地区外道路改良工）（国）126号（本項において、以下「本工事」という。）は、平成16年度より事業化されている一般国道126号山武東総道路二期事業の一部分を構成する工事である。一般国道126号銚子連絡道路二期事業は、山武郡横芝光町芝崎地先を起点、匝瑳市横須賀地先を終点とする延長5kmの事業であり、本工事は、事業の目的を達成するために必須の工事である。

【銚子連絡道路の全体像】



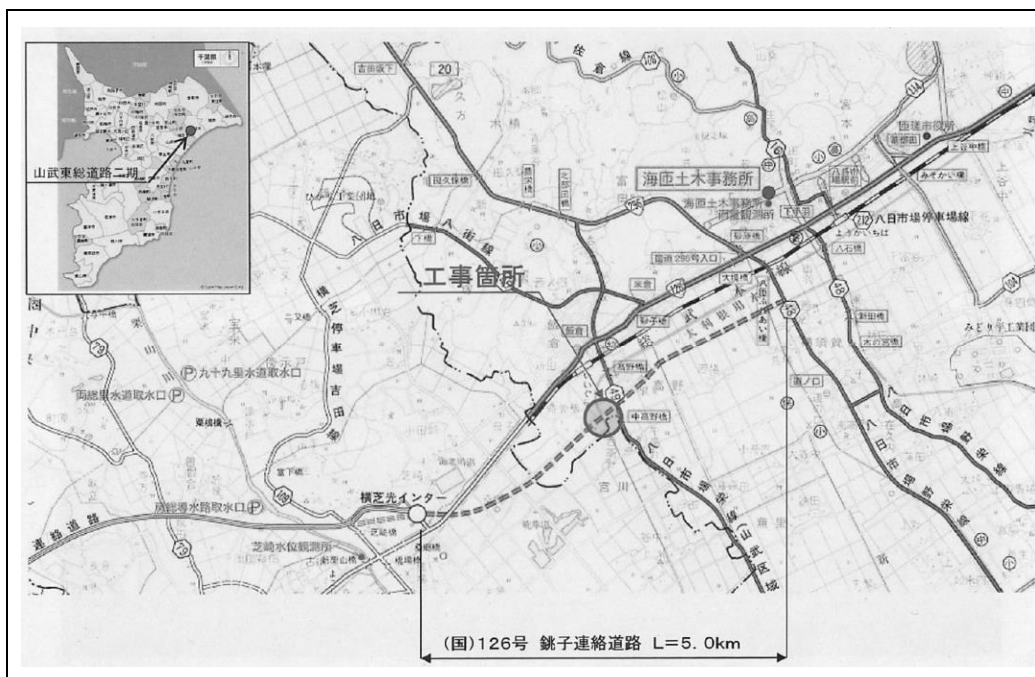
出典：海匠土木事務所提出資料

【銚子連絡道路第二期事業の概要図】



出典：海匠土木事務所提出資料

【本工事の工事箇所】



出典：海匠土木事務所提出資料

② 事業内容

工事延長 L=310.0m

路体盛土 V=37,800 m³

路床盛土 V=3,0 m³

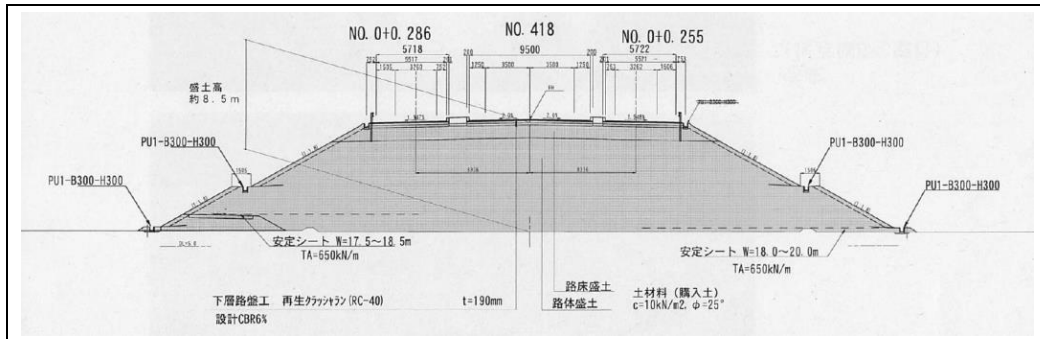
プレキャストU型側溝 L=412m

【状況写真】



出典：海匠土木事務所提出資料

【断面図】



出典：海匠土木事務所提出資料

【現地写真】



着手前
(終点側から望む)



完成
(終点側から望む)



着手前
(起点側から望む)



完成
(起点側から望む)

出典：海匠土木事務所提出資料

- ③ 契約方法：一般競争入札 総合評価方式
- ④ 設計額及び請負金額：当初設計額 402 百万円、変更後設計額 445 百万円、請負金額 403 百万円
- ⑤ 支出額：403 百万円
- ⑥ 令和 5 年度への繰越額：なし
- ⑦ 着工日：令和 3 年 9 月 14 日
- ⑧ 完了日：令和 4 年 6 月 27 日
- ⑨ 令和 5 年度への明許繰越の有無：なし
- ⑩ 令和 5 年度への事故繰越の有無：なし
- ⑪ 設計変更の有無：あり
- ⑫ 補助金の有無：あり
- ⑬ 前払いの有無：あり 145 百万円
- ⑭ 債務負担行為か：債務負担行為ではない。

(2) 手続

一般競争入札関係資料、建設工事請負契約書、仕様書（標準仕様書、共通仕様書、特記仕様書）、工事出来形報告書、工事検査調書、工事検査実施通知書及び関係する付属資料等の業務関連書類一式を入手し、閲覧、突合、分析及び質問等の必要と考えられる監査手続を実施することにより、当該事務手続の合規性と効果的、効率的な実施状況を検証した。

(3) 結果

上記の監査手続を実施した結果、指摘事項は発見されなかったが、次のとおり、意見を述べることとする。

① 下請負人の社会保険の加入について（意見）

【現状・問題点】

千葉県が発注する土木工事に係る標準的な建設工事請負契約書においては、その第 8 条の 2 において、受注者は健康保険法（第 48 条）、厚生年金保険法（第 27 条）及び雇用保険法（第 7 条）に規定する届出をしていない建設業者を下請負人としてはならない旨が規定されている。この点に関して、土木事務所等では、元請業者である受注者から下請業者選定通知書の提出を受け、添付資料として建設工事下請業契約書を添付させている。

また、受注者と下請業者との間では、「千葉県建設工事適正化指導要綱」において、下請業者との契約に当たって「法定福利費」を内訳明示された見積書の提出を見積条件に明示するよう義務付けている。この点に関して、千葉県の複数の土

木事務所等の事務を確認したところ、元請業者から下請業者との間の注文書や下請業者からの見積書等を入手し、これらの書類に法定福利費が「うち書き」で記載されているかどうかの確認が概ね実施されていた。

しかし、本工事の下請業者選定に係る関係書類を閲覧したところ、元請業者と下請業者の間の請書だけがファイルに綴じられており、法定福利費が内訳明示された見積書等を確認することはできなかった。そこで、海匠土木事務所に対して確認したところ、「施工体制台帳の添付書類に見積書は含まれていません。また、千葉県建設工事適正化指導要綱第 12 条及び「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律及び同法施行令に係る千葉県入札・契約事務運用マニュアル」の規定に基づく施工体制等点検表に、法定福利費に関する確認項目はありません。」とのことであり、海匠土木事務所では、元請業者から提出された下請業者との間の注文書や下請業者からの見積書等に法定福利費が「うち書き」で記載されているかどうかについて確認すること等によって、下請業者の法定福利費が必要経費として適切に確保されているかどうかを確認することは行っていないとのことであった。

しかし、元請業者が下請業者との契約に当たり、「法定福利費」を内訳明示された見積書の提出を見積条件に明示するよう義務付けられている（千葉県建設工事適正化指導要綱）にもかかわらず、元請業者がこの義務を履行しているかどうかを発注者が何ら確認しないというのは適当ではない。元請業者が下請業者の法定福利費を必要経費として適切に確保しているかどうかについて、発注者が証拠書類の提出を求めて確認を行うことで、元請業者に対する牽制機能が発揮され、千葉県建設工事適正化指導要綱が求める雇用条件等の改善施策の実効性が担保されるものと考えられる。

【結果（意見）：海匠土木事務所】

元請業者に対して、下請業者との間の注文書や下請業者からの見積書等を提出させ、これらの書類に法定福利費が「うち書き」で記載されているかどうかを確認するよう要望する。

② 工期の設定方法について（意見）

【現状・問題点】

本工事については、占用工事の遅延や天候不良により、工期が度々延期されている。本工事の工期変更の履歴を示すと次のとおりである。

【本工事の工期変更の履歴】

区分	工期延期届 提出日	(変更後) 工期	変更理由
当初契約	—	令和3年9月14日～ 令和4年3月12日	—
第1回 変更契約	令和4年2月17日	令和3年9月14日～ 令和4年3月31日	本工事で使用する進入路において、占有者による電柱移設工事が遅延したため、土砂運搬車両の現場への進入が出来なかったため。
第2回 変更契約	令和4年3月30日	令和3年9月14日～ 令和4年5月31日	本工事で使用する進入路において、占有者による電柱移設工事が遅延したため、土砂運搬車両の現場への進入が出来なかったため。
第3回 変更契約	令和4年5月16日	令和3年9月14日～ 令和4年7月20日	降雨等の天候不良により、盛土工事の施工に遅延が生じたため。

出典：工期延期届に基づき監査人作成

県土整備部では、年度末において、事故繰越案件を取りまとめて、一括して事故繰越申請書を提出し、知事の承認を受けている。そのため、本工事のように令和4年3月12日が工期末である案件について、やむを得ない事情によって次年度への繰越の必要が生じた場合には、年度末までの期間がわずかであったとしても、一旦、年度末を工期末とする変更契約を締結せざるを得ない状況になっている。本工事については、令和4年2月17日の工事延期届提出時点において、「本工事で使用する進入路において、占有者による電柱移設工事が遅延したため、土砂運搬車両の現場への進入が出来なかったため」という理由で、令和4年5月31日まで工期を延期すべきことが明らかになっているものの、一旦、令和4年3月31日を工期末とする変更契約を締結せざるを得ない状況になっており、契約事務の非効率が生じている。

ここで、海匠土木事務所によると、工期の設定については、「『適正な工期設定について(通知)』に基づき、準備期間や施工日数等を積み上げた工期により発注しています。」とのことであったが、契約事務の効率性を勘案すれば、当該通知に基づいて適正に見積もった工期の工期末が、年度末から例えば20日程度の比較的近い期日であったとすれば、やむを得ない事情による遅延のリスクを勘案し、

余裕を持って、契約上の工期末を3月下旬の2月定例県議会の閉会後にしておくことが望ましいと考えられる。

なお、実際の工事完了が契約上の工期末よりも相当程度前倒しになることは何ら差し支えないと考える。事実、本工事においても、第3回変更契約における工期末は令和4年7月20日であるものの、実際の工事完了日は令和4年6月27日であり、見積りよりも1か月近く早く工事が完了している。

【結果（意見）：海匠土木事務所】

適正に見積もった工期の工期末が年度末から比較的近い期日であった場合には、やむを得ない事情による遅延のリスクを勘案し、余裕を持って、契約上の工期末を3月下旬の2月定例県議会の閉会後に変更契約を締結可能な日付に設定することを検討するよう要望する。

③ 不備のある請求書を受領した際の事務について（意見）

【現状・問題点】

本工事の最終の請求書を確認したところ、日付の記載がないことが判明した。なお、当該請求書には記載事項にチェックの証跡が付されていることから、海匠土木事務所では、受領した時点において、当該請求書に日付の記載がないことを認識していたものと考えられる。

そこで、相手先に対して日付の入った請求書の再発行を要求しなかった理由について海匠土木事務所に質問したところ、「一般的に請求書には、請求者の住所、氏名、請求先の氏名、請求の内容、請求金額、請求年月日等の記載が必要とされていますが、その様式は法令明文をもって定められていないため、提出のあった請求書が請求年月日の記載がなかったとしても、それが債務者として本来履行すべき内容を具備しているものであれば、これを有効な請求書として取り扱わざるを得ないものと考えております。」との回答であった。

しかし、請求年月日の記載が一般的な必要的記載事項であるという認識があるのであれば、請求年月日の記載がない請求書を受領した時の対応として、まずは、発行者に対して再発行を要求すべきであり、それを行わずに「有効な請求書として取り扱わざるを得ない」とする対応は適当ではない。

なお、令和5年10月1日から開始された適格請求書等保存方式においては、適格請求書発行事業者が発行する適格請求書の記載事項が法定化されている（消費税法第57条の4第1項）ことから、今後は、記載事項に不備のある請求書を受領した場合には、速やかに、発行者に対して再発行を要求するという事務を徹底すべきであると考えられる。

【結果（意見）：海匠土木事務所】

今後は、記載事項に不備のある請求書を受領した場合には、速やかに、発行者に対して再発行を要求するという事務を徹底するよう要望する。

2 社会資本整備総合交付金工事（八木拡幅道路改良工その2）（国）126号

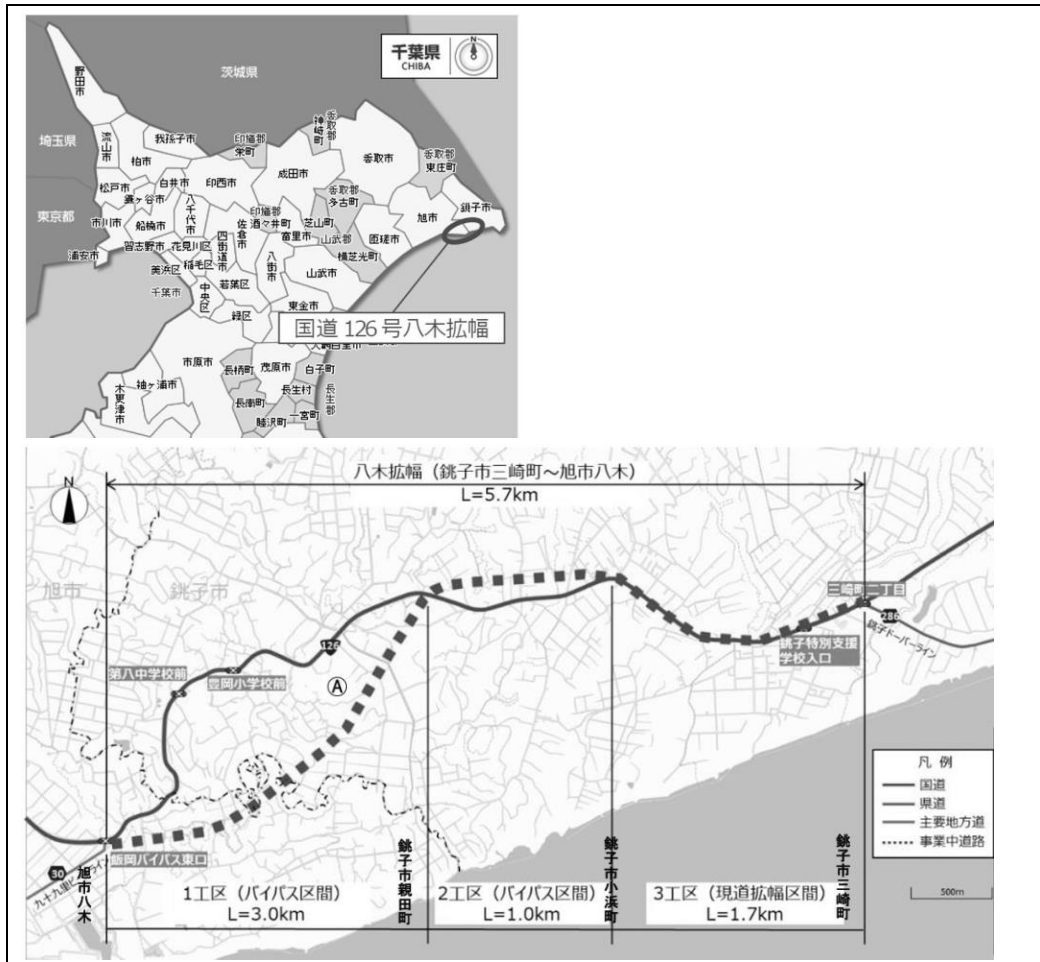
（1）概要

① 事業の必要性

国道126号八木拡幅事業は、銚子市三崎町から旭市八木までの約5.7kmの事業であり、現国道126号の交通混雑緩和、線形不良による事故多発区間の改善、幅員狭小区間における歩行者の安全性の確保のほか、利便性の向上による地域活性化に大きく寄与するものである。

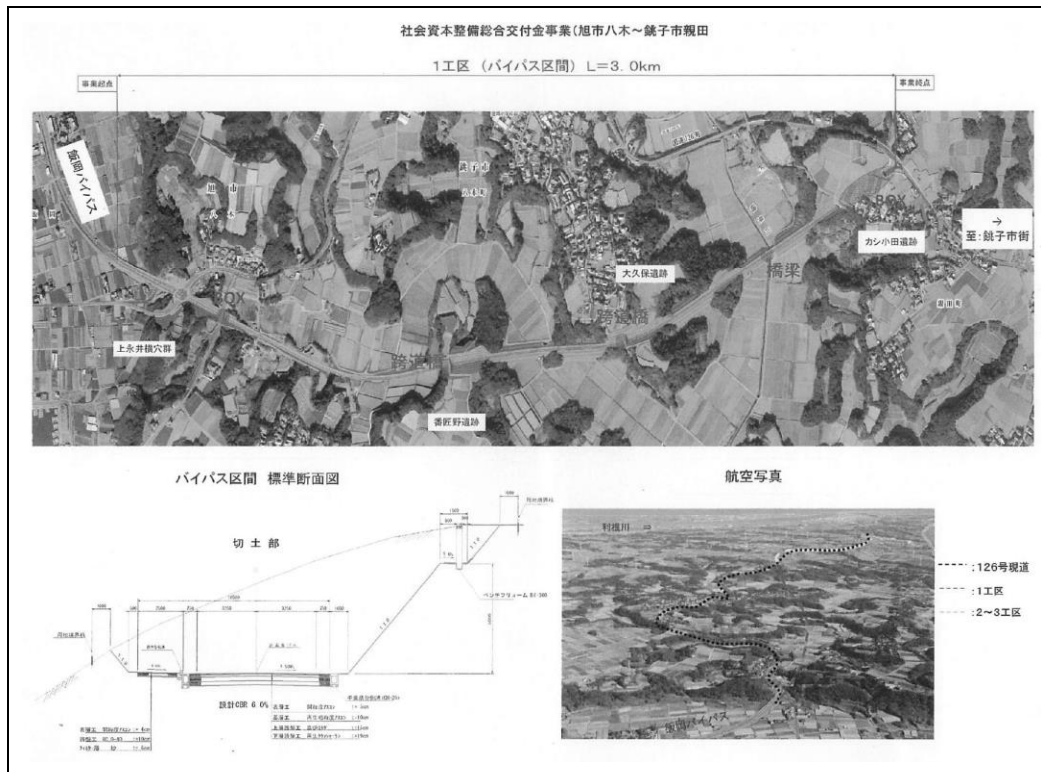
社会資本整備総合交付金工事（八木拡幅道路改良工その2）（国）126号（本項において、以下「本工事」という。）は、国道126号八木拡幅事業の中の1工区（延長3.0km）の2車線バイパス整備の一部を構成する工事であり、上記の事業目的を達成するために必須の工事である。

【八木拡幅事業の全体像】



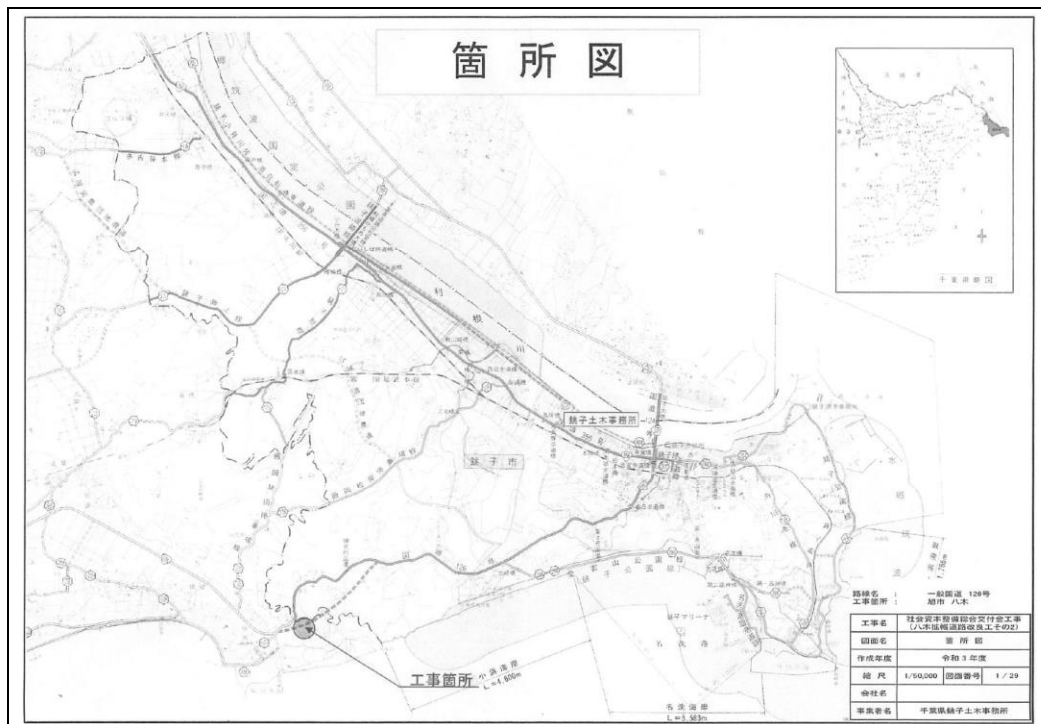
出典：千葉県ホームページ

【八木拡幅事業 1 工区の概要図】



出典：銚子土木事務所提出資料

【本工事の工事箇所】



出典：銚子土木事務所提出資料

② 工事内容

工事延長 L=360m

掘削工 V=7,500 m³

掘削工 (ICT) V=9,600 m³

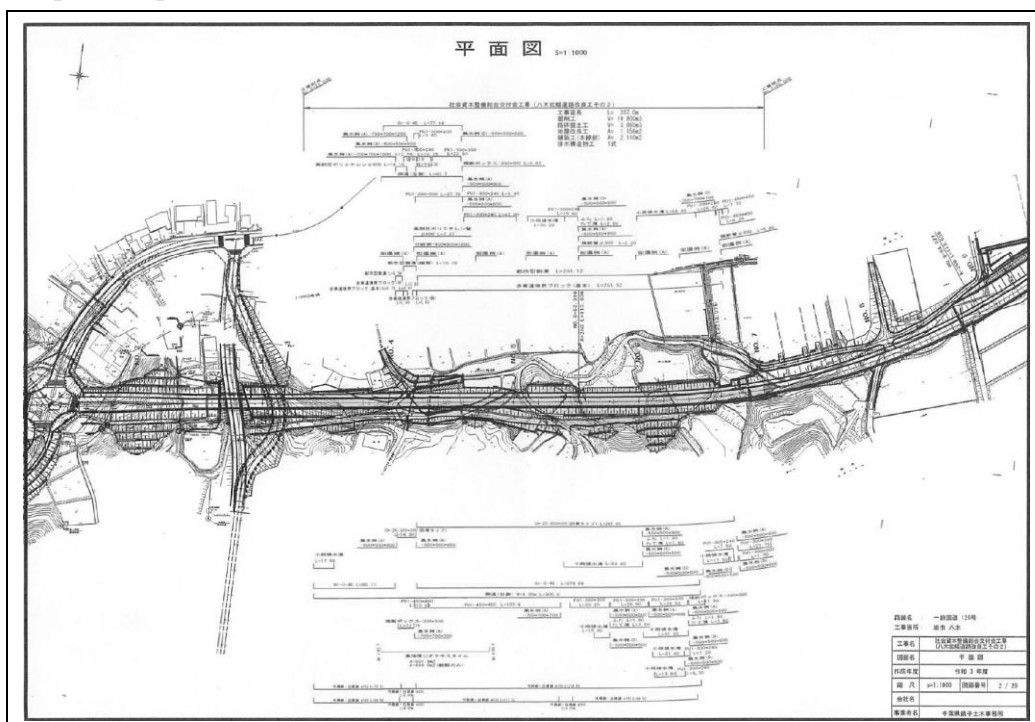
路体盛土工 V=3,640 m³

地盤改良工 A=1,567 m²

排水構造物工 1 式

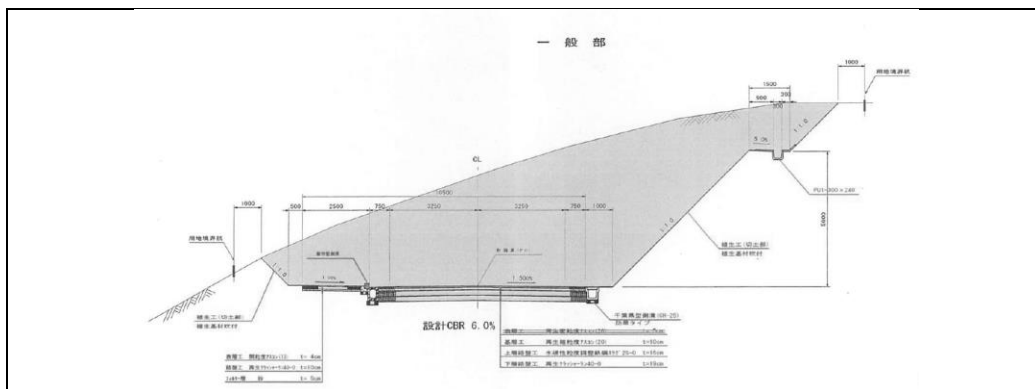
路床盛土 V=3,310 m³

【平面図】



出典：銚子土木事務所提出資料

【断面図】



出典：銚子土木事務所提出資料

- ③ 契約方法：一般競争入札 総合評価方式
- ④ 設計額及び請負金額：当初設計額 192 百万円、変更後設計額 161 百万円、請負金額 146 百万円
- ⑤ 支出額：146 百万円
- ⑥ 令和 5 年度への繰越額：事故繰越 103 百万円
- ⑦ 着工日：令和 3 年 9 月 7 日
- ⑧ 完了日：令和 5 年 3 月 24 日
- ⑨ 令和 5 年度への明許繰越の有無：なし
- ⑩ 令和 5 年度への事故繰越の有無：あり
- ⑩ 設計変更の有無：あり
- ⑪ 補助金の有無：あり
- ⑫ 前払いの有無：あり 68 百万円
- ⑬ 債務負担行為か：債務負担行為ではない。

(2) 手続

一般競争入札関係資料、建設工事請負契約書、仕様書（標準仕様書、共通仕様書、特記仕様書）、工事出来形報告書、工事検査調書、工事検査実施通知書及び関係する付属資料等の業務関連書類一式を入手し、閲覧、突合、分析及び質問等の必要と考えられる監査手続を実施することにより、当該事務手続の合規性と効果的、効率的な実施状況を検証した。

(3) 結果

上記の監査手続を実施した結果、指摘事項は発見されなかったが、次のとおり、意見を述べることとする。

① 下請負人の社会保険の加入について（意見）

【現状・問題点】

千葉県が発注する土木工事に係る標準的な建設工事請負契約書においては、その第 8 条の 2 において、受注者は健康保険法（第 48 条）、厚生年金保険法（第 27 条）及び雇用保険法（第 7 条）に規定する届出をしていない建設業者を下請負人としてはならない旨が規定されている。この点に関して、土木事務所等では、元請業者である受注者から下請業者選定通知書の提出を受け、添付資料として建設工事下請業契約書を添付させている。

また、受注者と下請業者との間では、「千葉県建設工事適正化指導要綱」において、下請業者との契約に当たって「法定福利費」を内訳明示された見積書の提出を見積条件に明示するよう義務付けている。この点に関して、千葉県の複数の土

木事務所等の事務を確認したところ、元請業者から下請業者との間の注文書や下請業者からの見積書等を入手し、これらの書類に法定福利費が「うち書き」で記載されているかどうかの確認が概ね実施されていた。

しかし、本工事の下請業者選定に係る関係書類を閲覧したところ、法定福利費が内訳明示された見積書が綴じられていたものの、ほとんどの見積書は金額がマスキングされており金額を確認することができなかった。そこで、銚子土木事務所に対して別途見積書の金額を確認しているかどうか質問したところ、「施工体制台帳の添付書類に見積書は含まれていません。また、千葉県建設工事適正化指導要綱第12条及び「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律及び同法施行令に係る千葉県入札・契約事務運用マニュアル」の規定に基づく施工体制等点検表に、法定福利費に関する確認項目はありません。」との回答であった。実際に見積書を手に入れているおきながら、「施工体制台帳の添付書類に見積書は含まれていません。」という回答をすることには違和感があるが、要するに、銚子土木事務所では、元請業者から提出された下請業者との間の注文書や下請業者からの見積書等に法定福利費が「うち書き」で記載されているかどうかについて確認すること等によって、下請業者の法定福利費が必要経費として適切に確保されているかどうかを確認することは行っていないことが伺える。

しかし、元請業者が下請業者との契約に当たり、「法定福利費」を内訳明示された見積書の提出を見積条件に明示するよう義務付けられている（千葉県建設工事適正化指導要綱）にもかかわらず、元請業者がこの義務を履行しているかどうかを発注者が何ら確認しないというのは適当ではない。元請業者が下請業者の法定福利費を必要経費として適切に確保しているかどうかについて、発注者が証拠書類の提出を求めて確認を行うことで、元請業者に対する牽制機能が発揮され、千葉県建設工事適正化指導要綱が求める雇用条件等の改善施策の実効性が担保されるものと考えられる。金額がマスキングされた状態ではこのような確認はできないため、マスキング前見積書等の提出を元請業者に求める必要がある。

【結果（意見）：銚子土木事務所】

元請業者に対して、下請業者との間の注文書や下請業者からの見積書等（金額をマスキングしていないもの）を提出させ、これらの書類に法定福利費が「うち書き」で記載されているかどうかを確認するよう要望する。

3 県単舗装道路修繕工事他・印旛土木事務所

印旛土木事務所所管の道路に係る工事については、以下の3件の事業において、同様の現状・問題点が確認されたことから、一括して一項目で取り扱う。

ア 県単舗装道路修繕工事（八街に道路打換え工）（主）八日市場八街線 八街市
八街に

イ 県単舗装道路修繕及び県単道路維持合併工事（点々修繕その5）

ウ 県単舗装道路修繕及び県単道路維持合併工事（点々修繕その7）

（1）概要

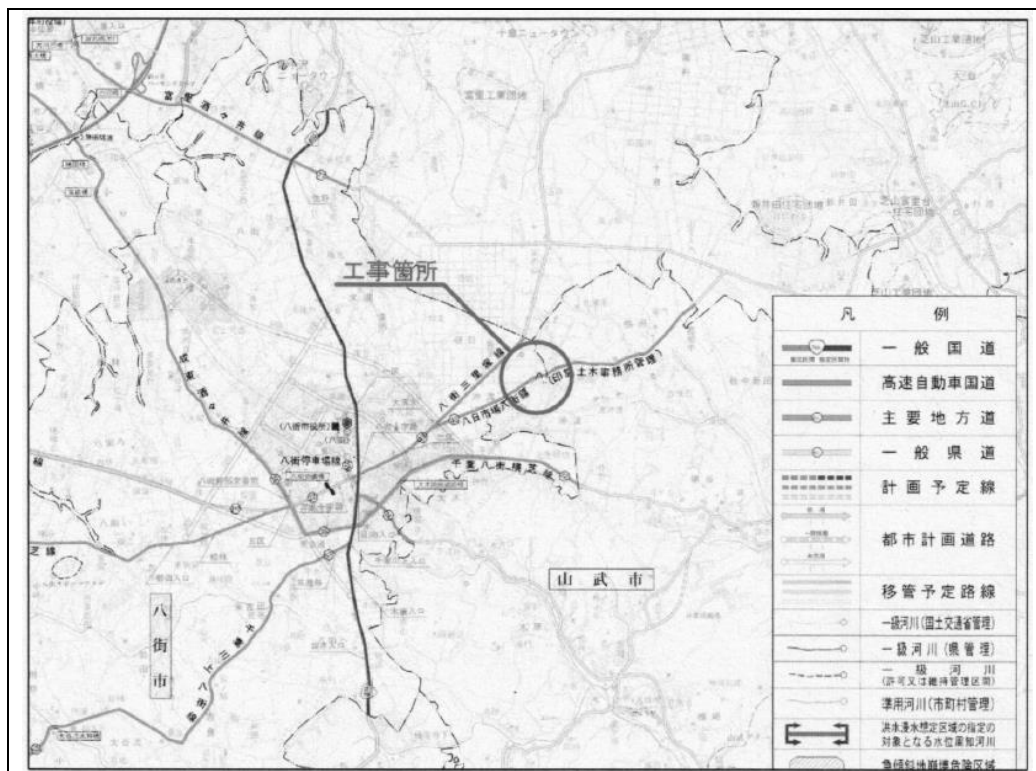
ア 県単舗装道路修繕工事（八街に道路打換え工）（主）八日市場八街線 八街市
八街に

① 事業の必要性

主要地方道八日市場八街線の八街市八街に地先では必要路盤厚が確保されておらず、さらに近年の大型車交通の増加に伴い、舗装状態が悪くなっている。

また、道路両側に側溝が敷設されておらず大雨時には冠水することから、道路打換え工と側溝工を施工するものである。

【本工事の工事箇所】



出典：印旛土木事務所提出資料

② 工事内容*

工事延長 L=199m

幅員 W=5.28m～5.52m

道路打換え工 A=807 m²

オーバーレイ工（表層） A=807 m²

側溝工 L=330m

※他の工事内容については、令和5年3月末時点の工事内容になっているが、以下の「現状・問題点」に令和5年3月末以降の記載があるため、令和5年10月30日時点、工事内容を記載している。

③ 契約方法：指名競争入札

④ 設計額及び請負金額：当初設計額 31 百万円、変更設計額 40 百万円、請負金額 36 百万円

⑤ 支出額：36 百万円

⑥ 令和5年度への繰越額：17 百万円

⑦ 着工日：令和4年12月15日

⑧ 完了日：令和5年10月30日

- ⑨ 令和5年度への明許繰越の有無：あり
- ⑩ 令和5年度への事故繰越の有無：なし
- ⑪ 設計変更の有無：あり
- ⑫ 補助金の有無：なし
- ⑬ 前払いの有無：あり 11百万円
- ⑭ 債務負担行為か：債務負担行為ではない。

イ 県単舗装道路修繕及び県単道路維持合併工事（点々修繕その5）

① 事業の必要性

印旛土木事務所管内の八街市及び山武市の一部において、緊急的な事象に対応するため、舗装の穴埋めや側溝補修等を行うものである。

② 工事内容

切削オーバーレイ工 5か所
 アスファルト舗装補修工 一式
 側溝補修工 一式

③ 契約方法：指名競争入札

④ 設計額及び請負金額：当初設計額 39 百万円、変更設計額 49 百万円、請負金額 48 百万円

⑤ 支出額：48 百万円

⑥ 令和5年度への繰越額：なし

⑦ 着工日：令和4年7月22日

⑧ 完了日：令和4年12月28日

⑨ 令和5年度への明許繰越の有無：なし

⑩ 令和5年度への事故繰越の有無：なし

⑪ 設計変更の有無：あり

⑫ 補助金の有無：なし

⑬ 前払いの有無：あり 15 百万円

⑭ 債務負担行為か：債務負担行為ではない。

ウ 県単舗装道路修繕及び県単道路維持合併工事（点々修繕その7）

① 事業の必要性

印旛土木事務所管内の印西市の東部（旧印旛村、旧本埜村）と印旛郡栄町において、緊急的な事象に対応するため、舗装の穴埋めや側溝補修等を行うものである。

② 工事内容

切削オーバーレイ工 4か所
アスファルト舗装補修工 一式
伐採工 一式

③ 契約方法：指名競争入札

④ 設計額及び請負金額：当初設計額 37 百万円、変更設計額 47 百万円、請負金額 42 百万円

⑤ 支出額：42 百万円

⑥ 令和 5 年度への繰越額：なし

⑦ 着工日：令和 4 年 10 月 1 日

⑧ 完了日：令和 5 年 3 月 24 日

⑨ 令和 5 年度への明許繰越の有無：なし

⑩ 令和 5 年度への事故繰越の有無：なし

⑪ 設計変更の有無：あり

⑫ 補助金の有無：なし

⑬ 前払いの有無：なし

⑭ 債務負担行為か：債務負担行為ではない。

(2) 手続

契約関係書類及び関係する付属資料等の業務関連書類一式を入手し、閲覧、突合、分析及び質問等の必要と考えられる監査手続を実施することにより、当該事務手続の合規性と効果的、効率的な実施状況を検証した。

(3) 結果

上記の監査手続を実施した結果、次のとおり指摘事項を述べることとする。

① 契約変更の時期について（指摘）

【現状・問題点】

千葉県道路工事全般について言えることであるが、工事の設計変更等によって請負金額が変更となることが工期の中途において明らかになった場合であっても、その時点においては請負金額の変更契約は行っておらず、工期末において金額が完全に確定する時点になって初めて請負金額の変更契約を行うことが慣例化している。

これは、本来であれば、設計変更に伴う契約変更はその都度行うべきであるところ、工事において軽微な設計変更やそれに伴う請負金額の変更は頻繁に起こることから、その都度契約変更を行っては事務が煩雑となり効率性が著しく害

されることになる。そこで、千葉県では、『土木工事請負契約における設計変更ガイドライン(総合版)設計変更手続の明確化 令和3年1月 千葉県県土整備部』(本項において、以下「ガイドライン」という。)において、次のとおり、工期末にまとめて契約変更を行うことができる旨を規定している。

【ガイドラインにおける契約変更の例外規定】

設計変更に伴う契約変更は、その都度行うことを原則とするが、変更見込み金額又は、これらの合計額が、請負金額の20パーセント以下の軽微な設計変更の場合には、工期末にまとめて行うことができるものとする。

なお、特に重要な変更等が伴う変更契約の時期は、受注者への指示又は通知の後、速やかに契約変更を行うものとする。

出典：土木工事請負契約における設計変更ガイドライン(総合版)
設計変更手続の明確化 令和3年1月 千葉県県土整備部

なお、「特に重要な変更等が伴う」場合として、ガイドラインでは、「変更後の請負金額が、当初請負金額の20パーセント又は4千万円を超えるもの」を挙げている。したがって、設計変更に伴う請負額の変更が当初請負金額の20パーセントを超えるような場合については、原則に立ち返って「速やかに契約変更を行う」ことが必要である。

ア 県単舗装道路修繕工事(八街に道路打換え工)(主)八日市場八街線 八街市八街に

単舗装道路修繕工事(八街に道路打換え工)(主)八日市場八街線 八街市八街に(本項において、以下「本工事」という。)の関係書類を閲覧したところ、令和4年12月14日付で請負金額2,835万8千円、工期令和4年12月15日～令和5年3月24日の建設工事請負契約を締結しているが、次のとおり工期変更を繰り返している。

【本工事の工期変更の履歴】

区分	工期延期 発議年月日	(変更後) 工期	変更理由
当初契約	—	令和4年12月15日 ～令和5年3月24日	—
第1回 変更契約	令和5年3月10日	令和4年12月15日 ～令和5年6月30日	山武市及び八街市が別に発注する近接工事との迂回路

			等の調整に不測の日数を要したため。
第2回 変更契約	令和5年6月1日	令和4年12月15日 ～令和5年9月30日	関係地権者との調整に不測の日数を要しており、工事開始が困難であることから工事を一時中止したため。
第3回 変更契約	令和5年9月1日	令和4年12月15日 ～令和5年10月30日	地元住民との調整の結果、当該箇所は大雨時に冠水が頻繁に発生し、かつ側溝が両側に敷設されていないことから、施工範囲及び施工延長を変更することとしたことにより、施工数量が増工したため。

出典：工事打合せ簿に基づき監査人作成

ここで、上記の第3回の工期変更に先立って、令和5年8月1日に、印旛土木事務所から受注者に対して、施工範囲及び施工延長を変更することが指示されているが、この時点で、請負金額が約600万円増額する見込みである旨が、工事打合せ簿に記録されている。なお、600万円の増額は、当初請負金額である2,835万8千円の20パーセントを超える変更にあたる。

しかし、第3回変更契約については、工期変更のみの契約であり、請負金額の変更は行われていない。請負金額の変更については、実際に工事が完了した令和5年10月30日付で初めて変更契約が締結されている。

ガイドラインの規定に照らしてみると、令和5年8月1日時点の設計変更によって当初請負金額の20パーセントを超える変更が生じているのであるから、本来であれば、その時点から「速やかに」請負金額の変更契約を締結する必要があったところ、実際に請負金額の変更契約が初めて締結されたのは令和5年10月30日である。ここで、「速やかに」というのが具体的に何日以内かという明確な規定はないものの、一般的には2週間以内又は20日以内を指すことが社会的合意として成立していると考えられるところ、少なくとも3か月近くが経過しながら「速やかに」締結したということとはできない。

したがって、本契約における契約変更事務については、ガイドラインの規定に反していると言わざるを得ない。そして、ガイドラインは千葉県土木工事契約全般に適用される規範性を有する規程であることに鑑みると、ガイドラインに適合しない事務については合規性に反しているという指摘をせざるを得ない。

イ 県単舗装道路修繕及び県単道路維持合併工事（点々修繕その5）

県単舗装道路修繕及び県単道路維持合併工事（点々修繕その5）（本項において、以下「本工事」という。）の関係書類を閲覧したところ、令和4年7月21日付で請負金額3,850万円、工期令和4年7月22日～令和4年11月30日の建設工事請負契約を締結しているが、令和4年9月12日の工事指示の時点で契約額をオーバーすることとなり、さらに、令和4年11月4日の工事指示の時点で変更後の請負額が当初請負額の20パーセントを超えることとなった。

【工事指示と発生見込額の推移】

指示日	工事内容	発生見込額 (円)	見込額累計 (円)	当初請負金額 に占める比率
R4. 7. 25	舗装工	9,369,800	9,369,800	24.3%
R4. 8. 19	路盤打ち換え工	2,955,700	12,325,500	32.0%
R4. 8. 22	切削オーバーレイ工	3,170,200	15,495,700	40.2%
R4. 8. 22	切削オーバーレイ工	6,596,700	22,092,400	57.4%
R4. 8. 22	切削オーバーレイ工	5,397,700	27,490,100	71.4%
R4. 8. 23	舗装工	310,200	27,800,300	72.2%
R4. 8. 23	側溝工	161,700	27,962,000	72.6%
R4. 8. 25	板柵工等	1,477,300	29,439,300	76.5%
R4. 8. 29	土砂撤去等	3,480,400	32,919,700	85.5%
R4. 9. 12	切削オーバーレイ工等	5,847,600	38,767,300	100.7%
R4. 11. 4	歩道打ち換え工	4,423,100	43,190,400	112.2%
R4. 11. 4	切削オーバーレイ工	3,202,100	46,392,500	120.5%
R4. 11. 7	土砂撤去	502,700	46,895,200	121.8%
R4. 11. 7	土砂撤去	193,600	47,088,800	122.3%

出典：印旛土木事務所提出資料に基づき監査人作成

さらに本工事については、追加業務の発生による工期の変更が発生しており、令和4年11月28日付で、工期を令和4年12月30日まで延期する変更契約を締結している。しかし、当該変更契約については、あくまで工期を変更するだけの契約であり、この時点で請負金額の変更は行われていない。そして、実際に工事が完了した令和4年12月28日の前日である令和4年12月27日付で初めて請負金額の変更契約が締結されている。

ガイドラインの規定に照らしてみると、令和4年11月4日時点の設計変更に

よって当初請負金額の 20 パーセントを超える変更が生じているのであるから、本来であれば、その時点から「速やかに」請負金額の変更契約を締結する必要があったところ、実際に請負金額の変更契約が初めて締結されたのは令和 4 年 12 月 27 日である。ここで、「速やかに」というのが具体的に何日以内かという明確な規定はないものの、一般的には 2 週間以内又は 20 日以内を指すことが社会的合意として成立していると考えられるところ、少なくとも 50 日以上が経過しながら「速やかに」締結したということはできない。

したがって、本契約における契約変更事務については、ガイドラインの規定に反していると言わざるを得ない。そして、ガイドラインは千葉県土木工事契約全般に適用される規範性を有する規程であることに鑑みると、ガイドラインに適合しない事務については法規性に反しているという指摘をせざるを得ない。

ウ 県単舗装道路修繕及び県単道路維持合併工事（点々修繕その 7）

県単舗装道路修繕及び県単道路維持合併工事（点々修繕その 7）（本項において、以下「本工事」という。）の関係書類を閲覧したところ、令和 4 年 9 月 30 日付で請負金額 3,375 万 9 千円、工期令和 4 年 10 月 1 日～令和 5 年 3 月 25 日の建設工事請負契約を締結しているが、令和 5 年 2 月 6 日の工事指示の時点で変更後の請負額が当初請負額の 20 パーセントを超えることとなった。

【工事指示と発生見込額の推移】

指示日	工事内容	発生見込額 (円)	見込額累計 (円)	当初請負金額 に占める比率
R4. 10. 26	歩道部土砂撤去	584, 100	584, 100	1. 7%
R4. 11. 14	切削オーバーレイ	5, 428, 500	6, 012, 600	17. 8%
R4. 11. 14	切削オーバーレイ	5, 953, 200	11, 965, 800	35. 4%
R4. 11. 14	法面保護工	1, 888, 700	13, 854, 500	41. 0%
R4. 11. 14	車道部土砂撤去	1, 344, 200	15, 198, 700	45. 0%
R4. 11. 14	切削オーバーレイ	4, 508, 900	19, 707, 600	58. 4%
R4. 11. 14	路肩舗装	465, 300	20, 172, 900	59. 8%
R4. 11. 16	伐採	790, 900	20, 963, 800	62. 1%
R4. 11. 29	雨水排水管調査及び畦 畔補修	237, 600	21, 201, 400	62. 8%
R4. 12. 13	ブロワー室修繕	198, 000	21, 399, 400	63. 4%
R4. 12. 13	車道部土砂撤去	2, 115, 300	23, 514, 700	69. 7%
R4. 12. 15	凍結防止対策	1, 523, 500	25, 038, 200	74. 2%

R5. 1. 10	伸縮目地補修	345,400	25,383,600	75.2%
R5. 1. 19	切削オーバーレイ	3,807,100	29,190,700	86.5%
R5. 1. 26	路面清掃	287,100	29,477,800	87.3%
R5. 2. 6	防草対策	4,222,900	33,700,700	99.8%
R5. 2. 6	支障木撤去	404,800	34,105,500	101.0%
R5. 2. 6	伐採	6,605,500	40,711,000	120.6%

出典：印旛土木事務所提出資料に基づき監査人作成

しかし、変更契約については、実際に工事が完了した令和5年3月25日付で初めて請負金額の変更契約が締結されている。

ガイドラインの規定に照らしてみると、令和5年2月6日時点の設計変更によって当初請負金額の20パーセントを超える変更が生じているのであるから、本来であれば、その時点から「速やかに」請負金額の変更契約を締結する必要があるところ、実際に請負金額の変更契約が初めて締結されたのは令和5年3月25日である。ここで、「速やかに」というのが具体的に何日以内かという明確な規定はないものの、一般的には2週間以内又は20日以内を指すことが社会的合意として成立していると考えられるところ、少なくとも50日近く経過しながら「速やかに」締結したということとはできない。

したがって、本契約における契約変更事務については、ガイドラインの規定に反していると言わざるを得ない。そして、ガイドラインは千葉県土木工事契約全般に適用される規範性を有する規程であることに鑑みると、ガイドラインに適合しない事務については法規性に反しているという指摘をせざるを得ない。

【結果（指摘）：印旛土木事務所】

設計変更の結果、請負金額が当初の請負金額の20パーセントを超えて増減することが判明した場合には、ガイドラインの規定にしたがって「速やかに」請負金額の変更契約を締結されたい。

4 県単道路改良工事（田町事業地管理工）

（1）概要

① 事業の必要性

主要地方道佐倉印西線田町バイパス事業において、事業計画範囲内の千葉県が買収した用地の管理を行うために必要な進入路の仮設舗装を実施した。

② 工事内容

仮設舗装 A=240 m²

③ 契約方法：随意契約（1号随契）

④ 設計額及び請負金額：設計額 2,486 千円、請負金額 2,475 千円

⑤ 支出額：2,475 千円

⑥ 令和5年度への繰越額：なし

⑦ 着工日：令和5年1月14日

⑧ 完了日：令和5年3月20日

⑨ 令和5年度への明許繰越の有無：なし

⑩ 令和5年度への事故繰越の有無：なし

⑪ 設計変更の有無：なし

⑫ 補助金の有無：なし

⑬ 前払いの有無：なし

⑭ 債務負担行為か：債務負担行為ではない。

(2) 手続

契約関係書類及び関係する付属資料等の業務関連書類一式を入手し、閲覧、突合、分析及び質問等の必要と考えられる監査手続を実施することにより、当該事務手続の合規性と効果的、効率的な実施状況を検証した。

(3) 結果

上記の監査手続を実施した結果、指摘事項は発見されなかったが、次のとおり、意見を述べることとする。

① 施工計画書の誤記について（意見）

【現状・問題点】

千葉県が発注する土木工事については、共通仕様書第1編 1-1-4の定めに基づき、受注者は、工事着手前又は施工方法が確定した時期に工事目的物を完成するために必要な手順や工法等についての施工計画書を監督職員に提出しなければならない。なお、施工計画書への記載事項は次のとおり規定されている。

【施工計画書への記載事項】

- | |
|-----------|
| (1) 工事概要 |
| (2) 計画工程表 |
| (3) 現場組織表 |
| (4) 指定機械 |

- (5) 主要船舶・機械
- (6) 主要資材
- (7) 施工方法（主要機械、仮設備計画、工事用地等を含む）
- (8) 施工管理計画
- (9) 安全管理
- (10) 緊急時の体制及び対応
- (11) 交通管理
- (12) 環境対策
- (13) 現場作業環境の整備
- (14) 再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法
- (15) 法定休日・所定休日（週休二日の導入）
- (16) その他

出典：共通仕様書第1編共通編

そこで、県単道路改良工事（田町事業地管理工）（本項において、以下「本工事」という。）について、受注者から提出された施工計画書を閲覧したところ、「安全管理」の項目に、事実と異なる記載が発見された。

すなわち、本工事については東豊土木工業株式会社が受注者であり、工事全般にわたる一次下請業者としてKK社が選定されている。しかし、施工計画書の「安全管理」の項目に記載されている「現場安全管理組織表」には一次下請であるKK社の記載はなく、全く別の会社である「STK社」の名称が記載されていた。なお、STK社は本工事において使用する資材をKK社に提供しているものの、工事自体に関与することはない。

このような施工計画書の記載について、土木事務所担当者に確認したところ、「現場安全管理組織表」に記載されている「STK社」は誤記であり、土木事務所職員による確認が不十分であったため適時に発見することができなかったとのことである。

施工計画書の確認については、一般的なダブルチェックの仕組みは整備されているものと考えられるが、安全管理の体制に関する事項は工事の計画の中でも重要な事項の1つであり、計画書の誤記を看過してしまっている点で内部統制の運用に不備があったと言わざるを得ない。施工計画書の記載内容は多岐にわたっており、1人の担当者がすべての項目にわたって記載内容の詳細まで注意を払って確認することは難しい。

そのため、複数人によってチェックする際には、分担を設けて各人の責任範囲を明確化する、過去の記載不備の事例等を盛り込んだチェックポイントを作成し共有する等、効果的・効率的に確認ができる仕組みを工夫することが望ましい。

【結果（意見）：印旛土木事務所】

施工計画書の確認にあたっては、実効性のあるチェックが行えるような仕組みの構築に向けた検討を行うよう要望する。

5 県単道路改良工事（銚子 BP 整備工）

（1）概要

① 事業の必要性

銚子バイパスは、国道 356 号の銚子市内における交通混雑緩和と沿道環境の改善等を目的として、延長約 8.2km（2 車線）の整備を進めているところである。

国道 356 号の銚子市街地から高田地先区間は、商店街を中心に人家が連なり、幅員が狭く交通量も多いことから、慢性的な交通渋滞が発生し、周辺住民の日常生活及び地域社会の産業活動に悪影響がでてきていることから、利根川右岸沿いにバイパスを建設し、道路利用状況に応じた交通を適切に分散させ、現道周辺住民の安全性・利便性・快適性の向上を図るものである。

県単道路改良工事（銚子 BP 整備工）は、国道 356 号銚子バイパスの一部を構成する工事である。

② 工事内容

水路工 L=120m

法面保護工 L=100m

③ 契約方法：随意契約（1 号随契）

④ 設計額及び請負金額：設計額 2,497 千円、請負金額 2,491 千円

⑤ 支出額：2,491 千円

⑥ 令和 5 年度への繰越額：なし

⑦ 着工日：令和 4 年 7 月 14 日

⑧ 完了日：令和 4 年 11 月 10 日

⑨ 令和 5 年度への明許繰越の有無：なし

⑩ 令和 5 年度への事故繰越の有無：なし

⑪ 設計変更の有無：あり

⑫ 補助金の有無：なし

⑬ 前払いの有無：あり 990 千円

⑭ 債務負担行為か：債務負担行為ではない。

(2) 手続

契約関係書類及び関係する付属資料等の業務関連書類一式を入手し、閲覧、突合、分析及び質問等の必要と考えられる監査手続を実施することにより、当該事務手続の合規性と効果的、効率的な実施状況を検証した。

(3) 結果

上記の監査手続を実施した結果、指摘事項は発見されなかったが、次のとおり、意見を述べることとする。

① 当初設計の合理性に対する疑義について（意見）

【現状・問題点】

法では、普通地方公共団体が行う契約は一般競争入札によって行うことを原則としており、随意契約については「政令で定める場合に該当するときに限り」行うことができることとされている（法第 234 条第 2 項）。そして、法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号においては、予定価格が普通地方公共団体の規則で定める額を超えない場合には随意契約によることができる（いわゆる「1 号随契」）とされており、千葉県財務規則では次のとおり 1 号随契の上限額が定められている。

【法施行令第 167 条の 2】

（随意契約）

第六十七条の二 地方自治法第二百三十四条第二項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格（貸借の契約にあつては、予定貸借借料の年額又は総額）が別表第五上欄に掲げる契約の種類に応じ同表下欄に定める額の範囲内において普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものをするとき。

（以下略）

【千葉県財務規則】

（随意契約によることができる額）

第十五条 令第六十七条の二第一項第一号に規定する規則で定める額は、次のとおりとする。

契約の種類	額
一 工事又は製造の請負	二百五十万円
二 財産の買入れ	百六十万円

三 物件の借入れ	八十万円
四 財産の売払い	五十万円
五 物件の貸付け	三十万円
六 前各号に掲げるもの以外のもの	百万円

つまり、千葉県財務規則によると、工事請負契約については、予定価格が 250 万円未満であれば、競争入札を実施することなく、随意契約によることができる。しかし、予定価格が 250 万円に近似する工事案件については、契約事務の手間を省くことを主眼として、工数等を恣意的に少なく見積もることによって競争入札の実施を不当に回避するという事務が行われるリスクがある。

ここで、本工事については、1号随契によって契約事務が行われているものの、予定価格は 2,497,000 円であり、250 万円に非常に近似している。そのため、2,497,000 円という予定価格を積算した際の工数の見積りが妥当であったかどうかを、実績と比較して分析したところ、次のとおり、見積りと実績の間に差異が生じている項目が確認された。

【見積り数量と実績数量の差異が大きい項目】

項目	単価	当初設計数量	設計変更後数量	実績数量 (出来形)	当初設計と実績の差異率
ブルーシート設置	62 円	300 m ²	300 m ²	340 m ²	13.3%
道路除草工	130 円	500 m ²	1,052.2 m ²	1,649.1 m ²	229.8%

出典：監査人作成

そこで、これらの項目の当初設計数量の見積り根拠とその合理性についての説明を銚子土木事務所に求めたところ、それぞれ、「当初の設計における「ブルーシート設置」の数量は、発注者が机上において法長の延長 3.0m、施工延長 100m として 300 m²を計上しています。」「当初の設計における「道路除草工」の数量は、発注者が机上において除草幅の延長 1.0m、施工延長 250mを 2 回刈るものとして 500 m²を計上しました。」との回答であり、見積り数量の合理性を積極的に裏付ける根拠について確かめることはできず、当初見積りが妥当であったという心証は得られなかった。

なお、銚子土木事務所によると、「当初設計において除草が必要と考えられた部分の面積を 500 m²としましたが、着手後に地域住民からの要望があったことから対象面積を拡大したものであり、乖離とは認識しておりません。」とのことであるが、工事施工後に除草が必要と考えられる面積が 2 倍 3 倍に膨らむことは不

自然であり、設計時点において現地の実態の把握が不十分であったことは問題であり、当初から現地の実態を適切に把握していれば当初設計時点でより現実的な工数の見積りができたのではないかという疑念は払しょくできない。一方で、当初の見積りが不適切であり、本来、競争入札とすべきところ、これを不当に回避して随意契約としたという証拠も確認できなかったことから、合規性違反の指摘をすることは難しい。

しかし、前述のとおり、予定価格が 250 万円に近似している工事案件については、工数等を恣意的に見積もることによって競争入札の実施を不当に回避するという事務が行われるリスクがあることから、工数の見積りに当たっては、客観的かつ合理的な根拠を明らかにしておくことがより強く望まれる。

【結果（意見）：銚子土木事務所】

予定価格が 250 万円に近似している工事案件については、工数等を恣意的に見積もることによって競争入札の実施を不当に回避するという事務が行われるリスクがあることから、工数の見積りに当たっては、客観的かつ合理的な根拠を明らかにしておくよう要望する。

6 道路受託及び県単道路改良（一般）合併工事（（仮称）三郷流山橋取付高架橋上部工その 4）（主）越谷流山線

（1）概要

① 事業の必要性

東葛飾土木事務所が担当する当工事は、埼玉県・千葉県・茨城県のつくばエクスプレス沿線市街地を連絡する都市軸道路の一部となる「三郷流山橋有料道路」の 1,960m の事業の中の、橋梁上部工となっている。

都市軸道路は、茨城県、千葉県、埼玉県に渡る約 30km の広域幹線道路で、千葉県区間は、約 10km あり、供用済約 5km、整備中約 3.5km、未事業約 1.5km となり、用地取得も含む事業である。

「三郷流山橋有料道路」は、埼玉県側の料金所から千葉県側の高架部分まで有料（通行料金は、埼玉県道路公社の収入となるもので、料金徴収期間 30 年間で勘案して金額を決定されている。）となっており、埼玉県側に料金所が設置され、令和 5 年 11 月 26 日に開通している。

「三郷流山橋有料道路」の事業は、埼玉県側取付道路部 680m、渡河部 450m、千葉県側取付道路部 830m の合計 1,960m となるものである。

千葉県側取付道路部（千葉県区間）の設計については、それぞれの部分におい

て、平成 30 年以前（平成 27 年位）に行われ、年度ごとに予算を取り、発注先も決定している

当橋梁は、近隣橋梁の渋滞緩和を見込んで、渋滞する玉葉橋と流山橋との間の 8km の橋のない区間に位置（流山橋までは 2.5km）する。

② 事業内容

当工事は、千葉県側取付道路部の橋桁、床版を対象とするもので、その設計は外部委託し、令和 2 年度までに終わっており、開通までの道路整備は別工事となっている。なお、橋梁の構造は、下から、橋脚、支承（橋脚の上で桁を支持する部品）があり、支承の上に桁を乗せ、その上が床版となっており、当工事において、桁は、工場で生産し、現場で組み立てている。

また、当工事は、令和 2 年度に発注、令和 2 年度に契約（契約日令和 3 年 2 月 15 日）した県単独の事業となっており、当初の計画では令和 3 年度中の令和 4 年 3 月の完成を予定していたが、当橋梁の橋脚の工期遅れや各工事との工程調整のため、令和 4 年 10 月の完成となっている。付随して行われた川の付け替え工事が、計画どおりに実施できず、間に合わなかったことも一因となっている。なお、川の付け替え工事は、土地を取得し、川をそこに付け替えるもので、現状では、付け替えた川の上を一部塞いだ状態となっており、今後利用方法を定めることとなっている。

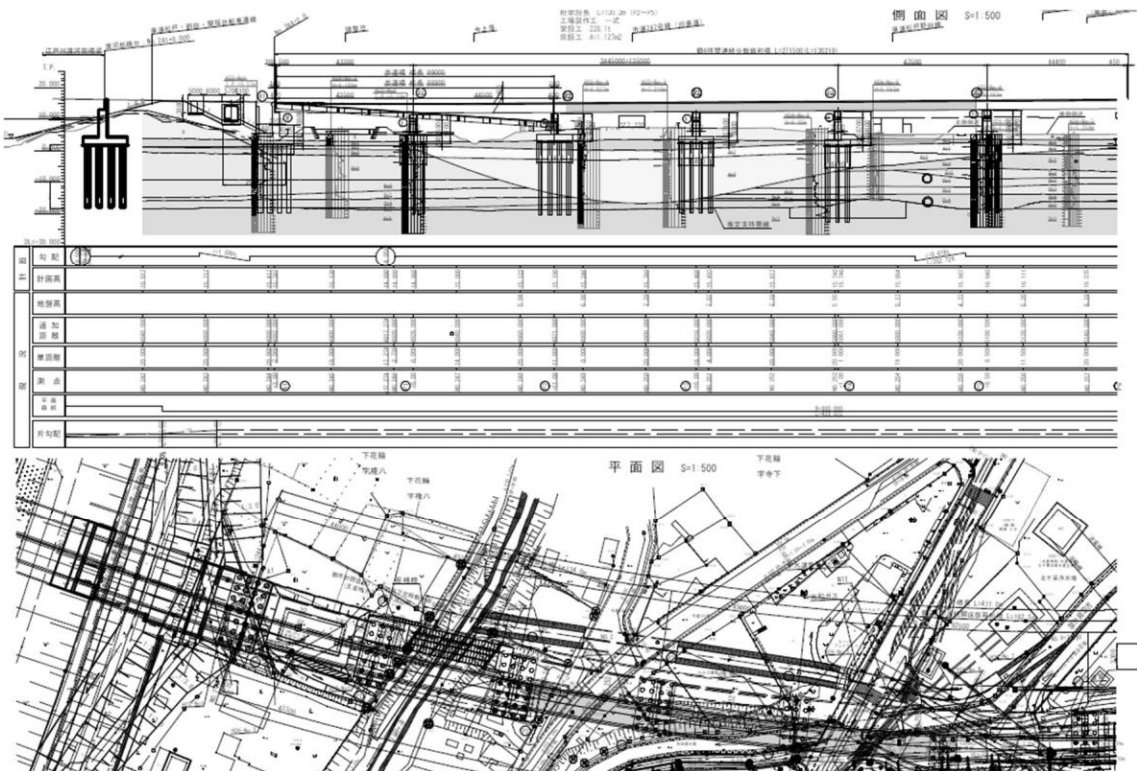
予算については、令和 3 年夏に終わる予定の橋脚の工事が遅れ、上の桁の工事も令和 3 年度中に終わらなくなったことから、令和 3 年度内に使用を終わらない状況となり、事故繰越が 166 百万円となっている。繰越明許費は 156 百万円あり、令和 4 年度中に繰越された部分も含め予算執行は完了している。

当工事は合わせて約 4 億円となるもので、一般競争入札により 2 社申込があり、他の工区とは異なる業者が落札している。

【位置図】



【全体図】



【工事概要】



- ③ 契約方法：一般競争入札
- ④ 設計額及び請負金額：予定価格 415 百万円、請負金額 413 百万円、変更請負金額 423 百万円
- ⑤ 支出額：423 百万円
- ⑥ 令和5年度への繰越額：0円
- ⑦ 着工日：令和3年2月16日
- ⑧ 完了日：令和4年10月14日
- ⑨ 令和5年度への明許繰越の有無：なし
- ⑩ 令和5年度への事故繰越の有無：なし
- ⑪ 設計変更の有無：あり
- ⑫ 補助金の有無：あり
- ⑫ 前払いの有無：あり 97 百万円
- ⑬ 債務負担行為か：債務負担行為ではない。

(2) 手続

包括外部監査の本旨である財務監査を実施するために、令和4年度を中心に財務会計処理の状況を確認し、主要な予算処理・執行管理、契約事務、財産管理事

務等に関連する証憑等を入手し、閲覧・分析、質問、照合等、必要な監査手続を実施することにより、それらの合規性を検証した。なお、合規性の監査の実施に際しては、各会計処理等に関連する内部統制の整備及び運用状況を検証し、リスクの識別及び評価の現状とそれらへの対応状況を把握し、その有効性を評価することにより、財務会計処理の正確性や財産管理の適正性等の検証を併せて実施した。

(3) 結果

上記の監査手続を実施した結果、指摘事項は発見されなかったが、次のとおり、意見を述べることとする。

① 期跨ぎの工期変更契約の締結について（意見）

【現状】

契約工期を変更し、期跨ぎの工期変更契約を締結するためには、県議会に期跨ぎとなることを申請し、承認を得ることが必要となる。

当工事においては、令和3年10月1日から工事の一部一時中止措置を講じており、工期については、当初工期の令和4年3月22日を越え、期跨ぎの工期に変更となることを予定していた。

しかしながら、期跨ぎの工期変更を行うためには、県議会の承認が必要で、令和4年2月定例県議会（令和4年3月18日閉会）における承認を待って、期跨ぎの工期変更契約を行う場合、工期変更契約締結が当初工期の令和4年3月22日後になってしまう可能性があることから、一旦、県議会承認が不要な同年度内の令和4年3月31日までを工期とする工期変更契約を当初工期の令和4年3月22日に締結し、令和4年2月定例県議会で承認を得た後に、改めて、令和4年3月22日変更契約工期の令和4年3月31日に期跨ぎの令和4年8月6日までを工期とする工期変更契約を締結している。

	<u>工</u>	<u>期</u>	<u>契</u>	<u>約</u>	<u>日</u>
当初	R3. 2. 16	～	R4. 3. 22		R3. 2. 15
第1回変更	R3. 2. 16	～	R4. 3. 31		R4. 3. 22
第2回変更	R3. 2. 16	～	R4. 8. 6		R4. 3. 31

【問題点】

橋梁の上部工の施工を行う当工事においては、施工範囲における全ての橋脚が完成している必要があるが、一部の橋脚工事の進捗が遅れたことから、当工事の上部工の施工を行うことができなかった。

そのため、橋脚工事については、令和3年10月完成予定としていたが、令和

3年6月1日より全部一時中止（工事一時中止予定期間4ヵ月間（令和3年9月30日まで）（「東土第418号令和3年5月31日」の通知文書（※1）による））となり、10月完成が困難な状況（再開は令和3年10月1日から（「東土第1101号令和3年9月30日」の通知文書（※2）による））となったことから、当工事については、上部工の施工ができず、令和3年10月1日から一部一時中止措置を講じている。

当工事の一部一時中止は、令和3年9月30日時点で137日（令和4年2月20日まで）を予定（「東土第2302号令和3年9月30日」の通知文書（※3）による）しており、予定再開日の令和4年2月21日から（実際の再開は令和4年2月21日から（「東土第2304号令和4年2月18日」の通知文書（※4）による））当初工期の令和4年3月22日までの期間をもって、137日の工期遅れを解消できることは想定できず、令和4年3月22日を越えて期跨ぎの工期となることが見込まれることから、令和3年12月定例県議会（令和3年11月26日開会）において、期跨ぎの工期変更を申請し、承認を得ることも可能であったと考える。

（※1）東土第418号令和3年5月31日「地方道道路改築工事（（仮称）三郷流山橋取付高架橋P3・P4橋脚）の全部一時中止について（通知）」

標記について、建設工事請負契約書第21条第2項の規定により、下記のとおり通知します。

記

- 1 本工事を令和3年6月1日から全部一時中止する。
- 2 中止理由
施工条件の明示に記載されている、本工事に影響を与える他工事の工程に遅延が生じたため
- 3 工事一時中止箇所 全区間
- 4 工事一時中止予定期間 4ヵ月（令和3年9月30日まで）
- 5 工事再開については、別途通知する。
- 6 その他
(略)

(※2) 東土第 1101 号令和 3 年 9 月 30 日「地方道道路改築工事（(仮称) 三郷流山橋
取付高架橋 P3・P4 橋脚）の全部一時中止の全部再開について（通知）」

標記について、工事請負契約書第21条及び第24条に基づき、下記のとおり通知
します。

記

- 1 令和 3 年 6 月 1 日より全部一時中止（令和 3 年 5 月 31 日付け）の本工事を令
和 3 年 10 月 1 日から再開する。
- 2 工事再開箇所 全部

(※3) 東土第 2302 号令和 3 年 9 月 30 日「道路受託及び県単道路改良（一般）合併
工事（(仮称) 三郷流山橋取付高架橋上部工その 4）の一部一時中止について（通
知）」

標記について、建設工事請負契約書第21条第2項の規定により、下記のとおり通
知します。

記

- 1 本工事を令和 3 年 10 月 1 日から一部一時中止する。
- 2 中止理由
P3・P4橋梁工事の遅延により、工場製品製造工以降の作業が出来ないた
め。
- 3 工事一時中止箇所 全区間
工場製品輸送工、鋼橋架設工、橋梁現場塗装工、床版工、橋梁付属物工、
鋼橋足場等設置工、仮設工
- 4 工事一時中止予定期間 137日間（令和 4 年 2 月 20 日まで）
- 5 工事再開については、別途通知する。
- 6 その他
(略)

(※4) 東土第 2304 号令和 4 年 2 月 18 日「道路受託及び県単道路改良（一般）合併工事（(仮称) 三郷流山橋取付高架橋上部工その 4）の一部一時中止の全部開通について（通知）」

標記について、工事請負契約書第21条及び第24条に基づき、下記のとおり通知します。

記

- 1 令和 3 年 10 月 1 日より一部一時中止（令和 3 年 9 月 30 日付け）の本工事を令和 4 年 2 月 21 日から再開する。
- 2 工事再開箇所
全部（工場製品輸送工、鋼橋架設工、橋梁現場塗装工、床版工、橋梁付属物工、鋼橋足場等設置工、仮設工）

【結果（意見）：東葛飾土木事務所】

期跨ぎの工期変更契約締結を予定しながら、県議会承認前であることを理由に令和 4 年 3 月 31 日までの 9 日間だけ工期を延長する工期変更契約を締結し、県議会承認後、改めて、期跨ぎとなる令和 4 年 3 月 31 日後を工期とする工期変更契約を締結するという契約行為については、発注者（県（土木事務所））にとっても、受注者（契約の相手方）にとっても事務負担増（受注者にとっては印紙税負担増も）となることから、期跨ぎの工期変更が想定される場合には、12 月定例県議会に期跨ぎの工期変更を申請し、承認を得るなど、変更契約締結回数を少なくし、事務負担を軽減することを要望する。

また、当初契約において、工期を、3 月 22 日のような 2 月定例県議会の閉会日直後の日付ではなく、3 月下旬の閉会日から変更契約を行う余裕のある日付とすることによって、期末日まで工期を延長する工期変更契約を行うことなく、2 月定例県議会において期跨ぎの工期変更承認を得て、3 月 31 日に期跨ぎとなる 3 月 31 日後を工期とする工期変更契約を締結することも可能となることから、期末日直前ではなく期末日を工期とするなど、変更契約締結回数を少なくできるような工期決定も検討し、事務負担を軽減することを要望する。

7 道路メンテナンス（トンネル）工事（天神峰トンネル補修工）（主）成田小見川鹿島港線 成田市天神峰

（1）概要

① 事業の必要性

本事業は、千葉県トンネル長寿命化修繕計画に基づき令和元年度に実施したトンネル点検により確認された変状箇所の補修を実施するものであり、主要地方道成田小見川鹿島港線の天神峰トンネルの補修を行うものである。

天神峰トンネルの補修は単年度ごとにブロックで指定された部分の補修が行われており、令和4年度は8ブロックを対象とする補修工事が行われている。なお、令和3年度には6ブロックを対象とする補修工事が行われている。

トンネルを長期間、安全に使用するための工事であり、事業の必要性が認められる。

② 事業内容

天神峰トンネル内の8表面被覆工（剝落防止）及びひび割れ補修工を行い、トンネル内の通行の安全を確保する。

③ 契約方法：一般競争入札（総合評価方式）

④ 設計額及び請負金額：実施設計額 114 百万円、請負金額 104 百万円

⑤ 支出額：41 百万円

⑥ 令和5年度への繰越額：49 百万円

⑦ 着工日：令和4年9月28日

⑧ 完了日：令和5年8月3日

⑨ 令和5年度への明許繰越の有無：あり

⑩ 令和5年度への事故繰越の有無：なし

⑪ 設計変更の有無：あり

⑫ 補助金の有無：あり

⑬ 前払いの有無：あり 41 百万円

⑭ 債務負担行為か：債務負担行為ではない。

（単位 千円）

年度	出来高予定額	支払限度額
令和4年度	99,513	89,561
令和5年度	4,822	14,774
計	104,335	104,335

(2) 手続

一般競争入札関係資料、建設工事請負契約書、仕様書（標準仕様書、共通仕様書、特記仕様書）及び関係する付属資料等の業務関連書類一式を入手し、閲覧、突合、分析、視察、観察及び質問等の必要と考えられる監査手続を実施することにより、当該事務手続の法規性と効果的、効率的な実施状況を検証した。

(3) 結果

上記の監査手続を実施した結果、次のとおり、指摘事項及び意見を述べるものとする。

① 設計変更契約について（指摘）

【現状・問題点】

県土整備部が令和3年1月に作成している「土木工事契約における設計変更等ガイドライン」によれば、「設計変更に伴う契約変更は、その都度行うことを原則とするが、変更見込み金額又は、これらの合計額が、請負金額の20パーセント以下の軽微な設計変更の場合には、工期末にまとめて行うことができるものとする。」と規定されている。

天神峰トンネル補修工は、令和4年9月28日から令和5年8月3日までの工期の間、新たなひび割れ箇所の発見により追加補修工事が必要となることで設計変更が繰り返され、令和5年5月19日の工事打合せ簿において既に当初の請負金額から21パーセントの増額が見込まれ、最終的に設計変更に伴う請負金額は合計で2844万8200円の増額となっている。

他方で、県では、工期末に全ての設計変更を一度に反映させた建設工事請負変更契約書を令和5年7月4日付で締結している。

この点、上記ガイドラインが規定している20パーセントに相当する金額については、令和5年5月19日の設計変更の際に超過しているところ、上記ガイドラインに定める工期末にまとめて行う根拠を欠いている。

【結果（指摘）：成田土木事務所】

設計変更に伴う請負代金の合計額が20パーセントを超過していることが明らかであるにも関わらず、その後工期末まで契約変更を行わなかったことは、県の定めるガイドラインに違反しており、本来であれば変更金額が20パーセントを超過した時点で変更契約を実施すべきであった。今後は、県の定めるガイドラインに則った設計変更手続をとるよう要望する。

② トンネル台帳記載事項更新について（意見）

【現状・問題点】

県土整備部が作成している最新のトンネル台帳記載の「その他付属機器」の「照明設備」について、「種類」ナトリウム灯と記載されている。

他方で、天神峰トンネルは、令和3年度の工事において、トンネル照明器具をナトリウム灯からLEDトンネル照明器具に変更している。

トンネル台帳は、トンネルの適切な維持管理を行うため、道路法施行規則第4条の2に基づく道路台帳を補完する台帳として、県が作成したものである。

そのため、工事等によりトンネル台帳記載事項に変更が生じた場合は、すみやかに更新することが望ましいが、令和5年度の時点でも更新が行われていないことは、トンネル施設の管理上望ましくない状態である。

【結果（意見）：成田土木事務所】

トンネルの補修等の工事によりトンネル台帳記載事項に変更があった場合には、遅くとも工事完了時点で記載内容の更新を行うよう要望する。

8 県土整備部所管の公共事業に係る用地取得事務について

県土整備部所管の公共事業に係る用地取得事務については、以下の5件の事業において、同様の現状・問題点が確認されたことから、一括して一項目で取り扱う。

ア 国道道路改築事業 一般国道126号 山武東総道路（銚子連絡道）二期_用地取得事務

イ 社会資本整備総合交付金事業 一般国道126号 八木拡幅 第1工区_用地取得事務

ウ 公共街路事業・社会資本整備総合交付金事業（街路整備）野田都市計画道路3・4・20号今上木野崎線外2線_用地取得事務

エ 社会資本整備総合交付金事業（交付金街路）工事 野田都市計画道路3・4・10号清水上花輪線_用地取得事務

オ 社会資本整備総合交付金事業 主要地方道成田小見川鹿島港線_用地取得事務

（1）概要

① 公共事業の用地取得方法の動向

近年、公共事業については、コスト意識の高まりや経済活性化の観点などから、公共用地の早期取得も含め、事業効果の早期発現を図るべきという考え方が強ま

っており、総合規制改革会議の答申においても、土地収用法等の積極的活用の必要性が指摘され、政府の行動計画である「規制改革の推進に関する3ヵ年計画」（閣議決定）にも、その内容が盛り込まれた。

具体的な国土交通省の「事業認定等の適期申請等」の通達では、土地収用法の事業認定申請準備着手の要件は、「用地幅杭打設完了から3年」または「用地取得率80%」のいずれか早い時期とされ、国土交通省の直轄の公共事業について、適期申請等の徹底を図っている。また、事業の進行管理に関する説明責任の観点から、「事業名称、用地幅杭打設終了の時期、用地取得率、着工予定時期、完成見込時期、収用手续への移行の状況並びに収用手续に移行していない場合にはその理由及び対応策等」を公表している。

以上のように、国土交通省の土地収用法等の積極的活用についての方針を受け、各地方自治体においても、各管轄の公共事業について「事業認定等の適期申請等」の方針を踏まえた取組に着手している。

② 千葉県の公共事業の用地取得状況

千葉県でも、①の国土交通省の「事業認定等に関する適期申請等」を受け、用地取得に当たり、土地収用手续に移行する要件を定めた適期申請ルール^{*1}の徹底及び用地取得の進捗状況等の広報を図るため平成19年に制定した「県土整備部所管の公共事業に係る土地収用制度活用推進要綱」（以下「推進要綱」という。）に基づき対応することを令和3年6月30日に、千葉県のHPでも公表している。

公共事業において用地取得が必要な場合、交渉により取得するのが一般的であるが、土地収用法は、公共の利益となる事業の用に供するため土地を必要とする場合において、その土地を事業の用に供することが土地の利用上適正且つ合理的であるときは、収用することができる旨を規定している。県土整備部では、本法律の活用を検討する際の内部規程として「推進要綱」等により、法律適用の検討や用地取得の進捗状況等の公表に関する手順を定めている。

※1：国土交通省の「事業認定等の適期申請等」の通達では、土地収用法の事業認定申請準備着手の要件は、「用地幅杭打設完了から3年」または「用地取得率80%」のいずれか早い時期とされている。千葉県の規程では、「用地幅杭打設完了から3年」は要件に含めていないが、参考として情報収集をしている。

ア 国道道路改築事業 一般国道 126 号 山武東総道路（銚子連絡道）二期_用地取得事務

① 用地取得の必要性^{※1}

千葉県東部に位置する山武・東総地域は、農林水産業や観光産業を中心に発展してきており、今後も魅力的に発展することが期待されている。銚子連絡道路は、山武市から銚子市に至る延長約 30km の地域高規格道路として、東京湾アクアラインや圏央道等の高規格幹線道路と一体となって、一般国道 126 号の渋滞緩和、地域相互間の連携・交流、物流の効率化などに資する交通基盤の施設である。

「山武東総道路二期」は、銚子連絡道路の一部を構成する横芝光町柴崎から匝瑳市横須賀に至る延長約 5 km の区間であり、2 車線の一般道路 126 号バイパス事業である。

※1 税務署事前協議関係資料(平成 30 年 1 月 18 日付け海土第 789 号 租税特別措置法施行規則第 14 条第 5 項第 3 号イに規定する書類の発行を予定している事業に関する説明書)

② 事業内容

事業名	国道道路改築事業 一般国道 126 号 山武東総道路（銚子連絡道）二期
事業区分	一般国道
事業主体	千葉県
起終点	自：千葉県山武郡横芝光町芝崎 至：千葉県匝瑳市横須賀
延長	5.0km
事業化時期	H19 年度(実績)
都市計画決定時期	H19 年度(実績)
用地着手	H22 年度(実績)
工事着手	H25 年度(実績)
用地収用完了時期	R3 年度(実績)
用地取得方法	任意取得：全体の 100% 収用：全体の 0% 先行取得：全体の 0%
上記の用地取得方法とした理由	未買収者から収用による用地取得を行うため、令和 3 年 2 月に事業認定を受けた（令和 2 年 7 月に申請）が、収用裁決申請前に未買収者が任意取得による用地取得に応じたため
用地幅杭打設完了から 3	令和 3 年 1 月

年経過日付	
用地取得率 80%を達成日付	平成 30 年 7 月
用地取得の当初予算	・ 用地費 860,000 千円 ・ 補償費 100,000 千円
用地取得の実績額	・ 用地費 1,314,198 千円 ・ 補償費 235,578 千円
用地取得の予算と実績の差異が大きい場合の理由	道路の構造が平面構造→盛土構造に変更となり、のり部分の用地買収面積及び補償対象物件が増加したため
事業の効果等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日中を通して発生している国道 126 号の渋滞緩和と交通事故減少による安全性の向上が期待される。 ・ 第 3 次救急医療施設 (国保旭中央病院) への搬送時間が短縮し、地域医療サービスの向上が期待される。 ・ 緊急輸送道路の一次路線や津波被害時の道路啓開候補路線に選定されている国道 126 号の代替路となり、リダンダンシーの向上や地域の防災機能の強化が期待される。

出典：道路局 国道・技術課作成の「再評価結果(令和 4 年度事業継続箇所)」
及び海匠土木事務所からのヒアリング結果に基づき監査人作成

イ 社会資本整備総合交付金事業 一般国道 126 号 八木拡幅 第 1 工区_用地取得事務

① 用地取得の必要性^{※1}

国道 126 号は、銚子市を起点とし東金市を経て千葉市に至る延長約 80km の路線であり、山武・東総地域と首都圏や県都千葉市等を結び、広域的な交流・連携による地域経済の活発化を図り、県東部地域の観光振興にも寄与する重要な幹線道路である。

「国道 126 号八木拡幅」は、銚子市三崎町から旭市八木までの約 5.7km の事業であり、現国道 126 号の交通混雑緩和、線形不良による事故多発区間の改善、幅員狭小区間における歩行者や小中学校の通学路としての安全性の確保等、利便性の向上により地域の活性化に大きく寄与するものである。このうち、第 1 工区は、旭市八木から銚子市親田町までの 3km のバイパス区間であり、この工事のために用地取得が必要となる。

※1 税務署事前協議関係資料(平成 25 年 4 月 1 日付け 租税特別措置法施行規則第 14 条第 5 項第 3 号イに規定する書類の発行を予定している事業に関する説明書)

② 事業内容

事業名	社会資本整備総合交付金事業 一般国道 126 号 八木拡幅 第 1 工区
事業区分	道路事業
事業主体	千葉県
起終点	自：千葉県銚子市親田町 至：千葉県旭市八木
延長	3.0km
事業化時期	H18(実績)
用地着手	H21(実績)
工事着手	H24(実績)
用地収用完了時期	未定 (R5 年 3 月末時点で 98%の進捗率)
用地取得方法	任意取得：全体の 100% 収用：全体の 0% 先行取得：全体の 0%
上記の用地取得方法 とした理由	県と地権者双方の合意による任意取得が望ましいため
用地幅杭打設完了か ら 3 年経過日付*	未了
用地取得率 80%を 達成日付	平成 30 年 1 月
用地取得の当初予算	・用地費 560,000 千円 ・補償費 20,000 千円
用地取得の実績額	・用地費 513,942 千円 ・補償費 151,874 千円
用地取得の予算と実 績の差異が大きい場 合の理由	第 1 工区の補償費について、精査の結果、計画時より補償 すべき対象物件等が増えたため。
事業の効果等	・交通の転換による現道部の交通円滑化 ・交通渋滞緩和による事故の減少 ・線型不良個所の回避ルート確保による緊急輸送道路ネ ットワークの強化 ・救急医療機関への移動時間短縮 ・走行性向上による地域医療サービスの向上

出典：千葉県 県土整備公共事業評価審議会令和 3 年度第 3 回「事業再評
価」及び銚子土木事務所からのヒアリング結果に基づき監査人作成

ウ 公共街路事業・社会資本整備総合交付金事業（街路整備）野田都市計画道路
3・4・20号今上木野崎線外2線_用地取得事務

① 用地取得の必要性

野田都市計画道路3・4・20号今上木野崎線外2線^{※1}は、江戸川に架かる玉葉橋と連絡する県道松戸野田線から、国道16号と交差し、県道我孫子関宿線に至る、東葛飾北部地域の新たな東西軸となる広域幹線道路である。野田市山崎交差点から国道16号に至るまでの市道1260号線では、慢性的に渋滞が発生しており、踏切部はボトルネック踏切となっている。本事業は、東武野田線との立体交差（アンダーパス）を含む約1.0kmを整備することにより、東西方向の道路ネットワークを強化し、梅郷駅周辺市街地に集中する交通渋滞の緩和やボトルネック踏切からの交通を転換し、市街地交通の円滑化を図るものである。この工事のための用地取得が必要となる。

② 事業内容

事業名	公共街路事業・社会資本整備総合交付金事業（街路整備） 野田都市計画道路3・4・20号今上木野崎線外2線 ^{※1}
事業区分	都市計画事業
事業主体	千葉県
起終点	自：千葉県野田市山崎字宿 至：千葉県野田市山崎字中地
延長	1.002km
事業化時期	H23年度
用地着手	H25年度
都市計画決定時期	S60年度
工事着手	R3年度
用地収用完了時期	R6年度（直近の見込）
用地取得方法	任意取得：全体の78.45% 収用：全体の0% 先行取得：全体の0%
上記の用地取得方法とした理由	県と地権者双方の合意による任意取得が望ましいため
用地幅杭打設完了から3年経過日付 ^{※2}	H29年5月
用地取得率80%を達成日付	未達成
用地取得の当初予算	・用地費 1,337,700千円

	・ 補償費 2,010,000 千円
用地取得の実績額	・ 用地費 998,923 千円 ・ 補償費 1,548,196 千円
用地取得の予算と実績の差異が大きい場合の理由	未買収地があるため
事業の効果等	整備効果として、野田市山崎交差点から国道 16 号南部工業団地入口交差点までの交通渋滞緩和や市道 1260 号線の交通が事業区間に転換し、交通の分散により安全性が向上する。また、踏切に起因する渋滞の緩和や搬送時間短縮による救命率の向上が図られる。

出典：「東葛飾土木事務所からのヒアリング結果」に基づき監査人作成

※1 外 2 線は、「野田都市計画道路 3・5・21 号亀山宿里線」と「野田都市計画道路 3・4・12 号宮崎山崎線」を指している。

エ 社会資本整備総合交付金事業（交付金街路）工事 野田都市計画道路 3・4・10 号清水上花輪線_用地取得事務

① 用地取得の必要性^{※1}

社会資本整備総合交付金事業（交付金街路）工事 野田都市計画道路 3・4・10 号清水上花輪線は、主要地方道結城野田線の一部で国道 16 号と並行して野田市を南北に縦断し、茨城、埼玉方面から市の中心部を通過して千葉県松戸方面、東京を結ぶ、東葛飾地域の重要な道路に位置付けられている。

本路線は、東武野田線高架橋の下を通る延長 463m の街路が平成 21 年度に完成することを受け、野田市都市計画道路 3・4・5 号清水公園駅前線まで延伸させ、この道路との交差部を整備するとともに歩道設置等により交通の安全と円滑化を図るものである。当該事業を進めるために用地取得が必要となる。

② 事業内容

事業名	社会資本整備総合交付金事業（交付金街路）工事 野田都市計画道路 3・4・10 号清水上花輪線
事業区分	街路事業
事業主体	千葉県
起終点	自：千葉県野田市清水字中原付 至：千葉県野田市清水字中原付
延長	0.256km

事業化時期	平成 21 年度(実績)
都市計画決定時期	平成 21 年度(実績)
用地着手	平成 21 年度(実績)
工事着手	令和 2 年度(実績)
用地収用完了時期	令和 8 年度(計画)
用地取得方法	任意取得：全体の 60% 収用：全体の 0% 先行取得：全体の 32%
上記の用地取得方法とした理由	県と地権者双方の合意による任意取得及び先行取得することが望ましいため。
用地幅杭打設完了から 3 年経過日付*	平成 22 年 3 月
用地取得率 80%を達成日付	令和 4 年 6 月
用地取得の当初予算	・用地費 316,800 千円 ・補償費 928,200 千円
用地取得の実績額	・用地費 170,022 千円 ・補償費 1,125,405 千円
用地取得の予算と実績の差異が大きい場合の理由	・事業が長期にわたっているため、経済変動による用地単価の増減による事業費の増減。 ・事業が長期にわたっているため、経済変動による用地補償単価の増減による事業費の増減。
事業の効果等	道路拡幅による歩道の設置及び右折レーンの設置により交通の安全と円滑化が期待できる。

出典：東葛飾土木事務所からのヒアリング結果に基づき監査人作成

オ 社会資本整備総合交付金事業 主要地方道成田小見川鹿島港線_用地取得事務

① 用地取得の必要性

主要地方道成田小見川鹿島港線は、国道 51 号に並行し、成田市寺台地先を起点に成田空港や成田市街地と県北東部及び茨城県の重要港湾鹿島港を結ぶ主要な幹線道路である。本路線沿線には、空港貨物等を取り扱う物流企業が進出しており、空港周辺の工業団地とのアクセス道路として機能している。また、現在整備が進められている圏央道（大栄-横芝間、令和 6 年度開通予定）の IC も計画されており、将来の交通需要に対応していくために成田市取香地先から多良貝地先までの延長 4.26 km の 4 車線化整備を進めているものである。

成田空港では更なる機能強化に向けた計画が進められており、本路線の交通の円滑化に対する要請は今後より一層高まっていくものと考えられる。この工事を進めていくために、用地取得が必要となっている。

② 事業内容

事業名	社会資本整備総合交付金事業 主要地方道成田小見川鹿島港線
事業区分	道路事業
事業主体	千葉県
起終点	自：千葉県成田市取香地先 至：千葉県成田市多良貝地先
延長	4.26km
事業化時期	H7(実績)
用地着手	H8(実績)
工事着手	H10(実績)
用地収用完了時期	未定
用地取得方法	任意取得：全体の100% 収用：全体の0% 先行取得：全体の0%
上記の用地取得方法とした理由	県と地権者双方の合意による任意取得が望ましいため交渉を継続する必要があるため
用地幅杭打設完了から3年経過日付*	未了
用地取得率80%を達成日付	平成28年3月
用地取得の当初予算	・用地費 1,580,000千円 ・補償費 1,400,000千円
用地取得の実績額	・用地費 1,607,669千円 ・補償費 1,311,205千円
用地取得の予算と実績の差異が大きい場合の理由	特に重要な差異はないため省略する。
事業の効果等	整備効果として、4車線化による走行時間短縮、交通事故の減少、緊急輸送道路の強化及び救急搬送時間の短縮による救命率の向上に資することが期待される。

出典：「再評価実施事業調査 主要地方道成田小見川鹿島港線 基準年令和 2 年度」及び「成田土木事務所からのヒアリング結果」に基づき監査人作成

(2) 手続

包括外部監査を効果的、効率的に実施するために次の監査手続を実施した。

- ①用地取得の手続が、「用地事務取扱規程」、「推進要綱」等に従い、意思決定、手続の実施及び公表が行われているかについて検証した。
- ②令和 3 年度に土地の取得が完了した千葉県と特定の地権者の手続きの一連の資料を確認し、用地取得の事務が適切に行われていることを検証した。

(3) 結果

(ア) 用地取得の手続における意思決定、手続の実施及び公表について

上記の監査手続①を実施した結果、次のとおり指摘事項及び意見を述べることとする。

【現状】

千葉県では、「推進要綱」第 2 条～第 5 条で、「県土整備部所管の公共事業で、重点的に進めることが必要と認められる事業」（活用案件）及び「活用案件のうち事業の完成目標時期等を考慮し、事業認定申請・裁決申請等の準備に着手することが適当な事業」（適用案件）に対しては、土地収用制度活用推進会議検討会（以下「検討会」という。）及び年 2 回（7 月と 1 月）の土地収用制度活用推進会議（以下「推進会議」という。）で、以下の事項について審議されることと規定されている。

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">i 用地取得難航案件に係る土地収用制度活用の適否に関すること。ii 用地取得進捗状況等の公表に関すること。 |
|--|

出典：平成 18 年 10 月 27 日施行の「土地収用制度活用推進会議設置要綱」第 2 条

また、千葉県の収用の検討が求められる上記 i の活用案件は、原則として以下のような要件 iii および iv に合致した用地取得であると規定されている。

- | |
|---|
| <p>県土整備部所管の公共事業に係る土地収用制度活用推進要綱第 2 条に定める「県土整備部所管の公共事業で、重点的に進めることが必要と認められる事業」（活用案件）とは、県土整備部所管の公共事業で、</p> <ol style="list-style-type: none">iii 重点施策として、予算等を優先的に措置して進めることが必要と認められる |
|---|

事業

(以下、「重点施策」※1という。)

iv 用地取得率が80%以上となるなど用地取得が進捗しており、早期に事業効果が発現できると認められる事業

出典：平成20年9月11日、平成26年3月20日改正の「土地収用制度の活用対象事業等の取扱い」(1)

しかし、平成30年7月実施の平成30年度第1回を最後に、適切な手続を経ることなく「推進要綱」で定められた「検討会」及び年2回(7月と1月)の「推進会議」が実施されておらず、検討すべき用地取得難航案件に係る土地収用制度活用の適否に関して審議がなされていない。用地課からは、「推進会議」のあり方や用地取得の進捗状況等の公表手続きについて見直すため、「推進要綱」等の改正作業中であるとの説明を受けている。一方で、千葉県の収用手続については、「検討会」や「推進会議」を開催することなく、内部的な決定で進められていることが確認されている。

また、事業の進行管理に関する説明責任の観点から、上記の活用案件にかかわらず、「県土整備部所管の公共事業で、重点的に進めることが必要(以下、「重点施策」※1という。)と認められる用地取得率が80%以上となる用地取得の事業から事業課が選択した案件」(公表対象事業)を対象に、「推進会議」で諮ったうえで、以下のi～viiの事項について千葉県HPで原則として年2回(8月、2月)公表すると定められている。

- i 事業名称
- ii 事業概要
- iii 用地幅杭打設終了の時期
- iv 用地取得率
- v 着工予定時期
- vi 完成目標時期
- vii 用地取得に係る現在の状況と今後の方針

出典：平成19年3月7日施行の「県土整備部所管の公共事業に係る用地取得の進捗状況等の公表要領」第2条、第3条、第4条、第5条、「土地収用制度の活用対象事業等の取扱い」(3)

※1：活用案件の「重点施策」と公表対象の「重点施策」は、同義ではない。公表対象の選択の判断は、活用案件か否かに関わらず、県民への説明責任の観点より決定される。

しかし、令和4年8月以降は、「推進要綱」等の見直しを開始したことを理由に、適切な手続きをとることなく、公表を取りやめている。

上記の活用案件、適用案件及び公表対象事業についての規定が遵守されているか否かについて、監査対象として選定したア～オの工事の用地取得の状況について検討する。

なお、千葉県の規程では、「用地幅杭打設完了から3年」は収用の活用案件の要件には含めていないが、国土交通省の「事業認定等の適期申請等」の通達要件であることを考慮し、「用地幅杭打設完了から3年」または「用地取得率80%」を満たす事業については、直近で開催された平成30年7月の「推進会議」にて、候補案件として提出していた。

以下、ア～オの事業の用地取得の状況を活用案件、適用案件及び公表対象事業の状況を以下の表にまとめた。

	国土交通省 の基準 (千葉県では 参考情報と している)	千葉県の活用或いは公表の基準 (bは、国土交通省の基準と一致)			平成30年7月 (直近最終開催の「推進会議」での決定)			
		a	b	c	d	e	f	g
用地 取得	用地幅杭打設 完了から3年 (達成日)	用地取得 率80% (達成日)	活用案件 の要件の <u>重点施策</u> か否か	公表対象 事業の要 件の <u>重点施策</u> か否か	候補案件 (a又はb に要件合 致)	活用案件 (b及びc の要件合 致)	適用案件 (fのうち 事業認定・ 裁決申請準 備)	公表対象 事業 (b及び dの要件 合致)
ア	R3/1	H30/7	不明	不明	○	×	×	×
イ	未達	H30/1	不明	不明	不明	×	×	×
ウ	H29/5	未達	不明	不明	○	×	×	×
エ	H22/3	R4/6	不明	不明	○	×	×	×
オ	未達	H28/3	不明	不明	○	×	×	×

平成 30 年 8 月～令和 5 年 3 月 (推進会議未開催での決定)					
	i	j	k	l	m
用地 取得	候補案件 (a 又は b に要件合致)	活用案件 (b 及び c の要件合致)	適用案件 (f のうち事業認定・裁決申請準備)	事業認定申請 (b 及び c の要件合致)	公表対象事業 (b 及び d の要件合致)
ア	×	×	×	○	×
イ	×	×	×	×	×
ウ	×	×	×	×	×
エ	×	×	×	×	×
オ	×	×	×	×	×

① 土地の収用手続における、検討会や推進会議の開催について（指摘）

【問題点】

複数の土木事務所において、土地収用法（以下「収用法」という。）に基づく収用又は使用の裁決申請手続きの検討の際に、県の内部規程である土地収用制度活用推進会議設置要綱（以下「設置要綱」という。）で定められた「推進会議」に諮っていない事実が判明した。これは、「推進会議」を所掌している用地課が、平成 30 年 7 月の開催を最後に同会議を開催していないことが原因である。

「ア」の用地取得では、当該用地取得の過程で、最終的には地権者が任意取得に応じたため収用手続きは中止となったが、令和 2 年 7 月に、土地を収用するに値する公益性があることを認定する「事業認定」の申請を事業認定庁である国に提出し、令和 3 年 2 月に「事業認定」を受けた経緯があった。この収用手続きの開始は、「推進要綱」に規定された「検討会」や「推進会議」による審議を省略した決定であった。

【結果（指摘）：県土整備部用地課】

土地の収用手続きは、「推進要綱」において要請されている「検討会」や「推進会議」を開催し審議の結果に基づき適切に実施されたい。

② 収用手続の活用案件の要件である「重点施策」の事業課の判断基準のガイドラインについて（意見）

【問題点】

事業課では、「ア」から「オ」の事業について、「推進要綱」における活用案件と適用案件のうち、「土地収用制度の活用対象事業等の取扱い」(1)の活用案件の

「重要施策」の判断の他、推進会議に「候補案件」として報告する事業についても選択し、推進会議で報告していた。「ア」「ウ」「エ」「オ」の事業については、活用案件として判断はされなかったが、「土地取得率 80%以上」または「用地幅杭打設完了から 3 年」という「候補案件」の要件を満たしているという事業課の判断のもと、平成 30 年 7 月の推進会議に「候補案件」として報告されていた。

しかし、平成 30 年 7 月実施の平成 30 年度第 1 回を最後に、「検討会」、「推進会議」が実施されておらず、検討すべき「用地取得難航案件に係る土地収用制度活用の適否に関すること。」について審議がなされていない。

【結果（意見）：県土整備部用地課】

「土地収用制度の活用対象事業等の取扱い」(1)の「重点施策」(上記の表の「c」)の決定は各事業課によりなされ、推進会議において活用案件を検討する際の判断基準となっているが、これに対する明確なガイドラインがないことにより、判断基準が恣意的な結果となる可能性がある。

活用案件の「重点施策」の判断基準や意思決定の過程を明確にし、「検討会」や「推進会議」で審査することを要望する。

③「候補案件」の選択の判断基準、審査資料、推進会議の審査について（意見）

【問題点】

平成 30 年 7 月開催の「推進会議」では、活用案件の他、「用地幅杭打設完了から 3 年」または「用地取得率 80%」の要件を満たしてはいるが、事業課が「重点施策」と判断しなかったすべての案件から「候補案件」を選択しリストとして「推進会議」に報告していた。ただし、事業課の「候補案件」の判断基準が明確ではないことにより、平成 30 年 7 月の「推進会議」において、以下のような審議がされていた。

候補案件について、資料にのらないと判断できないため、候補案件の基準を明確に事業課へ指示し、資料を作成するように。

出典：平成 30 年度 第 1 回土地収用制度推進会議事録

千葉県を活用案件の要件「用地取得率 80%」の要件を満たしていない「ウ」の用地取得を含む「ア」「ウ」「エ」「オ」の用地取得については、平成 30 年 7 月の推進会議で候補案件として報告されていたが、その判断に対する十分な資料が作成されていなかったことにより、詳細な審議ができなかった。

【結果（意見）：県土整備部用地課】

「候補案件」について、その選択の判断基準を始めとする審査資料を作成のうえ「推進会議」で審査することを要望する。

④ 「推進要綱」等に従った用地取得の進捗状況等の公表について（指摘）

【問題点】

「県土整備部所管の公共事業に係る用地取得の進捗状況等の公表要領」第5条2項では、「土地収用制度の活用対象事業等の取扱い(3)」の用地取得率80%以上（上記のbの要件）、「重点施策」（上記のdの要件）として事業課が選択した案件について「推進会議」に諮ったうえで、用地課長はHPに公表すると規定されているが、平成30年7月の推進会議を最後に審議は行われていない。bの要件を満たす「ア」「イ」「エ」「オ」の用地取得の案件については、「推進会議」の審議及び決定がないことから、進捗状況等は公表されなかった。

【結果（指摘）：県土整備部用地課】

「推進要綱」等に従った用地取得の進捗状況等の公表は、県民への事業の進行管理に関する説明責任の観点から「推進会議」の審議に基づき適切に公表されたい。

⑤ 公表対象事業の要件である「重点施策」の事業課の判断基準について（意見）

【問題点】

公表対象事業の要件である「重点施策」（上記のdの要件）の事業課の判断基準には明確なガイドラインがないことより、「重点施策」の判断が恣意的になる可能性がある。

【結果（意見）：県土整備部用地課】

「重点施策」の判断基準を作成のうえ意思決定の過程を明確にし、「検討会」や「推進会議」でその妥当性を審査することを要望する。

(イ) 用地取得の事務について

上記の監査手続②を実施した結果、次のとおり意見を述べることとする。

⑥ 土地売買契約書の作成時における収入印紙の負担関係について（意見）

【現状・問題点】

用地事務の手続きが適切に行われているかを監査した結果、(ア)の【現状・問題点】に記載した「イ～オの用地取得」の地権者作成の土地売買契約書に収入印紙が貼られており、その代金を千葉県が負担していたことが確認できた。この理由は、用地事務取扱規程第21条第2項の契約書書式に基づいて作成した土地売買契約書第11条に次のように明記されており、これを遵守しているとのことであった。

(収入印紙の負担)

第 11 条 この収入印紙に要する費用は、乙[※]の負担とする。

出典：「イからオの用地取得において各土木事務所が保存する地権者作成の土地
売買契約書第 11 条」及び「千葉県土整備部等用地事務取扱規定第 21 条第 2 項
の契約書書式」

※：乙は千葉県を示している。

これに対し、用地事務取扱規程第 21 条第 2 項の契約書書式で、収入印紙が千葉県
の負担と記載していることについては、当該契約書書式以外では、その根拠
が確認できない。

問題となっているのは、土地契約書を県と地権者が締結する際に、契約書は 2
部作成するが、県が作成する契約書には印紙税法第 5 条により不要であることよ
り相手方が作成する契約書の印紙を敢えて県が負担していることになり、実質土
地の売買代金に含まれていることになると解される点である。前提として「印紙
を負担してはいけない」との規定はないものの、一方で負担するための適正手続
がとられていることが必要となる。

現状は、用地事務取扱規程第 21 条で規定されている契約金額算定調書等には
収入印紙の負担関係についての記載はなく、適正手続が取られているとは言えな
い。

【結果（意見）：銚子土木事務所、東葛飾土木事務所、成田土木事務所】

土地売買契約書の作成時に、県が地権者の収入印紙を負担する際には、用地事
務取扱規程第 21 条で規定されている契約金額算定調書等に収入印紙の負担関係
について記載し承認を得る等の適正手続がとられることを要望する。

9 千葉県美浜区真砂 4 丁目 2 番地先配水管整備工事

(1) 概要

① 事業の必要性

千葉県企業局から公表された「千葉県営水道事業長期施設整備方針（平成 28 年
3 月策定、令和 3 年 3 月改訂）」において、県営水道の現状と課題として、次のと
おり記載がある。

「県営水道の管路施設については、総延長 9,179km（令和元年度末）のうち、法
定耐用年数の 40 年を経過する管路が、大幅に増えていく見通しである。この

ことから、今後、水道施設が急速に老朽化していく見通しである。

水道施設については、適切な維持管理による長寿命化や計画的な施設の更新・整備が必要であり、耐震化についても進めて行く必要がある。

今後、施設更新・整備事業を実施していくためには多額の費用を要することから、健全経営を維持するとともに、事業を着実に実施していくための体制や業務手法の確立も課題となっている。」

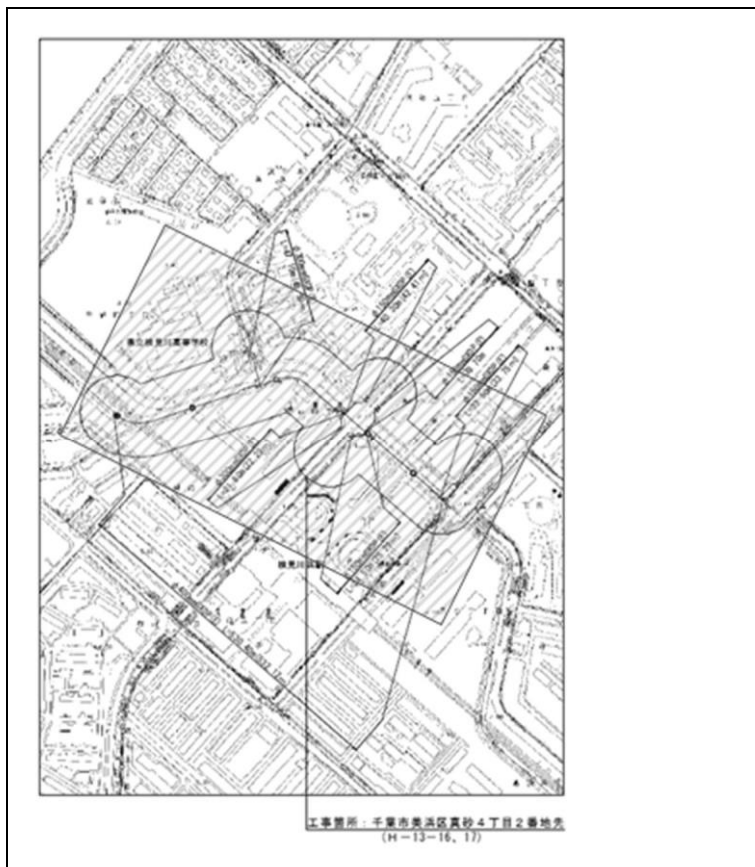
県営水道は、これらの課題に対して、中期経営計画を策定し、計画的な事業運営に取り組んでいる。

② 事業内容

千葉市美浜区真砂4丁目2番地先配水管整備工事を行うものである。

配水管整備工事の工事場所は下図の斜線をしてある箇所となる。

【配水管整備工事の工事場所】



出典：千葉水道事務所提出資料に基づき監査人作成

令和5年度供用開始のため、令和4年度末時点で固定資産台帳には登録されていない。

- ③ 契約方法：一般競争入札 総合評価方式（簡易型）
- ④ 設計額及び請負金額：実施設計額 389 百万円、請負金額 352 百万円（税込）
- ⑤ 支出額：195 百万円
- ⑥ 令和 5 年度への繰越額：120 百万円
- ⑦ 着工日：令和 3 年 12 月 25 日
- ⑧ 完了日：令和 5 年 10 月 31 日
- ⑨ 令和 5 年度への明許繰越の有無：あり
- ⑩ 令和 5 年度への事故繰越の有無：なし
- ⑪ 設計変更の有無：あり
- ⑫ 補助金の有無：なし
- ⑬ 前払いの有無：あり 86 百万円
- ⑭ 債務負担行為か：債務負担行為である。

（単位：千円）

年度	出来高予定額	支払限度額
令和 3 年度	216, 935	195, 240
令和 4 年度	135, 931	157, 626
計	352, 866	352, 866

（2）手続

当初年度（令和 3 年度）予算書、一般競争入札関係資料、建設工事請負契約書、仕様書（上・標準仕様書、共通仕様書、特記仕様書）、工事出来形報告書、工事検査調書、工事検査実施通知書、振替調書兼振替伝票、精算書、固定資産台帳及び関係する付属資料等の業務関連書類一式を入手し、閲覧、突合、分析、視察、観察及び質問等の必要と考えられる監査手続を実施することにより、当該事務手続の法規性と効果的、効率的な実施状況を検証した。

（3）結果

上記の監査手続を実施した結果、指摘事項は発見されなかったが、次のとおり、意見を述べることにする。

① 再委託先に対する反社会的勢力への該当の有無の検討について（意見）

【現状・問題点】

千葉県企業局が建設工事を発注する際に受注者と取り交わす建設工事請負契約書（以下、本項目において、「契約書」という。）では、受注者に加え、下請事業者についても、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下、この項目において、「反社会的勢力」という。）に該当する場合、契約を

解除することができる」と定めている。

契約書における規定は次のとおりである。

(発注者の催告によらない解除権)

第 47 条の 3 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(中略)

(13) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員であると認められるとき。

ロ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

出典：建設工事請負契約書

その点について、千葉水道事務所に確認したところ、下請業者から反社会的勢力ではないこと等に関する表明・確約書を入手している相手先と入手していない相手先があることが分かった。

【下請業者における反社会的勢力ではないこと等に関する表明・確約書の入手状況】

下請けに附した工事種別又は範囲	当初/追加	再委託先請業者	下請区分 第1 第2 下請等の区分	反社会的勢力ではないこと等に関する表明・確約書の入手
配水管布設工事	当初	OK 社	1 次	入手済
舗装版切断工・舗装切断水運搬処分	当初	KJ 社	1 次	入手済
既設管撤去工	追加	KB 社	1 次	入手済
舗装工事	追加	SK 社	1 次	入手済
交通誘導警備	当初	SK 社	1 次	未入手
舗装工事	追加	AS 社	1 次	入手済
測量業	当初	SS 社	1 次	未入手
切削工事	追加	UN 社	2 次	未入手
タックコート工事	追加	NR 社	2 次	未入手
舗装工事	追加	HF 社	2 次	未入手
舗装工事	追加	IJ 社	2 次	未入手
舗装工事	追加	SS 社	2 次	未入手
区画線工	追加	CG 社	2 次	未入手
薄層カラー塗装工事	追加	NK 社	2 次	未入手
不断水穿孔工事	追加	NM 社	1 次	入手済
不断水穿孔工事	追加	TK 社	2 次	未入手

出典：下請業者選定通知書、施工体系図

これに対し、千葉水道事務所に質問したところ、「下請業者から反社会的勢力ではないこと等に関する表明・確約書」は、元請業者である IG 社が自主的な取組として、一次下請業者である AS 社と下請契約を締結する際に、提出を求めたものであることが分かった。また、一次下請業者は二次下請業者に対して、当該文書と同様の内容を口頭で確認しており、二次下請業者が確約に違反する行為が判明した場合には、契約を解除する内容となっていることから、元請業者においても、二次下請業者に口頭で確認しているとの回答があった。

この点、契約書に解除権を記載し、解除権を有しているものの、現時点において千葉水道事務所が実施していることは、下請業者に対し元請業者が確認していることを確認するのみであり、下請業者に対する直接確認をしていない。

そのため、元請業者が口頭で下請業者に対して、反社会的勢力でないかどうか

の確認をしていたとしても、下請業者が反社会的勢力でないことを千葉水道事務所が確認していない点は、千葉水道事務所において、下請業者へのモニタリングが十分でないと考え。さらに、元請業者が確認しているとはいえ、千葉水道事務所においても下請業者が反社会的勢力かどうかを事前に確認することが反社会的勢力を排除する上で有用であると考え。

【結果（意見）：千葉水道事務所、管理部経理課】

契約書において、反社会的勢力に関する解除要件を定めている以上、解除要件に該当しないかどうか、県においても確認することを要望する。

② 未完成工事報告書の後関処理について（意見）

【現状・問題点】

千葉県企業局財務規程 120 条では、年度末において未完成となった建設工事の事務手続を次のとおり規定している。

（未完成工事報告）

第二十条 課長及び所長は、年度末において未完成となった建設工事については、未完成工事報告書（別記第八十七号様式）を作成し、局長の決裁を受けなければならない。この場合において、所長が作成する未完成工事報告書は、当該建設工事を所管する課長を経由しなければならない。

2 課長及び所長は、未完成工事報告書に基づき振替調書兼振替伝票を発行し、建設仮勘定に振り替えるものとする。

出典：千葉県企業局財務規程

当規程に基づき、千葉水道事務所においては、未完成工事報告書を作成した上で、建設工事を所管する課長を経由し、決裁を受けている。

千葉市美浜区真砂 4 丁目 2 番地先配水管整備工事（以下、本項目において、「本工事」という。）においては、千葉水道事務所内において所長まで回付をした後、給水課長、財務課長、経理課長、水道部次長、水道部長、管理部長まで回付が行われ、未完成工事報告書の承認がなされる。その際、給水課長、財務課長、経理課長に回付される際には、担当班の班長及び副課長においても回付がなされ、未完成工事報告書は、関係各所が確認する書類となっている。

本工事における未完成工事報告書を閲覧した際、担当者が書類内容を確認したことを証する押印がなく、後関の文言を使用し、上長に回付している報告書があった。

具体的には、経理課の副課長及び資産班長の欄に後関の文言があり、後関の文

言が記載されている状態で保管している未完成工事報告書があった。

【実際の未完成工事報告書】

出典：監査人撮影

この点、千葉水道事務所においては、資産班の班長や副課長が後閲としているものの、経理課長が押印している点で、内容が確認できているため、後閲としたまま問題がないとの主張もあった。

そのため、「後閲」と呼ばれる処理を行うための基準について質問したところ、「千葉県企業局行政文書の管理に関する規程」及び「千葉県企業局行政文書規程」には根拠規定はなく、明確な基準はないが、知事部局で定め、企業局が参考としている「千葉県行政文書規程運用上の留意事項について」を用いて処理しているとの説明があった。

具体的には、「千葉県行政文書規程運用上の留意事項について」を参考にし、実務上、回議の対象者は起案文書の内容の確認を適切に行うために必要な職員が不在の場合、当該不在者を一時的に必要な職員ではないと判断し、それ以外の職員を回議の対象者として回議を行う運用となっている。そして、回議を行った後、本来、回議の対象者であり、回議に必要な職員であった以上、決裁の内容を把握してもらう必要があることから、回議の対象者の職員が不在の場合の処理を、便宜上「後閲」と呼び、当該不在者が復帰した時に、決裁内容を把握してもらうこととしていると追加説明があった。

この点、後閲の明確な基準は無いものの、書類に記載されている決裁ルートにいる者は決裁の過程で承認するものであり、やむを得ず後閲とする場合は、後閲としている以上、決裁後に閲覧してもらう必要があるものとする。

また、千葉水道事務所は、書類保管において保管する書類が千葉県企業局財務規程等の関係規程に沿った運用となっているかについて、確認をした上で、書類保管すべきところ、その確認ができていなかった点で、内部統制の運用上の不備があると考える。

【結果（意見）：千葉水道事務所】

未完成工事報告書においては、後閲となっているものがあつた際には、決裁後であつたとしても担当者に回付し、全ての関係者の供覧が完了しているような状態にするとともに、千葉水道事務所では、書類保管をする際に、形式的な不備も含め書類に不備が無いかを確認した上で、保管することを要望する。

③ 請負工事設計変更施行伺の後閲処理について（意見）

企・契約事務取扱要綱第 15 条では、工期延長等の変更の事務手続を次のとおり規定している。

（工期の延長等の変更）

第 15 条 主務課長又は所長は、やむを得ない事情により、工期の延長等の変更をしようとするときは、あらかじめ工事延期伺（別記第 4 号様式）又は工事設計変更施行伺（別記第 5 号様式）により所定の決裁を受けなければならない。

2 経理課長又は所長は、所定の決裁後、工期の延長等に関する変更契約を締結するものとする。

出典：企・契約事務取扱要綱

当規定に基づき、千葉水道事務所においては、請負工事設計変更施工伺を作成した上で、建設工事を所管する課長を経由し、決裁を受けている。

本工事においては、千葉水道事務所内において所長まで回付をした後、給水課長、水道部長まで回付が行われ、請負工事設計変更施工伺の承認がなされる。

本工事における請負工事設計変更施工伺を閲覧した際、担当者が書類内容を確認したことを証する押印がなく、後閲の文言を使用し、上長に回付している請負工事設計変更執行伺があつた。

具体的には、給水課の副課長の欄に後閲の文言があり、後閲の文言が記載されている状態で保管している請負工事設計変更執行伺があつた。

水道事務所は、書類保管において保管する書類が千葉県企業局財務規程等の関係規程に沿った運用となっているかについて、確認をした上で、書類保管すべきところ、その確認ができていなかった点で、内部統制の運用上の不備があると考え

【結果（意見）：千葉水道事務所】

請負工事設計変更施工伺においては、後関となっているものがあつた際には、決裁後であつたとしても担当者に回付し、全ての関係者の供覧が完了しているような状態にするとともに、千葉水道事務所では、書類保管をする際に、形式的な不備も含め書類に不備が無いかを確認した上で、保管することを要望する。

10 千葉市美浜区高洲4丁目5番地先配水管整備工事

(1) 概要

① 事業の必要性

千葉県企業局から公表された「千葉県営水道事業長期施設整備方針（平成28年3月策定、令和3年3月改訂）」において、県営水道の現状と課題として、次のとおり記載がある。

「県営水道の管路施設については、総延長9,179km（令和元年度末）のうち、法定耐用年数の40年を経過する管路が、大幅に増えていく見通しである。このことから、今後、水道施設が急速に老朽化していく見通しである。

水道施設については、適切な維持管理による長寿命化や計画的な施設の更新・整備が必要であり、耐震化についても進めて行く必要がある。

今後、施設更新・整備事業を実施していくためには多額の費用を要することから、健全経営を維持するとともに、事業を着実に実施していくための体制や業務手法の確立も課題となっている。」

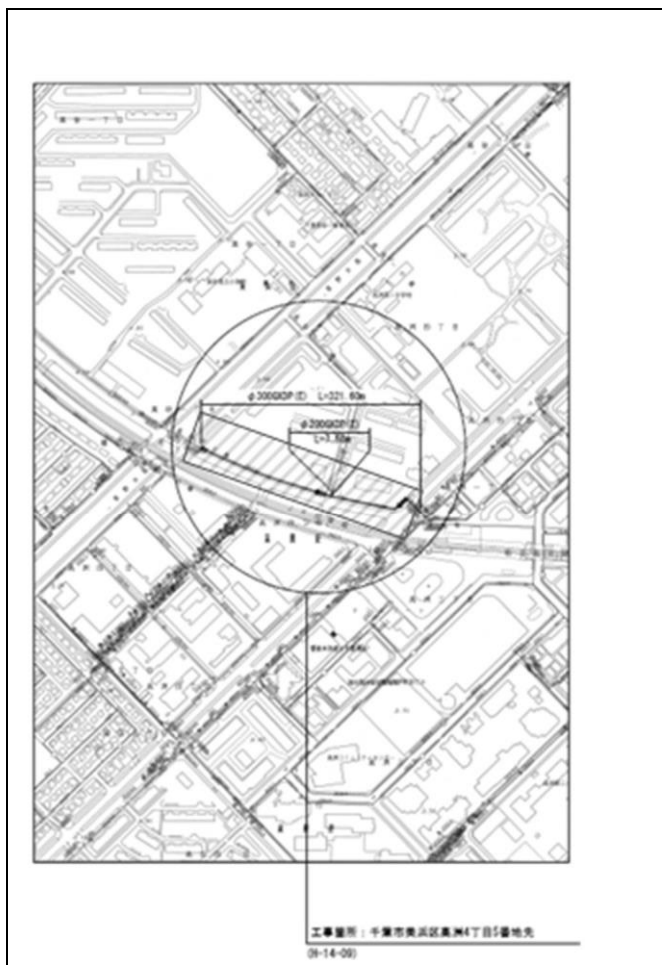
県営水道は、これらの課題に対して、中期経営計画を策定し、計画的な事業運営に取り組んでいる。

② 事業内容

上記の計画に基づき、千葉市美浜区高洲4丁目5番地先配水管整備工事を行うものである。

配水管整備工事の工事場所は下図の斜線をしてある箇所となる。

【配水管整備工事の工事場所】



出典：千葉水道事務所提出資料に基づき監査人作成

令和5年度供用開始のため、令和4年度末時点で固定資産台帳には登録されていない

- ③ 契約方法：一般競争入札 総合評価方式（特別簡易型）
- ④ 設計額及び請負金額：実施設計額 114 百万円、請負金額 106 百万円（税込）
- ⑤ 支出額：42 百万円
- ⑥ 令和5年度への繰越額：106 百千円
- ⑦ 着工日：令和4年8月31日
- ⑧ 完了日：令和5年5月31日
- ⑨ 令和5年度への建設改良繰越の有無：あり
- ⑩ 令和5年度への事故繰越の有無：なし
- ⑪ 設計変更の有無：あり
- ⑫ 補助金の有無：なし

- ⑬ 前払いの有無：あり 42 百万円
- ⑭ 債務負担行為か：債務負担行為でない。

(2) 手続

当初年度(令和4年度)予算書、一般競争入札関係資料、建設工事請負契約書、仕様書(上・標準仕様書、共通仕様書、特記仕様書)、工事完成報告書、工事検査調書、工事検査実施通知書、振替調書兼振替伝票、精算書、固定資産台帳及び関係する付属資料等の業務関連書類一式を入手し、閲覧、突合、分析、視察、観察及び質問等の必要と考えられる監査手続を実施することにより、当該事務手続の合規性と効果的、効率的な実施状況を検証した。

(3) 結果

上記の監査手続を実施した結果、次のとおり、指摘事項及び意見を述べることとする。

① 未完成工事報告書の後関処理について(意見)

【現状・問題点】

千葉県企業局財務規程120条では、年度末において未完成となった建設工事の事務手続を次のとおり規定している。

(未完成工事報告)

第一百二十条 課長及び所長は、年度末において未完成となった建設工事については、未完成工事報告書(別記第八十七号様式)を作成し、局長の決裁を受けなければならない。この場合において、所長が作成する未完成工事報告書は、当該建設工事を所管する課長を経由しなければならない。

2 課長及び所長は、未完成工事報告書に基づき振替調書兼振替伝票を発行し、建設仮勘定に振り替えるものとする。

出典：千葉県企業局財務規程

当規程に則り、千葉水道事務所においては、未完成工事報告書を作成した上で、建設工事を所管する課長を経由し、決裁を受けている。

千葉市美浜区高洲4丁目5番地先配水管整備工事(以下、本項目において、「本工事」という。)においては、千葉水道事務所内において所長まで回付をした後、給水課長、財務課長、経理課長、水道部次長、水道部長、管理部長まで回付が行われ、未完成工事報告書の承認がなされる。その際、給水課長、財務課長、経理課長に回付される際には、担当班の班長及び副課長においても回付がなされ、未完成工事報告書は、関係各所が確認する書類となっている。

本工事における未完成工事報告書を閲覧した際、担当者が書類内容を確認したことを証する押印がなく、後閲の文言を使用し、上長に回付している報告書があった。

具体的には、経理課の副課長及び資産班長の欄に後閲の文言があり、後閲の文言が記載されている状態で保管している未完成工事報告書があった。

【実際の未完成工事報告書】



出典：監査人撮影

この点、千葉水道事務所においては、資産班の班長や副課長が後閲としているものの、経理課長が押印している点で、内容が確認できているため、押印が無いまま保管している意見もあった。

そのため、「後閲」と呼ばれる処理を行うための基準について質問したところ、「千葉県企業局行政文書の管理に関する規程」及び「千葉県企業局行政文書規程」には根拠規定はなく、明確な基準はないが、知事部局で定め、企業局が参考としている「千葉県行政文書規程運用上の留意事項について」を用いて処理しているとの説明があった。

具体的には、「千葉県行政文書規程運用上の留意事項について」を参考にし、実務上、回議の対象者は起案文書の内容の確認を適切に行うために必要な職員が不在の場合、当該不在者を一時的に必要な職員ではないと判断し、それ以外の職員を回議の対象者として回議を行う運用となっている。そして、回議を行った後、本来、回議の対象者であり、回議に必要な職員であった以上、決裁の内容を把握してもらう必要があることから、回議の対象者の職員が不在の場合の処理を、便

宜上「後閲」と呼び、当該不在者が復帰した時に、決裁内容を把握してもらうこととしていると追加説明があった。

この点、後閲の明確な基準は無いものの、書類に記載されている決裁ルートにいる者は決裁の過程で承認するものであり、やむを得ず後閲とする場合は、後閲としている以上、決裁後に閲覧してもらう必要があるものとする。

また、千葉水道事務所は、書類保管において保管する書類が千葉県企業局財務規程等の関係規程に沿った運用となっているかについて、確認をした上で、書類保管すべきところ、その確認ができていなかった点で、内部統制の運用上の不備があるとする。

【結果（意見）：千葉水道事務所】

未完成工事報告書においては、後閲となっているものがあつた際には、決裁後であったとしても担当者に回付し、全ての関係者の供覧が完了しているような状態にするとともに、千葉水道事務所では、書類保管をする際に、形式的な不備も含め書類に不備が無いかを確認した上で、書類を保管することを要望する。

② 再委託先に対する反社会的勢力への該当の有無の検討について（意見）

【現状・問題点】

千葉県企業局が建設工事を発注する際に受注者と取り交わす建設工事請負契約書（以下、本項目において、「契約書」という。）では、受注者に加え、下請業者についても、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下、この項目において、「反社会的勢力」という。）に該当する場合、契約を解除することができる旨を定めている。

契約書における規定は次のとおりである。

（発注者の催告によらない解除権）

第 47 条の 3 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

（中略）

(13) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員であると認められるとき。

ロ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に

損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
ヘ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

出典：建設工事請負契約書

その点について、千葉水道事務所に確認したところ、下請業者から反社会的勢力ではないこと等に関する表明・確約書を入手していないことが分かった。

【下請業者一覧】

下請けに附した工事種別 又は範囲	当初/追加	下請業者	下請等の区分
配管・土木・付帯工事	当初	BI社	1次
舗装切断工事	当初	DK社	1次
舗装・視覚障害者誘導用ブロック設置工事	当初	YD社	1次
交通誘導	当初	AK社	1次
不断水穿孔工事	当初	TK社	1次
不断水穿孔工事	追加	CC社	1次

出典：下請業者選定通知書

千葉水道事務所では、契約書において、受注者に対して、発注者の催告によらない解除権として上記のとおり規定しているため、誓約書等の入手は不要だという判断であった。

この点、契約書に解除権を記載し、解除権を有しているものの、現時点におい

て千葉水道事務所が実施していることは、下請業者に対し元請業者が確認していることを確認するのみであり、下請業者に対し、直接確認をしていない。

そのため、元請業者が口頭で下請業者に対して、反社会的勢力でないかどうかの確認をしていたとしても、下請業者が反社会的勢力でないことを千葉水道事務所が確認していない点は、千葉水道事務所において、下請業者へのモニタリングが十分でないと考える。さらに、元請業者が確認しているとはいえ、千葉水道事務所においても下請業者が反社会的勢力かどうかを事前に確認することが反社会的勢力を排除する上で有用であると考えます。

【結果（意見）：千葉水道事務所、管理部経理課】

契約書において、反社会的勢力に関する解除要件を定めている以上、解除要件に該当しないかどうか、県においても確認することを要望する。

③ 工事完成報告書における押印漏れについて（意見）

【現状・問題点】

千葉県企業局財務規程 116 条では、完成となった建設工事の事務手続を次のとおり規定している。

（建設工事の検査）

第一百六条 課長及び所長は、その所管に属する建設工事が完成した場合は、工事完成報告書（別記第八十四号様式）を作成し、局長があらかじめ指定した検収検査員の検査を受けなければならない。

2 前項の検収検査員は、検査終了後直ちに工事完成・出来形検査調書を作成しなければならない。

出典：千葉県企業局財務規程

当規程に則り、千葉水道事務所においては、令和 5 年 5 月 31 日に工事完成報告書を作成した上で、建設工事を所管する課長を経由し、決裁を受けている。

千葉市美浜区高洲 4 丁目 5 番地先配水管整備工事（以下、本項目において、「本工事」という。）においては、千葉水道事務所内において所長まで回付した上で、工事完成報告書の承認がなされる。

本工事における工事完成報告書を閲覧した際、回付先の 1 つである総務課長が確認したことを証する押印がない報告書があった。

【実際の完成報告書】

出典：監査人撮影

この点、千葉水道事務所に質問したところ、総務課長が不在のため、後閲としたとのことであったが、後閲の文言もなく、空欄の状態であった。

そのため、「後閲」と呼ばれる処理を行うための基準について質問したところ、「千葉県企業局行政文書の管理に関する規程」及び「千葉県企業局行政文書規程」には根拠規定はなく、明確な基準はないが、知事部局で定め、企業局が参考としている「千葉県行政文書規程運用上の留意事項について」を用いて処理しているとの説明があった。

具体的には、「千葉県行政文書規程運用上の留意事項について」を参考にし、実務上、回議の対象者は起案文書の内容の確認を適切に行うために必要な職員が不在の場合、当該不在者を一時的に必要な職員ではないと判断し、それ以外の職員を回議の対象者として回議を行う運用となっている。そして、回議を行った後、本来、回議の対象者であり、回議に必要な職員であった以上、決裁の内容を把握してもらう必要があることから、回議の対象者の職員が不在の場合の処理を、便宜上「後閲」と呼び、当該不在者が復帰した時に、決裁内容を把握してもらうこととしていると追加説明があった。

この点、後閲の明確な基準は無いものの、書類に記載されている決裁ルートにいる者は決裁の過程で承認するものであり、やむを得ず後閲とする場合は、後閲としている以上、決裁後に閲覧してもらう必要があるものとする。

また、千葉水道事務所は、書類保管において保管する書類が千葉県企業局財務

規程等の関係規程に沿った運用となっているかについて、確認をした上で、書類保管すべきところ、その確認ができていなかった点で、内部統制の運用上の不備があると考えます。

【結果（意見）：千葉水道事務所】

工事完成報告書においては、後閲となっているものがあつた際には、決裁後であつたとしても担当者に回付し、全ての関係者の供覧が完了しているような状態にするとともに千葉水道事務所では、書類保管をする際に、形式的な不備も含め書類に不備が無いかを確認した上で、保管することを要望する。

④ 契約書に添付する設計書の日付について（意見）

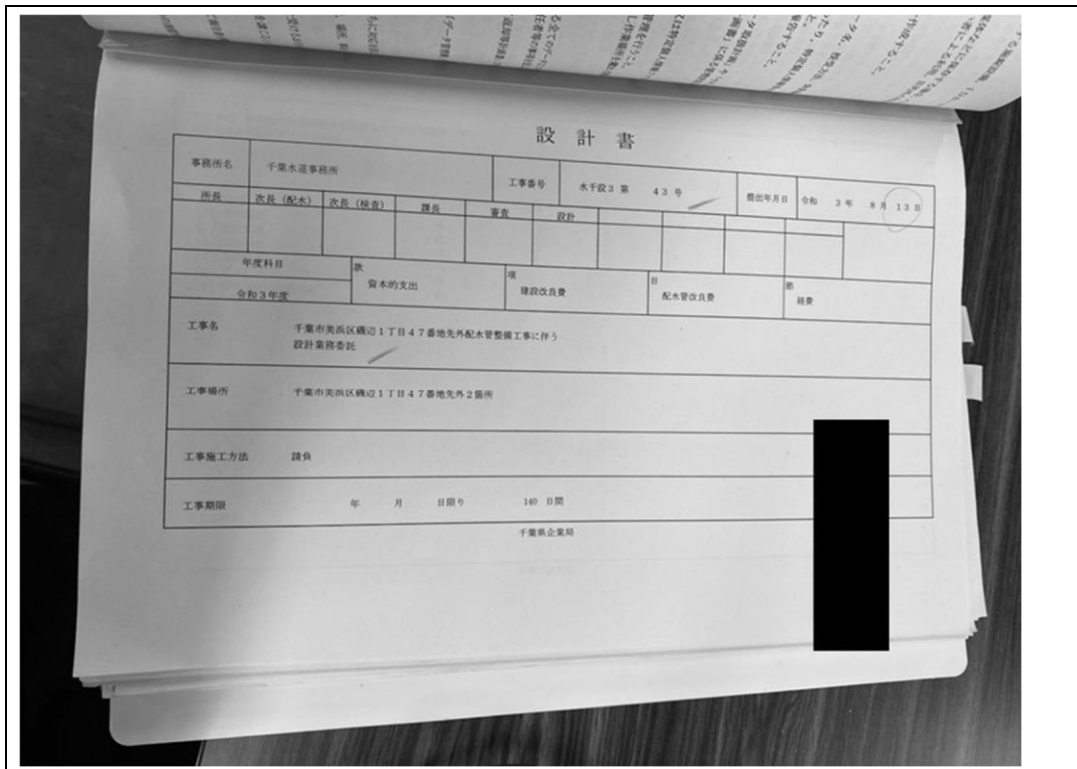
【現状・問題点】

千葉水道事務所は、設計業務委託先と契約するに当たり土木設計等業務委託契約書（以下、本項において「契約書」という。）を締結する。

契約書には、契約書本体のほか、データ保護及び管理に関する特記仕様書、千葉水道事務所が鋳鉄管を布設替えする配水管整備工事の設計業務を委託する際に作成した設計書（押印のないもの）、小口径配水管布設工事設計業務委託特記仕様書、小口径配水管布設工事設計業務委託仕様書を添付している。

千葉水道事務所が鋳鉄管を布設替えする配水管整備工事の設計業務を委託する際に作成した設計書（押印のないもの）においては、千葉水道事務所内で回付した際の手続きと、工事番号、提出年月日、工事名等を千葉水道事務所内で確認した上で、契約書に添付する。

契約書閲覧時に、決裁されていた設計書の提出年月日と契約書に添付している設計書の提出年月日が相違していることを発見した。



出典：監査人撮影

この点、千葉水道事務所に質問したところ、契約書を添付する際に、担当者が回付した設計書の作成時の複写を添付するところ、添付する設計書の作成時の複写が無かったため、改めて設計書を印刷した結果、設計書の提出年月日が8月11日となるところ、8月13日となっており、日付が回付した日付と相違したと回答を得た。

回付した際の設計書及び契約書に添付している設計書が相違している場合には、千葉水道事務所内で合意された内容と誤ったもので契約書が締結される可能性がある点で問題があると考ええる。

【結果（意見）：千葉水道事務所】

千葉水道事務所では、契約書に設計書を添付する際には、決裁時に回付された設計書が一致しているか千葉水道事務所内で確認することを要望する。

⑤ 設計業務委託金額の按分について（指摘：1件、意見：1件）

【現状・問題点】

千葉水道事務所では、本工事を実施するにあたり、本工事に係る設計業務を外注業者に委託している。設計業務に係る委託の概要は次のとおりである。

【設計業務の外注委託の概要】

年度	令和3年度
工事番号	3408333043-01 水千設3第3043号
工事名	千葉市美浜区磯辺1丁目47番地先外配水管整備工事に伴う設計業務委託
工事場所	千葉市美浜区磯辺1丁目47番地先外2箇所
着手年月日	令和3年9月4日
竣工年月日	令和4年1月21日
供用開始予定年月日	令和5年3月31日
請負金額	7,200,000円

出典：固定資産振替内訳書

設計業務委託においては、千葉水道事務所と受注者が土木設計等業務委託契約書（以下、本項において「設計等業務委託契約書」という。）を締結する。本工事における設計等業務委託契約書を閲覧した際に、本工事のほか、2箇所の工事を合わせて設計業務委託契約を締結していた。

千葉水道事務所は、その所管に属する建設工事が完成した場合は、速やかに工事費の精算を行い、工事精算書を発行する。その後、千葉県企業局財務規程（以下、本項において、「財務規程」という。）第118条に則り、工事精算書により速やかに振替調書兼振替伝票を発行し、固定資産振替内訳書を添えて企業局経理課に送付する。企業局経理課では、振替調書兼振替伝票により固定資産台帳に記帳整理している。

財務規程第118条は次のとおりである。

（建設工事の振替）

第一百八条 課長及び所長は、水道事業にあつては、前条の工事精算書により速やかに振替調書兼振替伝票を発行し、固定資産振替内訳書（別記第八十六号様式の三）を添えて経理課長に送付しなければならない。

2 所長は、受託による補助管工事が完成した場合は、速やかに振替調書兼振替伝票を発行し、経理課長に送付しなければならない。

3 経理課長は、前各項の振替調書兼振替伝票により固定資産台帳に記帳整理しなければならない。

出典：千葉県企業局財務規程

建設工事に係る設計業務委託契約においては、設計業務委託が完了した際に、財務規程第118条に則り固定資産台帳に記帳整理するのではなく、設計業務委託に対応する建設工事が完了した時に固定資産台帳に記帳整理する。

具体的には、設計業務委託契約における業務が完了した際には、設計業務委託の委託金額を財務規程第 119 条に基づき建設仮勘定に計上する。その後、財務規程第 119 条第 2 項に基づき、建設事務費その他の経費を配賦した上、水道事業にあっては振替調書兼振替伝票を発行し、固定資産勘定に振り替えている。

財務規程第 119 条は次のとおりである。

(建設仮勘定)

第百十九条 建設工事は、建設仮勘定を設けて経理するものとする。

- 2 経理課長は、建設仮勘定に計上された工事が完成したときは、建設事務費その他の経費を配賦した上、水道事業にあっては振替調書兼振替伝票を発行し、固定資産勘定に振り替えなければならない、工業用水道事業及び造成土地管理事業にあっては振替伝票を発行し、固定資産勘定に振り替えなければならない。
- 3 経理課長は、前項の振替調書兼振替伝票又は振替伝票により固定資産台帳に記帳整理しなければならない。
- 4 建設事務費その他の経費の配賦については、関連する工事費総額に対する各工事費の割合をもつてするものとする。

出典：千葉県企業局財務規程

千葉水道事務所は、経理課の要請により、固定資産勘定に振り替える際、工事の完成を判断する材料のうちの一つとして、振替調書兼振替伝票のほか、固定資産供用開始登録票を提出している。固定資産供用開始登録票には、完成した工事情報のほか、関連工事の番号及び関連工事名を記載している。

本工事における供用開始登録票を閲覧した際に、千葉市美浜区磯辺 1 丁目 47 番地先配水管整備工事に伴う設計業務委託が紐づけられている工事は、千葉市美浜区磯辺 1 丁目 47 番地先外配水管整備工事であり、供用開始年月日は、令和 5 年 3 月 31 日となっていた。使用開始予定日が令和 5 年 6 月 19 日であり、本工事の設計額においても、本工事に含めて減価償却を実施することが適当と考える。

この点、千葉水道事務所に質問したところ、複数工事に係る設計委託は、単体の工事番号で管理しており、完成した際には、各工事へ按分は行われず、複数工事の内の一つの工事に金額をまとめて登録していることが分かった。

さらに、複数工事の設計委託を一つの工事にまとめて登録する方法は、各所属が最初に完成した工事又は最後に完成した工事にまとめるかを判断して登録していることが分かった。なお、千葉水道事務所の場合、複数工事全てが完成するまでにある程度の期間を要することから、長期間経過による建設仮勘定の振替漏れを防止する為、最初に完成した工事にまとめて金額を登録していた。

本工事を基に考えると、他工事の設計額が配賦されていることは、本来、本工事が負担すべきでない金額まで配賦されている。つまり、千葉水道事務所は、複

数工事に係る設計委託であっても、各工事へ按分は行われず、複数工事の内の一つの工事に金額をまとめて登録していることは、問題であると考える。

また、複数工事の設計委託を一つの工事にまとめて登録する方法が、各所属に委ねて判断しており、企業局内において処理が統一されていない点で、会計処理に統一性がないことから問題であると考える。

【結果（指摘）：千葉水道事務所、管理部経理課】

複数工事に係る設計委託の場合は設計額を、適切な方法で按分した上で、各工事に配賦されたい。

【結果（意見）：管理部経理課】

企業局内における各所属において、複数工事に係る設計委託に要した費用を配賦する方法を統一することを要望する。

1.1 千葉市美浜区豊砂5番地先配水管整備工事

(1) 概要

① 事業の必要性

千葉県企業局から公表された「千葉県営水道事業長期施設整備方針（平成28年3月策定、令和3年3月改訂）」において、県営水道の現状と課題として、次のとおり記載がある。

「県営水道の管路施設については、総延長9,179km（令和元年度末）のうち、法定耐用年数の40年を経過する管路が、大幅に増えていく見通しである。このことから、今後、水道施設が急速に老朽化していく見通しである。

水道施設については、適切な維持管理による長寿命化や計画的な施設の更新・整備が必要であり、耐震化についても進めて行く必要がある。

今後、施設更新・整備事業を実施していくためには多額の費用を要することから、健全経営を維持するとともに、事業を着実に実施していくための体制や業務手法の確立も課題となっている。」

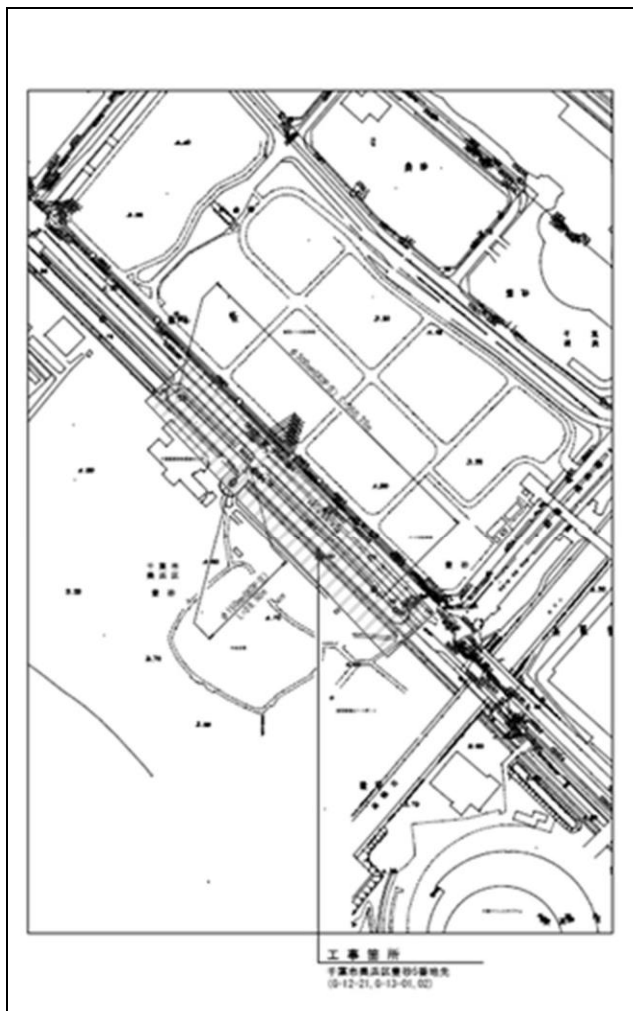
県営水道は、これらの課題に対して、中期経営計画を策定し、計画的な事業運営に取り組んでいる。

② 事業内容

上記の計画に基づき、千葉市美浜区豊砂5番地先配水管整備工事を行うものである。

配水管整備工事の工事場所は下図の斜線をしてある箇所となる。

【配水管整備工事の工事場所】



出典：千葉水道事務所提出資料に基づき監査人作成

固定資産台帳には以下の資産名で登録された。

- ・配水管 CIP150
- ・配水管 CIP300
- ・消火栓 150
- ・排水栓 300

- ③ 契約方法：一般競争入札 総合評価方式（特別簡易型）
- ④ 設計額及び請負金額：実施設計額 137 百万円、請負金額 135 百万円（税込）
- ⑤ 支出額：135 百万円
- ⑥ 繰越額：なし
- ⑦ 着工日：令和4年8月31日

- ⑧ 完了日：令和5年2月26日
- ⑨ 令和5年度への建設改良繰越の有無：なし
- ⑩ 令和5年度への事故繰越の有無：なし
- ⑪ 設計変更の有無：あり
- ⑫ 補助金の有無：なし
- ⑬ 前払いの有無：あり 47百万円
- ⑭ 債務負担行為か：債務負担行為でない。

(2) 手続

当初年度(令和4年度)予算書、一般競争入札関係資料、建設工事請負契約書、仕様書(上・標準仕様書、共通仕様書、特記仕様書)、工事完成報告書、工事検査調書、工事検査実施通知書、振替調書兼振替伝票、精算書、固定資産台帳及び関係する付属資料等の業務関連書類一式を入手し、閲覧、突合、分析、視察、観察及び質問等の必要と考えられる監査手続を実施することにより、当該事務手続の合規性と効果的、効率的な実施状況を検証した。

(3) 結果

上記の監査手続を実施した結果、次のとおり、指摘事項及び意見を述べることにする。

① 再委託先に対する反社会的勢力への該当の有無の検討について(意見)

【現状・問題点】

千葉県企業局が建設工事を発注する際に受注者と取り交わす建設工事請負契約書(以下、本項目において、「契約書」という。)では、受注者に加え、下請事業者についても、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者(以下、この項目において、「反社会的勢力」という。)に該当する場合、契約を解除することができるかと定めている。

契約書における規定は次のとおりである。

(発注者の催告によらない解除権)

第47条の3 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(中略)

(13) 受注者(受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。)が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等(受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事

務所の代表者をいう。以下この号において同じ。)が暴力団員であると認められるとき。

- ロ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- ヘ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

出典：建設工事請負契約書

その点について、千葉水道事務所に確認したところ、下請業者から反社会的勢力ではないこと等に関する表明・確約書を入手していないことが分かった。

下請けに附した工事種別又は範囲	当初/追加	下請業者	下請区分 第1第2下請等の区分
舗装切断工事	当初	DK社	1次
舗装本復旧工事	当初	NP社	1次
舗装本復旧工事（舗装工事・付帯工事）	当初	IB社	2次
舗装本復旧工事（区画線設置工事）	当初	KK社	2次
不断水連絡・仮設不断水止水栓設置工事	追加	KK社	1次

出典：施工体系図、下請業者選定通知書、下請業者変更届

千葉水道事務所では、契約書において、受注者に対して、発注者の催告によらない解除権として次のとおり規定しているため、誓約書等の入手は不要だという判断であった。

この点、契約書に解除権を記載し、解除権を有しているものの、現時点において千葉水道事務所が実施していることは、下請業者に対し元請業者が確認していることを確認するのみであり、下請業者に対する直接確認をしていない。

そのため、元請業者が口頭で下請業者に対して、反社会的勢力でないかどうかの確認をしていたとしても、下請業者が反社会的勢力でないことを千葉水道事務所が確認していない点は、千葉水道事務所において、下請業者へのモニタリングが十分でないと考ええる。さらに、元請業者が確認しているとはいえ、千葉水道事務所においても下請業者が反社会的勢力かどうかを事前に確認することが反社会的勢力を排除する上で有用であると考ええる。

【結果（意見）：千葉水道事務所、管理部経理課】

契約書において、反社会的勢力に関する解除要件を定めている以上、解除要件に該当しないかどうか、県においても確認することを要望する。

② 設計業務委託金額の按分について（指摘：1件、意見：1件）

【現状・問題点】

千葉水道事務所では、本工事を実施するにあたり、本工事に係る設計業務を外注業者に委託している。設計業務に係る委託の概要は次のとおりである。

【設計業務に係る委託の概要】

年度	令和3年度
工事番号	3408333045-01 水千設3第3045号
工事名	千葉市美浜区真砂2丁目3番地先外配水管整備工事に伴う設計業務委託
工事場所	千葉市美浜区真砂2丁目3番地先外3箇所
着手年月日	令和3年9月11日
竣工年月日	令和4年3月7日
供用開始予定年月日	令和5年3月31日
請負金額	8,400,000円

出典：固定資産振替内訳書

設計業務委託においては、千葉水道事務所と受注者が土木設計等業務委託契約書（以下、本項において「設計等業務委託契約書」という。）を締結する。本工事における設計等業務委託契約書を閲覧した際に、本工事のほか、3箇所の工事を合わせて設計業務委託契約を締結していた。

千葉水道事務所は、その所管に属する建設工事が完成した場合は、速やかに工事費の精算を行い、工事精算書を発行する。その後、千葉県企業局財務規程（以下、本項において、「財務規程」という。）第118条に則り、工事精算書により速やかに振替調書兼振替伝票を発行し、固定資産振替内訳書を添えて企業局経理課に送付する。企業局経理課では、振替調書兼振替伝票により固定資産台帳に記帳整理している。

財務規程第118条は次のとおりである。

（建設工事の振替）

第一百八条 課長及び所長は、水道事業にあつては、前条の工事精算書により速やかに振替調書兼振替伝票を発行し、固定資産振替内訳書（別記第八十六号様式の三）を添えて経理課長に送付しなければならない。

2 所長は、受託による補助管工事が完成した場合は、速やかに振替調書兼振替伝票を発行し、経理課長に送付しなければならない。

3 経理課長は、前各項の振替調書兼振替伝票により固定資産台帳に記帳整理しなければならない。

出典：千葉県企業局財務規程

建設工事に係る設計業務委託契約においては、設計業務委託が完了した際に、財務規程第118条に則り固定資産台帳に記帳整理するのではなく、設計業務委託に対応する建設工事が完了した時に固定資産台帳に記帳整理する。

具体的には、設計業務委託契約における業務が完了した際には、設計業務委託の委託金額を財務規程第119条に基づき建設仮勘定に計上する。その後、財務規程第119条第2項に基づき、建設事務費その他の経費を配賦した上、水道事業にあつては振替調書兼振替伝票を発行し、固定資産勘定に振り替えている。

財務規程第119条は次のとおりである。

（建設仮勘定）

第一百九条 建設工事は、建設仮勘定を設けて経理するものとする。

2 経理課長は、建設仮勘定に計上された工事が完成したときは、建設事務費その他の経費を配賦した上、水道事業にあつては振替調書兼振替伝票を発行し、固定資産勘定に振り替えなければならない。工業用水道事業及び造成土地管理事業にあつては振替伝票を発行し、固定資産勘定に振り替えなければならない。

3 経理課長は、前項の振替調書兼振替伝票又は振替伝票により固定資産台帳に

記帳整理しなければならない。

- 4 建設事務費その他の経費の配賦については、関連する工事費総額に対する各工事費の割合をもつてするものとする。

出典：千葉県企業局財務規程

千葉水道事務所は、経理課の要請により、固定資産勘定に振り替える際、工事の完成を判断する材料のうちの一つとして、振替調書兼振替伝票のほか、固定資産供用開始登録票を提出している。固定資産供用開始登録票には、完成した工事情報のほか、関連工事の番号及び関連工事名を記載している。

【固定資産供用開始登録票】

関連工事番号	関連工事名
3408333045 水千設3第3045号	千葉市美浜区真砂2丁目3番地先外配水管整備工事に伴う設計業務委託

出典：監査人撮影

本工事における供用開始登録票を閲覧した際に、千葉市美浜区真砂2丁目3番地先外配水管整備工事に伴う設計業務委託が複数工事に係る設計工事であるものの、本工事に紐づけられており、本工事の完成日と同日の令和5年3月24日が供用開始年月日となっていたことが分かった。

この点、千葉水道事務所に質問したところ、複数工事に係る設計委託は、単体の工事番号で管理しており、完成した際には、各工事へ按分は行われず、複数工事の内の一つの工事に金額をまとめて登録していることが分かった。

さらに、複数工事の設計委託を一つの工事にまとめて登録する方法は、各所属が最初に完成した工事又は最後に完成した工事にまとめるかを判断して登録していることが分かった。なお、千葉水道事務所の場合、複数工事全てが完成する

までにある程度の期間を要することから、長期間経過による建設仮勘定の振替漏れを防止する為、最初に完成した工事にまとめて金額を登録していた。

本工事を基に考えると、他工事の設計額が配賦されていることは、本来、本工事が負担すべきでない金額まで配賦されている。つまり、千葉水道事務所は、複数工事に係る設計委託であっても、各工事へ按分は行われず、複数工事の内一つの工事に金額をまとめて登録していることは、問題であると考ええる。

また、複数工事の設計委託を一つの工事にまとめて登録する方法が、各所属に委ねて判断しており、企業局内において処理が統一されていない点で、会計処理に統一性がないことから問題であると考ええる。

【結果（指摘）：千葉水道事務所、管理部経理課】

複数工事に係る設計委託の場合は設計額を、適切な方法で按分した上で、各工事に配賦されたい。

【結果（意見）：管理部経理課】

企業局内における各所属において、複数工事に係る設計委託に要した費用を配賦する方法を統一することを要望する。

③ 設計業務の工事延期伺の後関処理について（意見）

【現状・問題点】

千葉市美浜区豊砂5番地先配水管整備工事においては、本工事の工事前に設計業務を外注業者に委託している。当設計業務委託の明細は前項②に記載のとおりである。

当設計業務委託は、令和4年2月に当工事に関する設計業務委託が完了する予定であったが、維持管理面から占用位置を現状の歩道内とする場合に他企業管と近接することとなり、各企業者への確認及び近接協議に想定以上の時間を要した結果、工期内完成が困難になったことを受けて、令和4年3月に履行期限を延長している。

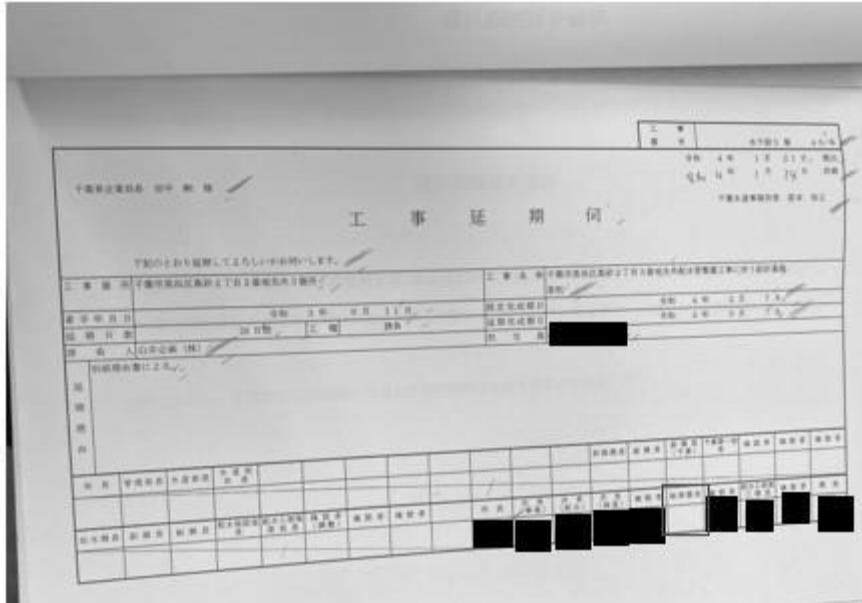
当設計業務委託の履行期限を延長するにあたり、千葉水道事務所は、企・契約事務取扱要綱第15条に基づき事務手続を行っている。具体的には次のとおりの規定により事務手続きを実施した。

（工期の延長等の変更）

第15条 主務課長又は所長は、やむを得ない事情により、工期の延長等の変更をしようとするときは、あらかじめ工事延期伺（別記第4号様式）又は工事設計変更施行伺（別記第5号様式）により所定の決裁を受けなければならない。

出典：企・契約事務取扱要綱

この点、工事の延期伺いを閲覧した際に、工事延期伺いにおいて、総務課長の押印が漏れていた。



出典：監査人撮影

書類に記載されている決裁ルートにいる者は決裁の過程で承認するものであり、やむを得ず後閲とする場合は、後閲としている以上、決裁後に閲覧してもらう必要があるものとする。

また、千葉水道事務所は、書類保管において保管する書類が千葉県企業局財務規程等の関係規程に沿った運用となっているかについて、確認をした上で、書類保管すべきところ、その確認ができていなかった点で、内部統制の運用上の不備があると考えます。

【結果（意見）：千葉水道事務所】

工事延期伺いにおいては、担当者の後閲となっているものがあつた際には、決裁後であつたとしても担当者に回付し、全ての関係者の供覧が完了しているような状態にするるとともに、千葉水道事務所では、書類保管をする際に、担当者の押印が無い等、形式的な不備も含め書類に不備が無いかを確認した上で、書類を保管することを要望する。

1.2 千葉市中央区中央港1丁目23番地先配水管整備工事

(1) 概要

① 事業の必要性

千葉県企業局から公表された「千葉県営水道事業長期施設整備方針（平成28年3月策定、令和3年3月改訂）」において、県営水道の現状と課題として、次のとおり記載がある。

県営水道の管路施設については、総延長9,179km（令和元年度末）のうち、法定耐用年数の40年を経過する管路が、大幅に増えていく見通しである。このことから、今後、水道施設が急速に老朽化していく見通しである。

水道施設については、適切な維持管理による長寿命化や計画的な施設の更新・整備が必要であり、耐震化についても進めて行く必要がある。

今後、施設更新・整備事業を実施していくためには多額の費用を要することから、健全経営を維持するとともに、事業を着実に実施していくための体制や業務手法の確立も課題となっている。

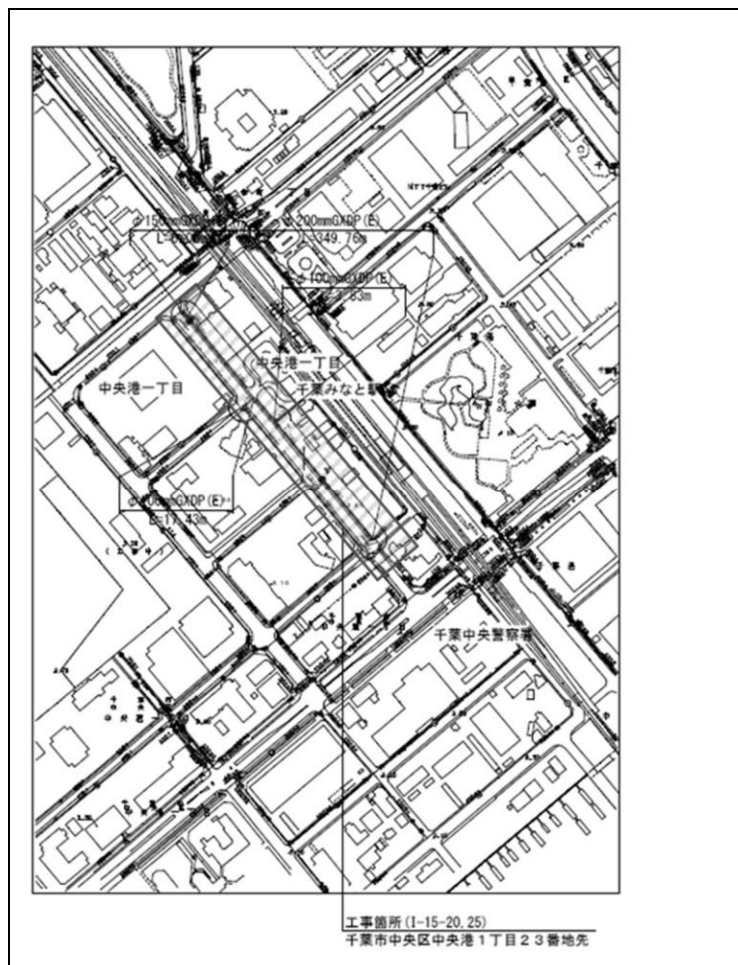
県営水道は、これらの課題に対して、中期経営計画を策定し、計画的な事業運営に取り組んでいる。

② 事業内容

上記の計画に基づき、千葉市中央区中央港1丁目23番地先配水管整備工事（以下、本項目において「本工事」という。）を行うものである。

配水管整備工事の工事場所は下図の斜線をしてある箇所となる。

【配水管整備工事の工事場所】



出典：千葉水道事務所提出資料に基づき監査人作成

固定資産台帳には登録されていない。

- ③ 契約方法：一般競争入札 総合評価方式（特別簡易型）
- ④ 設計額及び請負金額：実施設計額 87 百万円、請負金額 86 百万円（税込）
- ⑤ 支出額：34-百万円（ただし、令和 5 年 6 月支払）
- ⑥ 令和 5 年度への繰越額：なし
- ⑦ 着工日：令和 5 年 3 月 1 日
- ⑧ 完了日：令和 5 年 12 月 23 日（契約時の予定）
- ⑨ 令和 5 年度への建設改良繰越の有無：なし
- ⑩ 令和 5 年度への事故繰越の有無：なし
- ⑪ 設計変更の有無：なし
- ⑫ 補助金の有無：なし
- ⑬ 前払いの有無：あり 34 百万円（ただし、令和 5 年 6 月支払）

⑭ 債務負担行為か：債務負担行為である。

(単位：千円)

年度	出来高予定額	支払限度額
令和4年度	0	0
令和5年度	86,020	86,020
計	86,020	86,020

(2) 手続

当初年度(令和4年度)予算書、一般競争入札関係資料、建設工事請負契約書、仕様書(上・標準仕様書、共通仕様書、特記仕様書)及び関係する付属資料等の業務関連書類一式を入手し、閲覧、突合、分析、視察、観察及び質問等の必要と考えられる監査手続を実施することにより、当該事務手続の合規性と効果的、効率的な実施状況を検証した。

(3) 結果

上記の監査手続を実施した結果、次のとおり、指摘事項及び意見を述べることとする。

① 再委託先に対する反社会的勢力への該当の有無の検討について(意見)

【現状・問題点】

千葉県企業局が建設工事を発注する際に受注者と取り交わす建設工事請負契約書(以下、本項目において、「契約書」という。)では、受注者に加え、下請事業者についても、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者(以下、この項目において、「反社会的勢力」という。)に該当する場合、契約を解除することができるように定めている。

建設工事請負契約書における規定は次のとおりである。

(発注者の催告によらない解除権)

第47条の3 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(中略)

(13)受注者(受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。)が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等(受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。)が暴力団員であると認められるとき。

- ロ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- ヘ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

出典：建設工事請負契約書

この点、下請業者選定通知書及びこれらに関する書類を閲覧した際に、令和4年度において、元請業者が下請業者と締結した契約は無かったが、特段、下請業者から反社会的勢力ではないこと等に関する誓約書等を入手していなかった。なお、本工事における令和5年12月4日時点における下請業者は次のとおりである。

下請けに附した工事種別又は範囲	当初/追加	下請業者	下請区分 第1第2下請等
舗装切断工事	当初	CM社	1次
交通警備	追加	GK社	1次
舗装工事	追加	JK社	1次
植栽復旧	追加	TK社	1次
平板ブロック舗装及び付帯設備工	追加	LS社	2次
平板等復旧工事	追加	KK社	3次
舗装版撤去工	追加	YK社	2次
舗装工事及び付帯工事	追加	MG社	2次
舗装敷均し工の一部	追加	UN社	2次

平板ブロック舗装及び付帯設備工	追加	KD 社	2 次
平板等復旧工事	追加	KJ 社	3 次
平板等復旧工事	追加	SK 社	3 次
平板等復旧工事	追加	DT 社	3 次
舗装工事及び付帯工事	追加	MS 社	2 次
舗装工	追加	BR 社	3 次
舗装工	追加	IK 社	3 次

出典：施工体系図、下請業者選定通知書

この点、契約書に解除権を記載し、解除権を有しているものの、現時点において千葉水道事務所が実施していることは、下請業者に対し元請業者が確認していることを確認するのみであり、下請業者に対する直接確認をしていない。

そのため、元請業者が口頭で下請業者に対して、反社会的勢力でないかどうかの確認をしていたとしても、下請業者が反社会的勢力でないことを千葉水道事務所が確認していない点は、千葉水道事務所において、下請業者へのモニタリングが十分でないと考ええる。さらに、元請業者が確認しているとはいえ、千葉水道事務所においても下請業者が反社会的勢力かどうかを事前に確認することが反社会的勢力を排除する上で有用であると考ええる。

【結果（意見）：千葉水道事務所、管理部経理課】

契約書において、反社会的勢力に関する解除要件を定めている以上、解除要件に該当しないかどうか、県においても確認することを要望する。

② 設計業務委託金額の按分について（指摘：1 件、意見：1 件）

【現状・問題点】

千葉水道事務所では、本工事を実施するにあたり、本工事に係る設計業務を外注業者に委託している。設計業務に係る委託の概要は次のとおりである。

【設計業務に係る委託の概要】

年度	令和 3 年度
工事番号	340833065-01 水千設 3 第 3065 号
工事名	千葉市中央区中央 3 丁目 11 番地先外配水管整備工事に伴う設計業務委託
工事場所	千葉市中央区中央 3 丁目 11 番地先外 3 箇所

着手年月日	令和3年10月23日
竣工年月日	令和4年3月22日
供用開始予定年月日	令和5年3月31日
請負金額	7,800,000円

出典：固定資産振替内訳書

設計業務委託においては、千葉水道事務所と受注者が土木設計等業務委託契約書（以下、本項において「設計等業務委託契約書」という。）を締結する。本工事における設計等業務委託契約書を閲覧した際に、本工事のほか、3箇所の工事を合わせて設計業務委託契約を締結していた。

千葉水道事務所は、その所管に属する建設工事が完成した場合は、速やかに工事費の精算を行い、工事精算書を発行する。その後、千葉県企業局財務規程（以下、本項において、「財務規程」という。）第118条に則り、工事精算書により速やかに振替調書兼振替伝票を発行し、固定資産振替内訳書を添えて企業局経理課に送付する。企業局経理課では、振替調書兼振替伝票により固定資産台帳に記帳整理している。

財務規程第118条は次のとおりである。

（建設工事の振替）

第一百八条 課長及び所長は、水道事業にあつては、前条の工事精算書により速やかに振替調書兼振替伝票を発行し、固定資産振替内訳書（別記第八十六号様式の三）を添えて経理課長に送付しなければならない。

2 所長は、受託による補助管工事が完成した場合は、速やかに振替調書兼振替伝票を発行し、経理課長に送付しなければならない。

3 経理課長は、前各項の振替調書兼振替伝票により固定資産台帳に記帳整理しなければならない。

出典：千葉県企業局財務規程

建設工事に係る設計業務委託契約においては、設計業務委託が完了した際に、財務規程第118条に則り固定資産台帳に記帳整理するのではなく、設計業務委託に対応する建設工事が完了した時に固定資産台帳に記帳整理する。

具体的には、設計業務委託契約における業務が完了した際には、設計業務委託の委託金額を財務規程第119条に基づき建設仮勘定に計上する。その後、財務規程第119条第2項に基づき、建設事務費その他の経費を配賦した上、水道事業にあつては振替調書兼振替伝票を発行し、固定資産勘定に振り替えている。

財務規程第119条は次のとおりである。

(建設仮勘定)

第百十九条 建設工事は、建設仮勘定を設けて経理するものとする。

- 2 経理課長は、建設仮勘定に計上された工事が完成したときは、建設事務費その他の経費を配賦した上、水道事業にあつては振替調書兼振替伝票を発行し、固定資産勘定に振り替えなければならない。工業用水道事業及び造成土地管理事業にあつては振替伝票を発行し、固定資産勘定に振り替えなければならない。
- 3 経理課長は、前項の振替調書兼振替伝票又は振替伝票により固定資産台帳に記帳整理しなければならない。
- 4 建設事務費その他の経費の配賦については、関連する工事費総額に対する各工事費の割合をもつてするものとする。

出典：千葉県企業局財務規程

千葉水道事務所は、経理課の要請により、固定資産勘定に振り替える際、工事の完成を判断する材料のうちの一つとして、振替調書兼振替伝票のほか、固定資産供用開始登録票を提出している。固定資産供用開始登録票には、完成した工事情報のほか、関連工事の番号及び関連工事名を記載している。

本工事が完了するのは、令和5年12月23日予定であり、本来は、供用開始年月日においても当予定年月日以降になるが、千葉市中央区千葉港2番地先配水管整備工事に紐づけられて登録しているため、当工事の供用開始年月日である令和5年3月31日に減価償却を開始している。

この点、千葉水道事務所に質問したところ、複数工事に係る設計委託は、単体の工事番号で管理しており、完成した際には、各工事へ按分は行われず、複数工事の内一つの工事に金額をまとめて登録していることが分かった。

さらに、複数工事の設計委託を一つの工事にまとめて登録する方法は、各所属が最初に完成した工事又は最後に完成した工事にまとめるかを判断して登録していることが分かった。なお、千葉水道事務所の場合、複数工事全てが完成するまでにある程度の期間を要することから、長期間経過による建設仮勘定の振替漏れを防止する為、最初に完成した工事にまとめて金額を登録していた。

本工事を基に考えると、他工事の設計額が配賦されていることは、本来、本工事が負担すべきでない金額まで配賦されている。つまり、千葉水道事務所は、複数工事に係る設計委託であっても、各工事へ按分は行われず、複数工事の内一つの工事に金額をまとめて登録していることは、問題であると考え。

また、複数工事の設計委託を一つの工事にまとめて登録する方法が、各所属に判断を委ねており、企業局内において処理が統一されていない点で、会計処理に統一性がないことから問題であると考え。

【結果（指摘）：千葉水道事務所、管理部経理課】

複数工事に係る設計委託の場合は設計額を、適切な方法で按分した上で、各工事に配賦されたい。

【結果（意見）：管理部経理課】

企業局内における各所属において、複数工事に係る設計委託に要した費用を配賦する方法を統一することを要望する。

1.3 柏井浄水場・ちば野菊の里浄水場

施設整備センターの実施する、柏井浄水場及びちば野菊の里浄水場に係る工事については、以下の8件の工事において、同様の現状・問題点が確認されたことから、一括して一項目で取り扱う。

- ア 柏井浄水場西側污水池設備更新工事(R1～R3年工事)
- イ 柏井浄水場西側薬品注入設備更新工事(R1～R3年工事)
- ウ 柏井浄水場東側施設二次ろ過棟建築工事
- エ 柏井浄水場東側二次ろ過施設機械設備工事
- オ 柏井浄水場東側二次ろ過施設電気設備工事
- カ ちば野菊の里浄水場（第2期）急速ろ過池機械設備工事
- キ ちば野菊の里浄水場（第2期）活性炭吸着池機械設備工事
- ク ちば野菊の里浄水場（第2期）場内連絡管布設工事（その6）

(1) 各浄水場の概要

(ア) 柏井浄水場

柏井浄水場は千葉市花見川区に位置し、浦安市の全域と千葉市・市原市・船橋市・市川市・習志野市の一部に給水している。西側施設は昭和43年に、東側施設は昭和55年にそれぞれ稼働開始しており、老朽化が進んでいる。また、近年頻発している大規模災害に対応するために、耐震化や停電・浸水対策の推進が必要であるのは、他の浄・給水場や管路施設と同様である。

千葉県企業局では、将来にわたり安全な水道水をお客様に安定して供給するためには、確実かつ継続的な施設更新により、水道事業の基盤の強化を図る必要があることから、長期的な施設整備方針として、30年（令和3～32年）を対象とした「千葉県営水道事業長期施設整備方針」を定めている。本方針に基づく具体的

事業は、5年毎に策定する中期経営計画に位置付けて実施している。上記工事は同計画に基づき実施されたものである。

(イ) ちば野菊の里浄水場

ちば野菊の里浄水場は千葉県と東京都の都県境である利根川水系江戸川に隣接し、松戸市・市川市・船橋市の一部に給水を行っている。同浄水場は当局で最も新しい浄水場（施設能力 60,000m³/日）で、県営水道事業創設期の昭和 15 年から稼働していた古ヶ崎浄水場に代わる施設として、平成 14 年から建設工事に着手し、平成 19 年に完成した。（第 1 期整備事業）

現在、隣接する栗山浄水場が昭和 33 年の稼働から約 65 年経過し、老朽化が著しいため、栗山浄水場の浄水機能（施設能力 186,000m³/日）をちば野菊の里浄水場に移転する。（第 2 期整備事業）

第 2 期整備事業において、浄水機能の移転に併せて高度浄水処理(*)を導入することで、より安全でおいしい水の安定供給を図る。

施設完成後は給水区域北西部エリアの中核となる施設能力 246,000m³/日の浄水場に生まれ変わる。

(*)高度浄水処理とは、通常の凝集沈殿、ろ過の浄水処理では取りきれない臭いなどに対処するために行う、オゾンの酸化作用と活性炭の吸着作用を組み合わせた処理

(2) 各工事の概要

ア 柏井浄水場西側汚水池設備更新工事

① 工事目的

柏井浄水場西側汚水池設備は昭和 43 年に設置され 50 年以上経過し老朽化しており、交換部品等の入手も困難になっていることから更新する

② 工事内容：電気設備更新、機械設備更新

③ 契約方法：一般競争入札 総合評価方式

④ 設計額及び請負金額：設計額 708 百万円 請負金額 687 百万円 変更後請負金額 677 百万円

⑤ 支出額：677 百万円

⑥ 令和 5 年度への繰越額：なし

⑦ 着工日：令和 2 年 3 月 5 日

⑧ 完了日：令和 4 年 7 月 14 日（工期延期による）

⑨ 令和 5 年度への建設改良繰越の有無：なし

- ⑩ 令和5年度への事故繰越の有無：なし
- ⑪ 設計変更の有無：あり
- ⑫ 補助金の有無：なし
- ⑬ 前払いの有無：あり 令和2年度 99百万円 令和3年度 175百万円
- ⑭ 債務負担行為か：債務負担行為である。

(単位：千円)

年度	出来高予定額	支払限度額
令和元年度	0	0
令和2年度	248,439	223,590
令和3年度	429,026	453,875
計	677,465	677,465

イ 柏井浄水場西側薬品注入設備更新工事

① 工事目的

柏井浄水場西側薬品注入設備であるPAC注入設備、硫酸注入設備が老朽化しているため更新する

② 工事内容

(i)PAC注入設備(機械設備)：貯槽4槽、注入ポンプ6台

(ii)硫酸注入設備(機械設備)：貯槽2槽、注入ポンプ6台

(iii)PAC・硫酸注入設備(電気設備)：共通盤5面、PAC注入設備盤7面、硫酸注入設備盤7面、機能増設一式

③ 契約方法：一般競争入札 総合評価方式

④ 設計額及び請負金額：設計額：1,669百万円 請負金額：1,571百万円

⑤ 支出額：1,571百万円

⑥ 令和5年度への繰越額：なし

⑦ 着工日：令和2年3月25日

⑧ 完了日：令和4年12月16日

⑨ 令和5年度への建設改良繰越の有無：なし

⑩ 令和5年度への事故繰越の有無：なし

⑪ 設計変更の有無：なし

⑫ 補助金の有無：なし

⑬ 前払いの有無：なし

⑭ 債務負担行為か：債務負担行為である。

(単位：千円)

年度	出来高予定額	支払限度額
令和元年度	0	0
令和2年度	161,267	145,140
令和3年度	1,410,412	1,426,540
計	1,571,680	1,571,680

ウ 柏井浄水場東側施設二次ろ過棟建築工事

- ① 工事目的：柏井浄水場東側施設の活性炭吸着池から、微粉炭等の漏出を防止するための対策として進めている、二次ろ過施設整備事業において、二次ろ過棟を建築する
- ② 工事内容
二次ろ過棟：鉄筋コンクリート造一部鉄骨造
渡り廊下：鉄骨造
共同溝築造工
- ③ 契約方法：一般競争入札 総合評価方式
- ④ 設計額及び請負金額：設計額 3,645 百万円 請負金額：3,403 百万円
- ⑤ 支出額：1,278 百万円
- ⑥ 令和5年度への繰越額：843 百万円
- ⑦ 着工日：令和3年2月17日
- ⑧ 完了日：令和6年3月18日
- ⑨ 令和5年度への建設改良繰越の有無：あり
- ⑩ 令和5年度への事故繰越の有無：なし
- ⑪ 設計変更の有無：なし
- ⑫ 補助金の有無：なし
- ⑬ 前払いの有無：あり 令和3年度 488 百万円、令和4年度 546 百万円
- ⑭ 債務負担行為か：債務負担行為である。

(単位：千円)

年度	出来高予定額	支払限度額
令和2年度	0	0
令和3年度	813,853	732,460
令和4年度	910,386	819,340
令和5年度	1,679,159	1,851,600
計	3,403,400	3,403,400

エ 柏井浄水場東側二次ろ過施設機械設備工事

- ① 工事目的：柏井浄水場東側施設の活性炭吸着池から、微粉炭等の漏出を防止するための対策として進めている、二次ろ過施設整備事業において、機械設備を設置する
- ② 工事内容：膜ろ過機械設備一式、膜ろ過機械付属電気設備一式、試運転調整一式
- ③ 契約方法：一般競争入札 総合評価方式
- ④ 設計額及び請負金額：設計額 6,193 百万円 請負金額 6,160 百万円
- ⑤ 支出額：なし
- ⑥ 令和 5 年度への繰越額：なし
- ⑦ 着工日：令和 4 年 12 月 10 日
- ⑧ 完了日：令和 8 年 3 月 18 日
- ⑨ 令和 5 年度への建設改良繰越の有無：なし
- ⑩ 令和 5 年度への事故繰越の有無：なし
- ⑪ 設計変更の有無：なし
- ⑫ 補助金の有無：なし
- ⑬ 前払いの有無：なし
- ⑭ 債務負担行為か：債務負担行為である。

(単位：千円)

年度	出来高予定額	支払限度額
令和 4 年度	0	0
令和 5 年度	784,026	705,620
令和 6 年度	2,007,852	1,807,060
令和 7 年度	3,368,121	3,647,320
計	6,160,000	6,160,000

オ 柏井浄水場東側二次ろ過施設電気設備工事

- ① 工事目的：柏井浄水場東側施設の活性炭吸着池から、微粉炭等の漏出を防止するための対策として進めている、二次ろ過施設整備事業において、電気設備を設置する
- ② 工事内容：受変電・配電設備一式、電源設備一式、監視制御設備一式、機能増設一式、据付・配線・複合工事一式、試運転調整一式
- ③ 契約方法：一般競争入札 総合評価方式
- ④ 設計額及び請負金額：設計額 1,283 百万円 請負金額 1,210 百万円

- ⑤ 支出額：なし
- ⑥ 令和5年度への繰越額：なし
- ⑦ 着工日：令和5年2月7日
- ⑧ 完了日：令和8年3月18日
- ⑨ 令和5年度への建設改良繰越の有無：なし
- ⑩ 令和5年度への事故繰越の有無：なし
- ⑪ 設計変更の有無：なし
- ⑫ 補助金の有無：なし
- ⑬ 前払いの有無：なし
- ⑭ 債務負担行為か：債務負担行為である。

(単位：千円)

年度	出来高予定額	支払限度額
令和4年度	0	0
令和5年度	420,828	378,740
令和6年度	147,917	133,120
令和7年度	641,254	698,140
計	1,210,000	1,210,000

カ ちば野菊の里浄水場（第2期）急速ろ過池機械設備工事

- ① 工事目的：ちば野菊の里浄水場（第2期）施設整備において、急速ろ過池に機械設備を設置する
- ② 工事内容：
 - 集水装置（下部集水装置、排水トラフ）16池分
 - 空洗ブロワ2台
 - 各種ポンプ（二次攪拌池急速攪拌ポンプ、床排水ポンプ等）一式
 - 各種弁類一式
 - 配管工事一式
 - 試運転調整一式
- ③ 契約方法：一般競争入札 総合評価方式
- ④ 設計額及び請負金額：設計額 3,539 百万円 請負金額 3,443 百万円
- ⑤ 支出額：3,443 百万円
- ⑥ 令和5年度への繰越額：なし
- ⑦ 着工日：令和元年12月4日
- ⑧ 完了日：令和5年2月20日
- ⑨ 令和5年度への建設改良繰越の有無：なし

- ⑩ 令和5年度への事故繰越の有無：なし
- ⑪ 設計変更の有無：なし
- ⑫ 補助金の有無：なし
- ⑬ 前払いの有無：あり 令和2年度 594 百万円、令和3年度 782 百万円
- ⑭ 債務負担行為か：債務負担行為である。

(単位：千円)

年度	出来高予定額	支払限度額
令和元年度	0	0
令和2年度	1,485,656	1,337,090
令和3年度	1,957,343	2,105,910
計	3,443,000	3,443,000

キ ちば野菊の里浄水場（第2期） 活性炭吸着池機械設備工事

- ① 工事目的：ちば野菊の里浄水場（第2期）施設整備において、活性炭吸着池に機械設備を設置する
- ② 工事内容：
 - 集水装置（下部集水装置、排水トラフ）12 池分
 - 空洗ブロワ2台
 - 各種弁類一式
 - 配管工事一式
 - 試運転調整一式
- ③ 契約方法：一般競争入札 総合評価方式
- ④ 設計額及び請負金額：設計額 2,714 百万円 請負金額 2,553 百万円
- ⑤ 支出額：2,553 百万円
- ⑥ 令和5年度への繰越額：なし
- ⑦ 着工日：令和2年3月5日
- ⑧ 完了日：令和5年3月3日
- ⑨ 令和5年度への建設改良繰越の有無：なし
- ⑩ 令和5年度への事故繰越の有無：なし
- ⑪ 設計変更の有無：なし
- ⑫ 補助金の有無：あり
- ⑬ 前払いの有無：なし
- ⑭ 債務負担行為か：債務負担行為である。

(単位：千円)

年度	出来高予定額	支払限度額
令和元年度	0	0
令和2年度	941,091	846,980
令和3年度	1,612,888	1,707,000
計	2,553,980	2,553,980

ク ちば野菊の里浄水場（第2期） 場内連絡管布設工事（その6）

- ① 工事目的：ちば野菊の里浄水場（第2期）の場内連絡管を布設する
- ② 工事内容：
導水管布設工、活性炭吸着池排水管布設工、急速ろ過池排水管布設工、着水井越流排水管布設工、返送管布設工、中間ポンプ棟～中間塩素混和池連絡管布設工、洗浄水槽揚水管布設工、給水管布設工、付帯工
- ③ 契約方法：一般競争入札 総合評価方式
- ④ 設計額及び請負金額：設計額 998 百万円 請負金額 914 百万円 変更請負金額 915 百万円
- ⑤ 支出額：328 百万円
- ⑥ 令和5年度への繰越額：162 百万円
- ⑦ 着工日：令和3年8月4日
- ⑧ 完了日：令和5年6月30日
- ⑨ 令和5年度への建設改良繰越の有無：あり
- ⑩ 令和5年度への事故繰越の有無：なし
- ⑪ 設計変更の有無：あり
- ⑫ 補助金：なし
- ⑬ 前払い：あり 令和3年度 219 百万円、令和4年度 109 百万円
- ⑭ 債務負担行為か：債務負担行為である。

(単位：千円)

年度	出来高予定額	支払限度額
令和3年度	548,467	493,620
令和4年度	366,609	421,456
計	915,076	915,076

(3) 手続

設計書、一般競争入札関係資料、建設工事請負契約書、仕様書（上・標準仕様書、共通仕様書、特記仕様書）、工事出来形報告書、工事検査調書、工事検査実施通知書、支出回議書兼支出（振替）伝票、未完成工事報告書、未完成理由書、各種伺（工期延期、設計変更等）、工事完成報告書、工事精算書、固定資産振替内訳書、固定資産取得額計算書、振替調書兼振替伝票、固定資産台帳及び関係する付属資料等の業務関連書類一式を閲覧し、突合、分析及び質問等の必要と考えられる監査手続を実施することにより、当該事務手続の合規性と効果的、効率的な実施状況を検証した。

(4) 結果

上記の監査手続を実施した結果、指摘事項は発見されなかったが、次のとおり、意見を述べることとする。

① 一者応札の工事について（意見）

【現状・問題点】

今回監査対象とした施設整備センターの対象工事8件のうち6件(ア～エ、カ、キ)は応札した業者が1者であった。

千葉県では、公共工事の入札及び契約の過程並びに契約の内容について透明性を高めるとともに、公正な競争を促進するための事項について調査審議するため、千葉県入札監視委員会を運営されており、企業局もその対象である。

また、発注に当たって、個別の案件ごとに資格要件を設定し、20者以上の業者が入札に参加できるようにしているほか、契約条件の設定に当たり、近年の社会情勢を考慮し、製造業者に機器の納期を確認した上で、適正工期を設定するよう見直しを実施しているとのことである。

しかし、それでもなお応札した業者が1者となる工事が多い結果となつては、対策が有効なものか疑問であるし、ひいては公正な競争環境にあるのか疑念を抱かれかねない。

【結果（意見）：施設整備センター】

一般競争入札の案件であることから、応札していない業者にヒアリングをすることは困難であるとのことだが、可能な限り多くの業者が入札に参加できるよう検討し、より有効な対策となるようさらに工夫いただくことを要望する。

② 固定資産の計上単位について（意見）

【現状・問題点】

固定資産の計上においては、管理部経理課からの指示により、「本来の効用をあげうる単位」を基準として、細分化された各固定資産を一定程度まとめて計上している。

しかし、固定資産振替内訳書（又は固定資産取得額計算書）を閲覧したところ、固定資産の計上単位を集約ないし適宜分割されているが、下記のとおり案件によって基準にばらつきが生じているように見受けられる。

工事名	工事額（千円）	固定資産振替内訳書より
ちば野菊の里浄水場 （第2期）急速ろ過池 機械設備工事	3,443,000	集水装置、空洗ブロワ、 各種ポンプ、各種弁類に 分けて登録
ちば野菊の里浄水場 （第2期）活性炭吸着 池機械設備工事	2,553,980	集水装置、空洗ブロワ、 各種弁類をまとめて1つ の資産として登録

同じ固定資産でもまとめ方により償却年数にばらつきが生じる可能性があり、適正な減価償却費を算定できないほか、事後的に資産の状況把握や他団体との比較可能性を確保することができなくなる可能性がある。

【結果（意見）：管理部経理課】

担当者による処理のばらつきを防止するため、固定資産の計上単位の判断基準の具体化を要望する。

「資産評価及び固定資産台帳整備の手引き」（総務省）32項において、固定資産台帳は、単に財務書類の補助簿としてのみならず、資産管理に役立つものでなければならないとされている。そのためにも、記載単位としては、①現物との照合が可能な単位であること、②取替や更新を行う単位であること、という2つの原則に照らして判断し、記載することが適当であるとされている。

これを踏まえて「千葉県営水道事業長期施設整備方針」「千葉県工業用水道事業施設更新・耐震化長期計画」等を考慮の上、事務処理基準の検討を要望する。

1.4 南八幡浄水場3・4号沈殿池設備更新工事 市川市南八幡2-23-1

（1）概要

① 事業の必要性

平成28年3月に当時の企業庁から公表された「千葉県工業用水道事業 施設更

新・耐震化長期計画」において、「本計画は、国の示した「工業用水道施設更新・耐震・アセットマネジメント指針（平成 25 年 3 月）」（以下、「工水指針」という。）に基づき、老朽度や耐震性の評価を踏まえた上で、投資効果等を考慮しながら整備時期や手法を精査し、さらに財政面からの検討を加えたものとなっています。」とされています。

これを受け、平成 30 年 3 月 26 日に「この計画の最初の 5 年間の事業内容の具体化を図るものとして、財源を明確にし、運営基盤の強化を図りつつ、工業用水の安定的な供給と非常時に備えた危機管理対策を盛り込んだ、平成 30 年度から 34 年度（令和 4 年度）の中期経営計画を、受水企業と協議しながら策定しました。」と「千葉県工業用水道事業中期経営計画（平成 30 年度～令和 4 年度）」を公表した。この計画で、工業用水道施設の更新は、次のように計画された。

施設の重要度や老朽度・耐震性の評価を踏まえて、以下の施設の整備を行う。

ア 浄水場：施設単位で更新

①南八幡浄水場施設設備更新 [東葛・葛南地区]

②佐倉浄水場施設更新 [五井姉崎地区]

③人見浄水場排水処理棟等施設更新 [木更津南部地区]

イ 管路：耐震対策が必要なコンクリート管、耐震適合性のない管を布設替え

5.4km ([東葛・葛南地区] 1.9km、[五井姉崎地区] 3.5km)

ウ 水管橋：管路の布設替えに合わせて整備

3 橋 ([東葛・葛南地区] 2 橋、[五井姉崎地区] 1 橋)

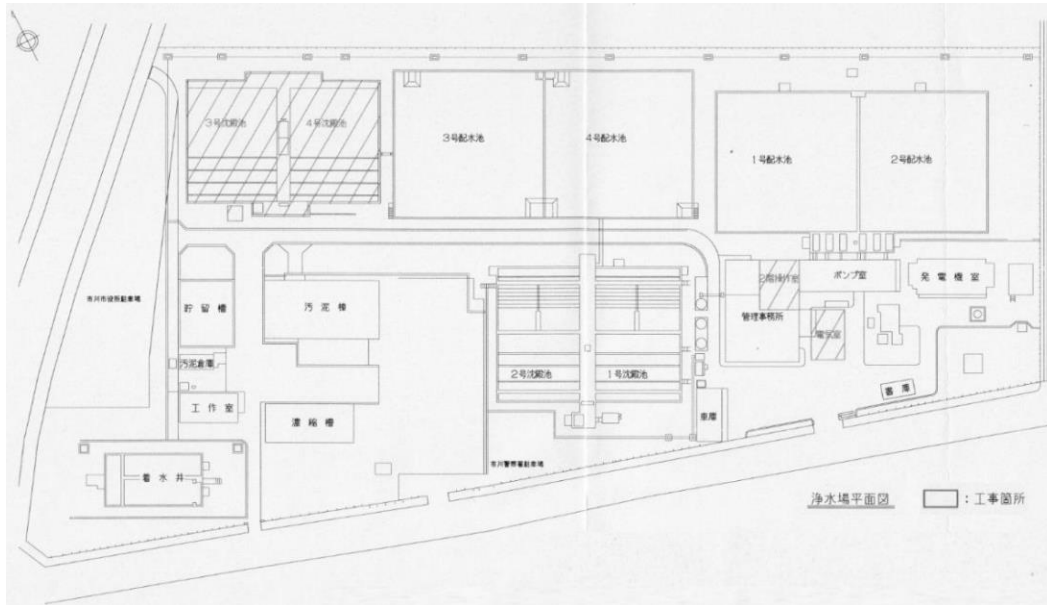
さらに、令和 5 年 3 月 31 日に「千葉県企業局では、工業用水を安定的に供給するため、中期経営計画等に基づき、施設の更新・耐震化等を計画的に進めており、次期計画として「千葉県工業用水道事業中期経営計画（令和 5 年度～9 年度）」を受水企業と協議しながら策定しました。」として「千葉県工業用水道事業中期経営計画（令和 5 年度～9 年度）」を公表している。この計画においても、「施設の重要度や老朽度・耐震性の評価を踏まえ施設整備を行うとともに、令和元年房総半島台風等の経験を踏まえた、停電・浸水対策を実施する。」としている。

以上のように、この工事は、40 年間の長期計画に位置付けられたものである。

② 事業内容

南八幡浄水場 3・4 号沈殿池の機械・電気設備の更新及び監視制御設備の更新を行うものである。

施設の概要は、機械設備一式、電気設備一式、監視制御設備一式からなり、設置場所は下図の斜線をしてある箇所となる。



固定資産台帳には以下の資産名で登録された。

機械及び装置

その他機械及び装置

攪拌装置

汚泥沈降促進装置

掻寄装置

除塵装置

計測設備

排泥移送装置

昇降移送装置

制水弁

電気設備

電気設備

遠方監視装置

- ③ 契約方法：一般競争入札 総合評価方式（簡易型）
- ④ 設計額及び請負金額：設計額 1,503 百万円、請負金額 1,430 百万円
- ⑤ 支出額：1,430 百万円
- ⑥ 令和5年度への繰越額：なし
- ⑦ 着工日：令和2年10月29日
- ⑧ 完了日：令和5年1月31日
- ⑨ 令和5年度への建設改良繰越の有無：なし
- ⑩ 令和5年度への事故繰越の有無：なし
- ⑪ 設計変更の有無：なし

- ⑫ 補助金の有無：あり
- ⑬ 前払いの有無：あり 1,710 千円
- ⑭ 債務負担行為か：債務負担行為である。

(単位：千円)

年度	出来高予定額	支払限度額
令和2年度	4,279	3,850
令和3年度	194,013	174,610
令和4年度	1,231,707	1,251,540
計	1,430,000	1,430,000

(2) 手続

当初年度(令和2年度)予算書、一般競争入札関係資料、建設工事請負契約書、仕様書(工・一般仕様書、共通仕様書、特記仕様書)、工事出来形報告書、工事検査調書、工事検査実施通知書、振替回議書、精算書、固定資産台帳及び関係する付属資料等の業務関連書類一式を入手し、閲覧、突合、分析、視察、観察及び質問等の必要と考えられる監査手続を実施することにより、当該事務手続の合规性と効果的、効率的な実施状況を検証した。

(3) 結果

上記の監査手続を実施した結果、次のとおり指摘事項及び意見を述べることにする。

① 建設廃棄物処理業者について(指摘)

【現状・問題点】

「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第13条に基づく書面(建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等(土木工事等)の場合)」における施設の名称は「KA社」であるが、「建設副産物に関する特記仕様書」における処分先は「NK社」となっている。

「KA社」はNK社の協力会社とのことであるが、書面ごとに契約先が異なっている。

最終的には、現場施工前の令和2年11月27日に受注者から提出された施工計画書の中で、処分先は「STK社」との申し出があり、実際の処分先は変更となっていた。

なお、「施工3第3号 南八幡浄水場排水処理棟電気設備更新工事」では、「契約変更通知書」に係る「工事打合簿」によると、既設の天井ボードを撤去するにあたり調査したところ、ヒ素含有製品(OYボード)であったため、当初想定して

いた処分先で処分できず、廃棄物処理業者の変更を行っている。

契約書で発注者が指定する廃棄物処分先について、受注者の事情により変更を行う場合には、受発注者間で書面による協議をする必要があるが、その書面が残されていなかった。

【結果（指摘）：葛南工業用水道事務所】

契約書で発注者が指定する廃棄物処分先について、受注者の事情により変更を行う場合には、受発注者間で書面による協議をし、書面を残すという適正な処理を行うように要望する。

② 一者応札の工事について（意見）

【現状・問題点】

「一般競争入札参加資格要件等設定資料」では、「見込業者数」は「20 者以上」となっているが、「別記第 5 様式その 1（単独発注） 一般競争入札参加資格確認書 議案第 12 号」では、「※本件は、特別な事情があるため、入札参加者が一者である場合でも入札を執行する。」との記載があり、「開札結果」では応札した会社は一者しかなかった。

ここでいう「入札参加者が一者である場合でも入札を執行する」特別な事情は、「案件が既存設備の更新というものであり、過去の類似工事例から（施工能力のある事業者は多くおりますが）入札参加者が相当少数であることが予測される」からということであった。

また、「20 者以上」に設計概要説明をしたのか確認したところ、「20 者以上」とは本工事を実施する能力があると見なされる事業者の目安数を記載しております。設計概要の説明は、入札参加した水道機工（株）を含めどの事業者に対しても実施していません。入札公告で提示した資料がすべてとなります。」との回答を得た。

【結果（意見）：葛南工業用水道事務所】

入札前から、応札者が一者の場合でも入札を執行する、として募集をし、結果として一者応札となっており、入札前に、一者入札となっても不成立とはしない、という判断をするにあたっては、可能な限り多くの業者が入札に参加できるよう、個別の事業の事情に応じた検討をすることが望ましいと考える。

15 企業局工業用水道事業における固定資産台帳の管理方法

(1) 概要

① 事業の必要性

各都道府県知事及び各指定都市市長宛に、平成 27 年 1 月 23 日に総務大臣から発出された「総財務第 14 号 統一的な基準による地方公会計の整備促進について」において、「特に、公共施設等の老朽化対策にも活用可能である固定資産台帳が未整備である地方公共団体においては、早期に同台帳を整備することが望まれます。」として、固定資産台帳の整備が要請されている。

また、同日、総務省自治財政局長より発出された「総財務第 15 号 統一的な基準による地方公会計マニュアルについて」においても、「今後の地方公会計の整備促進については、「今後の地方公会計の整備促進について」（平成 26 年 5 月 23 日付総務大臣通知総財務第 102 号）のとおり、固定資産台帳の整備と複式簿記の導入を前提とした財務書類の作成に関する統一的な基準が示されたところですが、この度、「今後の新地方公会計の推進に関する実務研究会」において、「統一的な基準による地方公会計マニュアル」（平成 27 年 1 月 23 日公表）が取りまとめられました。

については、下記の内容に留意しつつ、各地方公共団体において、統一的な基準による地方公会計の整備に取り組まれるようお願いいたします。」と固定資産台帳の整備が要請されている。

総財務第 14 号
平成 27 年 1 月 23 日

各都道府県知事 } 殿
各指定都市市長 }

総務大臣
(公印省略)

統一的な基準による地方公会計の整備促進について

地方公会計については、これまで、各地方公共団体において財務書類の作成・公表等に取り組まれてきたところですが、人口減少・少子高齢化が進展している中、財政のマネジメント強化のため、地方公会計を予算編成等に積極的に活用し、地方公共団体の限られた財源を「賢く使う」取組を行うことは極めて重要であると考えております。

今後の地方公会計の整備促進については、「今後の地方公会計の整備促進について」（平成 26 年 5 月 23 日付総務大臣通知総財務第 102 号）のとおり、平成 26 年 4 月 30 日に固定資産台帳の整備と複式簿記の導入を前提とした財務書類の作成に関する統一的な基準を示したところです。その後、「今後の新地方公会計の推進に関する実務研究会」を設置して議論を進めてきましたが、平成 27 年 1 月 23 日に「統一的な基準による地方公会計マニュアル」を取りまとめております。

当該マニュアルにおいては、統一的な基準による財務書類の作成手順や資産の評価方法、固定資産台帳の整備手順、連結財務書類の作成手順、事業別・施設別のセグメント分析をはじめとする財務書類の活用方法等を示しております。

つきましては、当該マニュアルも参考にして、統一的な基準による財務書類等を原則として平成 27 年度から平成 29 年度までの 3 年間で全ての地方公共団体において作成し、予算編成等に積極的に活用されるよう特段のご配慮をお願いします。

特に、公共施設等の老朽化対策にも活用可能である固定資産台帳が未整備である地方公共団体においては、早期に同台帳を整備することが望まれます。

なお、統一的な基準による財務書類等を作成するためには、ノウハウを修得した職員の育成や I C T を活用したシステムの整備が不可欠であり、平成 27 年度には関係機関における研修の充実・強化や標準的なソフトウェアの無償提供も行う予定です。また、固定資産台帳の整備等に要する一定の経費については、今年度から特別交付税措置を講ずることとしております。

各都道府県知事におかれては、貴都道府県内の指定都市を除く市町村長に対してこの通知について速やかにご連絡いただき、通知の趣旨について適切に助言いただくようお願いいたします。

なお、地域の元気創造プラットフォームにおける調査・照会システムを通じて、各市町村に対して、この通知についての情報提供を行っていることを申し添えます。

総 財 務 第 1 5 号

平成 2 7 年 1 月 2 3 日

各 都 道 府 県 知 事 }
各 指 定 都 市 市 長 } 殿総 務 省 自 治 財 政 局 長
(公 印 省 略)

統一的な基準による地方公会計マニュアルについて

今後の地方公会計の整備促進については、「今後の地方公会計の整備促進について」（平成 26 年 5 月 23 日付総務大臣通知総財務第 102 号）のとおり、固定資産台帳の整備と複式簿記の導入を前提とした財務書類の作成に関する統一的な基準が示されたところですが、この度、「今後の新地方公会計の推進に関する実務研究会」において、「統一的な基準による地方公会計マニュアル」（平成 27 年 1 月 23 日公表）が取りまとめられました。

については、下記の内容に留意しつつ、各地方公共団体において、統一的な基準による地方公会計の整備に取り組まれるようお願いいたします。

各都道府県知事におかれては、貴都道府県内の指定都市を除く市町村長に対してこの通知について速やかにご連絡いただき、通知の趣旨について適切に助言いただくようお願いいたします。

また、地域の元気創造プラットフォームにおける調査・照会システムを通じて、各市町村に対して、この通知についての情報提供を行っていることを申し添えます。

なお、この通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項（技術的な助言）に基づくものです。

記

1. 財務書類作成要領

統一的な基準による財務書類（貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書等）の作成手順等を示したものであり、この中の仕訳変換表により、システムの整備と併せることで、複式仕訳の相当部分の自動処理化が可能となる。

2. 資産評価及び固定資産台帳整備の手引き

統一的な基準による資産の評価方法や固定資産台帳の整備手順等を示したものであり、同台帳の整備により、将来の施設更新必要額の推計や施設別のコスト分析といった公共施設等のマネジメントが可能となる。

3. 連結財務書類作成の手引き

連結の対象範囲（一部事務組合、第三セクター等）、連結処理に係る手順等を示したものであり、連結財務書類の作成によって、情報開示だけでなく、連結ベースでの資産老朽化比率等の把握による公共施設等のマネジメントも可能となる。

4. 財務書類等活用の手引き

財務書類等のわかりやすい情報開示だけでなく、事業別・施設別のセグメント分析等による予算編成等への活用方法を示したものであり、地方公共団体の限られた財源を「賢く使うこと」につながる。

② 事業内容

固定資産台帳への登録は各所属から経理課への「精算書」の提出により、固定資産台帳へ登録する。

登録情報は、事業所名称・資産の種別・資産名称・数量・单位名称・取得年度・耐用年数・取得価格・帳簿原価・帳簿価額・所在地名称などである。

詳細は別添「固定資産台帳の処理に係る規程について」参照。

「精算書」は固定資産台帳への登録内容を経理課が確認するために利用している。

資産の振り分けについては基本的には耐用年数ごとに行っている。精算額の集計については主たる工事の設計書を参照し、機器費などの明確に金額を振り分けられる分野で集計した後に、工事費や一般管理費などの共通費用を集計済金額の比率で按分している。

補助金等については当該精算に係る補助金等の合計額を各資産の補助対象金額の比率で按分している。

建設諸経費とは事務費のことを指し、当年度における建設仮勘定に計上された各工事と各委託の金額を分子とし、それらの合計を分母としている。これに建設諸経費の決算額を乗じたものを各工事及び委託への配賦額としている。

1つの工事で複数の固定資産を取得する場合は更に精算案件ごとに、建設諸経費配賦前の各資産の精算予定額を分子とし、それらの合計を分母としたものに乗ずることで各資産に割り振りをしている。

固定資産台帳の処理に係る規程について

千葉県企業局財務規程第7条において、固定資産台帳を会計帳簿として保管し整理することを定めており、貸借対照表・損益計算書等の作成を適正に行うために必要な情報を記載することを主目的としています。

1 固定資産台帳と工事との関係について

(1) 建設工事【資本的支出】

新設工事、更新工事、増設・改良工事（耐震化補強、長寿命化等）

→資産価値（固定資産台帳の帳簿価額）に影響する

→一時的に工事費等を建設仮勘定として管理（規程第119条第1項）

(2) 維持、修繕等に係る工事【収益的支出】

単なる能力の維持に資するもの（雨漏りの修繕、災害復旧工事等）

→資産価値（固定資産台帳の帳簿価額）に影響しない

→営業費用として執行（規程第121条）

2 建設工事【資本的支出】に係る固定資産台帳の処理について

(1) 精算（供用開始）

①精算書等の作成・経理課への提出（規程第117条）

②建設仮勘定→固定資産勘定の振替（規程第119条第2項）

③固定資産台帳に記帳整理（規程第108条、第119条第3項）

(2) 減価償却

耐用年数に応じて営業費用を計上（地方公営企業法施行規則第15条）

→現物の老朽化の状況とは関係なく法定の耐用年数により実施

(3) 除却

①財産の撤去等を除却報告として経理課に提出（規程第125条）

②固定資産台帳への反映（規程第107条）

③資産減耗費（除却損）等の計上

千葉県企業局財務規程（抜粋）

（帳簿）

第七条 次の表の上欄に掲げる職員は、それぞれ当該中欄に掲げる事業ごとに当該下欄に掲げる帳簿を備えて保管し、その所管に係る事項を整理しなければならない。

保管者	事業	会計帳簿の名称
各課長	水道事業	固定資産台帳（別記第六号様式）
	工業用水道事業	固定資産台帳
	造成土地管理事業	

（価額の削減）

第一百七条 固定資産の全部又は一部を除去する場合において、除去すべき帳簿価額は、除去部分に対応する価額とする。

（増設改良による価額の増加）

第一百八条 当該固定資産に増設又は改良を施した場合は、当該増設又は改良に要した経費を加算した額をもって当該固定資産の価額とする。

（建設工事の精算）

第一百七十七条 課長及び所長は、その所管に属する建設工事が完成した場合は、速やかに工事費の精算を行い、水道事業にあつては工事精算書（別記第八十六号様式）を、工業用水道事業及び造成土地管理事業にあつては資産の名称、数量及び単位、精算勘定科目、精算額並びに長期前受金額を明示した書類を作成しなければならない。

（建設仮勘定）

第一百九条 建設工事は、建設仮勘定を設けて経理するものとする。

- 2 経理課長は、建設仮勘定に計上された工事が完成したときは、建設事務費その他の経費を配賦した上、水道事業にあつては振替調書兼振替伝票を発行し、固定資産勘定に振り替えなければならない。工業用水道事業及び造成土地管理事業にあつては振替伝票を発行し、固定資産勘定に振り替えなければならない。
- 3 経理課長は、前項の振替調書兼振替伝票又は振替伝票により固定資産台帳に記帳整理しなければならない。

(維持補修等の経費)

第二百一十一条 固定資産の維持、補修及び撤去に要した経費は、営業費用とする。

(除却報告)

第二百五条 課長及び所長は、事故又は撤去等により固定資産から除却するものについては、固定資産除却報告書(別記第九十号様式)を作成し、経理課長を経由して局長の決裁を受けなければならない。

地方公営企業法施行規則(抜粋)

(有形固定資産の減価償却額)

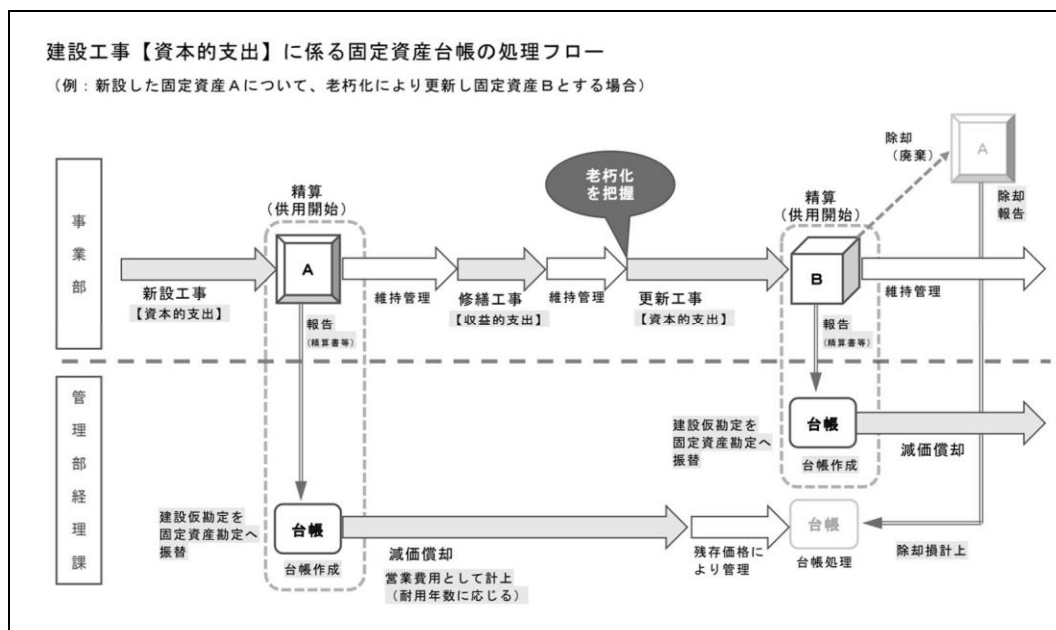
第十五条 償却資産のうち有形固定資産の各事業年度の減価償却額は、定額法によつて行う場合にあつては…(略)…、それぞれ当該有形固定資産について別表第二号に定める耐用年数に応じ別表第四号の償却率を乗じて算出した金額とする。

別表第二号(第十四条及び第十五条関係)

有形固定資産の耐用年数

種類	構造又は用途	細目	耐用年数 (年)
構築物	水道用又は工業用水道用のもの	取水設備	四〇
		導水設備	五〇
		浄水設備	六〇
		配水設備	六〇
		配水管	四〇

固定資産台帳の処理を図示すると次のようになる。



(2) 手続

固定資産管理システム操作手引書(工業用水道事業)、工事検査実施通知書、振替回議書、精算書、固定資産台帳及び関係する付属資料等の業務関連書類一式を入手し、閲覧、突合、分析、視察、観察及び質問等の必要と考えられる監査手続を実施することにより、当該事務手続の合規性と効果的、効率的な実施状況を検証した。

(3) 結果

上記の監査手続を実施した結果、指摘事項は発見されなかったが、次のとおり、意見を述べることとする。

① 固定資産台帳へのデータ入力について(意見)

【現状・問題点】

知事部局では、資産経営課が表計算ソフトによる調査を行い現物管理する部署が資産情報を入力・回答している。そのデータを資産経営課がチェックし、修正入力後のデータをインフラ資産管理システムに取り込む処理を行っているため、データ入力者とデータチェック者が異なっており、牽制機能が働いている。

企業局上水道事業では、現物管理する部署が固定資産管理システムにデータ入力を行うことで出力される各種報告書を経理課が確認の上、各部署で入力されたデータを確定させる形で固定資産台帳登録を行っているため、データ入力者とデータチェック者が異なっており、牽制機能が働いている。

これらに対し、企業局工業用水道事業では、現物管理をする部署が、関係工事の設計書や契約書等を基に「精算書」を表計算ソフトで作成したものを経理課に提出し、経理課にて「精算書」の内容をチェック後、経理課が固定資産台帳システムにデータ入力を行っているため、データ入力者とデータチェック者が同一となっており、牽制機能が働いているとはいえない状況にある。

経理課がデータ入力をし、経理課が入力チェックをする、という事務手続では、経理課への負担が大きく、かつ、自己点検となってしまう、統制が弱くなってしまう可能性がある。

【結果（意見）：管理部経理課】

現物管理をしている各事務所ではなく、各事務所から収集したデータを基にデータ入力、データ入力チェックを経理課が行う運用は、経理課の負担が大きく、入力データの信頼性が脆弱となる可能性があるため、データ入力と入力チェックを行う部署を分けることを要望する。

1.6 工事等の債務負担行為に係る伝票処理（工業用水部）

（1）概要

工業用水道事業の固定資産管理システムは、土地台帳、建物台帳、構築物等台帳、地上権等台帳、有価証券等台帳、リース資産台帳を持ち、固定資産台帳にあたる機能は、「固定資産減価償却」機能で「建物台帳、構築物等台帳、地上権等台帳」に対し、減価償却処理・印刷・再印刷・財務システムへの振替回議用データを作成するものとなっている。

具体的な運用は以下のようになっている。

- ① 詳細なデータは各台帳に登録されていて、そのデータを基に財務システムに登録する単位ごとにまとめた（台帳番号が最小単位）振替回議用データを生成するため、紐付けは固定資産管理システムでできている。
- ② 「精算書」は各事務所にて固定資産管理システムのデータを基に作成されるもので、経理課がそれを基に固定資産台帳の登録内容のチェックを行っている。「精算書」は表計算ソフトで作成しており、それを基に経理課が建設仮勘定から固定資産勘定への振替を行い、振替伝票により記帳整理している。
- ③ 固定資産台帳の登録単位は、「各事務所の判断により一部除却が見込まれる場合に、設備の所在する棟ごとに資産を振り分けている例もある」ものの、現物との対応関係は明確であり、各台帳と固定資産台帳の整合性について問題は生じない。

④ 各台帳ごとに、修正、除却登録されるので、そのデータを基に、固定資産台帳の修正、除却も紐付けられて登録される。

工水会計の固定資産管理システムと財務システムは紐付け機能がなく、それぞれ別個で登録している。唯一、減価償却のみ固定資産管理システムで減価償却した結果を財務システムに転記（振替回議書データを作成）することができるが、あくまで事務作業短縮のための転記機能であり、相互のデータの整合性をとる機能はない。

「精算書」を基に振替回議書を起票しているため、取得する固定資産が複数の場合は、その金額を1つの振替回議書にまとめて起票している。

具体的には、減価償却費は、固定資産管理システムで計算しているため、財務システムと紐付けする必要がなく、除却時に財務システム上のどの資産を削除するのかは、各事務所が固定資産管理システムで管理しているものがどの「精算書」で報告した資産かを把握して紐付けをしている。

各事務所が表計算ソフトで作成した除却報告書を基に、経理課がそれぞれのシステム（固定資産管理システム・財務システム）に登録している。

各事務所では固定資産管理システムの情報のみを把握しており、固定資産取得（台帳作成）後の財務システムでの処理は経理課が行っているため、事務所はそれについて把握していない。

また、「精算書」の作成は以下のように行っている。

精算額の集計については主たる工事の設計書を参照し、機器費などの明確に金額を振り分けられる分野で集計した後に、工事費や一般管理費などの共通費用を集計済金額の比率で按分している。

補助金等については当該精算に係る補助金等の合計額を各資産の補助対象金額の比率で按分している。

建設諸経費とは事務費のことを指し、以下の①の作業を行い、各資産へ配分している。

① 建設諸経費の全体額を各工事・委託へ割り振る

当年度における建設仮勘定に計上された各工事と各委託の金額を分子とし、それらの合計を分母とし、これに建設諸経費の決算額を乗じたものを各工事及び委託への配賦額としている。

1つの工事で複数の固定資産を取得する場合は更に②の作業を行い、各資産へ配分する。

② ①で割り振ったものを各資産へ割り振る

精算案件ごとに、建設諸経費配賦前の各資産の精算予定額を分子とし、それらの合計を分母としたものに乗ずることで各資産に割り振りを行っている。

(2) 手続

簿冊内の各支払伝票、精算書、固定資産台帳、振替回議書等、を入手し、固定資産台帳のデータを財務システムに仕訳処理するプロセスを理解し、計上額の適切性を検討した。

(3) 結果

上記の監査手続を実施した結果、次のとおり、指摘事項を述べることとする。

① 工事等の債務負担行為に係る伝票処理について（指摘）

【現状・問題点】

令和3年5月27日付で管理部経理課長から発出されている企管経第332号「工事等の債務負担行為に係る伝票処理について（通知）」において、「令和4年度以降に契約を締結する債務負担行為に係る支出予算については、当該年度の支払限度額ではなく出来高予定額で予算要求」することとなっておりますが、「令和3年度以前に契約した債務負担行為については、従来どおりに伝票を処理いただき、また、支払限度額にて予算要求を」するようとなっております。

したがって、令和4年度以降は、契約締結が令和3年度以前の債務負担行為に係る伝票処理では、支払限度額で予算要求をし、令和4年度以降のものでは、出来高予定額で予算要求をし、未払金が生ずる、という2種類の処理がされている。

この企管経第332号では、以下のような設例を示している。

工事名：	修繕工事				
契約金額：	440万円（消費税額40万円）				
契約期間：	令和4年4月1日から令和7年3月20日				
支払限度額：	令和4年度99万円、令和5年度99万円、令和6年度242万円				
出来高予定額：	令和4年度110万円、令和5年度110万円、令和6年度220万円				
	予算	修繕費	現預金	仮払消費税等	未払金
<令和4年度>	990,000	900,000	-990,000	90,000	
	110,000	110,000			110,000
合計：	1,100,000	1,010,000	-990,000	90,000	110,000
<令和5年度>	990,000	900,000	-990,000	90,000	
	110,000	110,000			110,000
合計：	1,100,000	1,010,000	-990,000	90,000	110,000
<令和6年度>	2,200,000	1,980,000	-2,200,000	220,000	
	0		-220,000		-220,000
合計：	2,200,000	1,980,000	-2,420,000	220,000	-220,000
総合計：	4,400,000	4,000,000	-4,400,000	400,000	0

出典：企管経第332号の設例に基づき監査人作成

この処理を仮払消費税等の観点で集計すると次のようになる。

	出来高予定額	対応消費税額	消費税計上差額
<令和4年度>			
合計：	1,100,000	100,000	-10,000
<令和5年度>			
合計：	1,100,000	100,000	-10,000
<令和6年度>			
合計：	2,200,000	200,000	20,000
総合計：	4,400,000	400,000	0

この設例は修繕工事ということであるが、固定資産取得に係る工事であっても同じであり、このことから、完成前の年度における未払金に対応する建設仮勘定計上額は仮払消費税等の金額だけ過大に計上されていることがわかる。逆に言うと、仮払消費税等が計上されていない。

【結果（指摘）：管理部経理課】

建設仮勘定に計上する金額は仮払消費税等の金額を控除した金額を計上する必要がある。